

**霧島市アダプト（里親）制度推進計画策定
に関する調査研究**

平成 24 年 3 月

霧 島 市

財団法人 地方自治研究機構

はじめに

先の東日本大震災において被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

近年、少子高齢化や景気低迷による厳しい財政事情等、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのような中で地方公共団体は地域産業の活性化、地域コミュニティの活性化、観光振興、行財政改革等の複雑多様化する課題に対応していかなくてはなりません。また、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、地方公共団体と共同して課題を取り上げ、全国的な視点と個々の地方公共団体の地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は4つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、このうちの一つの成果を取りまとめたものです。

アダプト・プログラムは、一定の公共の場所を養子に見立てて、市民等がわが子のように愛情を持って面倒をみて清掃・美化を行い、これを行政が支援するものです。近年では、市民による団体に限らず、企業などによる積極的な関与が行われています。これらの活動は平成10年に四国で始まり、平成13年には北海道から九州まで普及し、その後も着実に拡大を続けており、全国各地で多様なアダプト活動が取り組まれております。

本調査研究の調査団体である霧島市は、平成17年11月に1市6町が合併してできた市であり、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾に注ぐ天降川、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展しています。こうしたまちづくりの一環として、霧島市環境基本条例、霧島市生活環境美化条例、霧島市天降川等河川環境保全条例などを制定し、市民、事業者及び行政が一体となり、良好な環境を将来に引き継いでいくための取り組みを行ってきています。

本調査研究は、現在、河川、道路、公園等の維持管理について、霧島市に適したアダプト（里親）制度を制定し、市民、事業者及び行政が一体となり、良好な環境を将来に引き継いでいくための取り組みを構築する仕組みを検討したものです。

本研究の企画及び実施にあたっては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くのご指導とご協力をいただきました。

また、本研究は、地域社会振興財団の助成金を受けて、霧島市と当機構が共同で行ったものです。ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いです。

平成24年3月

財団法人 地方自治研究機構
理事長 佐野 徹 治

目次

序章 調査の概要.....	3
1. 調査の背景	3
2. 調査の目的	4
3. 調査研究の項目	5
4. 調査研究の方法	7
5. 調査研究の体制	8
第1章 アダプト制度の定義と国内での導入状況.....	11
1. アダプト制度の定義.....	11
2. アダプト制度の国内での導入状況.....	12
第2章 霧島市の概要と既存アダプト・ボランティア制度の取り組み.....	19
1. 霧島市の概況	19
2. 霧島市の既存アダプト・ボランティア制度.....	28
第3章 先進地におけるアダプト制度事例.....	31
1. 調査の概要	31
2. 個別事例（広島県、徳島県）	39
第4章 市民アンケート調査結果.....	81
1. アンケート実施の概要.....	81
2. 回答者属性	82
3. 居住地の環境に対する認識.....	86
4. 美化清掃に関するボランティア活動への参加.....	88
5. 美化清掃に関するボランティア活動への参加理由と問題点.....	94
6. 鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト（里親）制度に対する認識.....	100
7. 自由意見	108
第5章 団体・事業所アンケート調査結果.....	117
1. アンケート実施の概要.....	117
2. 回答団体・事業所の属性.....	118
3. 地域の環境に対する認識.....	120
4. 美化清掃に関するボランティア活動への取り組み.....	122
5. 美化清掃に関するボランティア活動への取り組みの理由と問題点.....	128

6. 鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト（里親）制度に対する認識.....	134
7. 自由意見	142
第6章 団体・事業所ヒアリング調査結果	151
1. 調査の実施概要	151
2. 調査結果	152
第7章 霧島市におけるアダプト対象施設等の範囲と活動の範囲	169
1. 霧島市のアダプト活動の定義.....	169
2. 霧島市におけるアダプト対象施設等の範囲と活動の範囲.....	171
第8章 霧島市のアダプト制度拡充に向けて.....	175
1. 霧島市民・団体のアダプト制度参加拡大に向けての課題.....	175
2. 霧島市民・団体のアダプト制度に対する認知度と参加意向.....	177
3. 霧島市のアダプト制度を制定する際のポイント.....	178
4. 霧島市のアダプト制度推進に向けた諸施策の推進.....	185
調査研究委員会等名簿.....	193
事務局・基礎調査機関.....	194
資料編	197
1. 市民アンケート調査票.....	197
2. 団体・事業所アンケート調査票.....	205

序章 調査の概要

序章 調査の概要

1. 調査の背景

霧島市の環境基本条例第3条第3項では「環境の保全及び形成は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を認識し、すべての日常生活及び事業活動において、公平な責任分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力協働して推進されなければならない」と規定している。

また、本市の環境基本条例をわかりやすく表現した「自然にやさしいまちづくり」「共生協働のまちづくり」は市長マニフェストであり、本市の市政を展開していくうえで重要な二つの柱でもあり、そのためには、市民・事業者・行政が、一体となり、本市の良好な環境を将来に引き継いでいくための仕組みを検討していく必要がある。

一方で、本市が制定した霧島市天降川等河川環境保全条例では、市、市民及び事業者が、協働して水環境や自然環境の保全を図り、良好な状態で未来へと引き継いでいくこととしており、同条例第10条に、「市は、天降川等周辺の自然景観を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と定めている。

この天降川等周辺の自然景観を保全するための必要な施策として、平成22年度に県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、平成22年度に民間事業者に委託し、天降川や手籠川等の河川両岸23kmの堤防沿い及び河川敷の芦、雑草、竹木等の除去等を行い、河川景観の保全に努めてきた。

本事業により、今まで、河川敷の芦、雑草、竹木等に隠れていた河川の流れる姿がよく見えるようになり、長年にわたりばい捨てごみや、不法投棄の温床になってきた河川の堤防道路沿い及び河川敷がとてもきれいになり、地域の方々からも喜んでいただいている。しかし、本事業は、単年度事業であり、河川の景観が良くなった箇所について、今後、管理をどうしていくかという大きな課題に直面した。

この課題について昨年度、霧島市関係各課で協議した結果、関係各課ともに、本市に適したアダプト（里親）制度を制定し、河川、道路、公園等の維持管理について市民・事業者・行政が、一体となり、本市の良好な環境を将来に引き継いでいくための仕組みを検討していくことが必要であるという認識で一致した。

平成23年度は、河川堤防法面の景観保全のため、霧島市河川景観保全アダプト（里親）制度推進事業を実施し、モデル的に河川景観保全に取り組む住民団体・事業者団体を募集し、活動を支援しながら、河川堤防法面の景観保全をはかっていく取り組みを行うが、本格的な本市に適したアダプト（里親）制度については、「霧島市アダプト（里親）制度推進計画策定に関する調査研究委員会」を中心に、今後、先進地におけるアダプト制度事例研究や市民活動団体・事業者及び市民アンケート調査などを通して、霧島市のアダプト制度における課題を整理し、制度のあり方について検討を行い、本市に適したアダプト（里親）制度を制定することとした。

2. 調査の目的

「霧島市アダプト(里親)制度推進計画策定事業」

◎事業の目的

「霧島市アダプト(里親)制度推進計画策定事業」では、河川、道路、公園等の維持管理について、本市に適したアダプト(里親)制度を制定し、市民・事業者・行政が、一体となり、本市の良好な環境を将来に引き継いでいくための取組を構築する。



◎事業概要

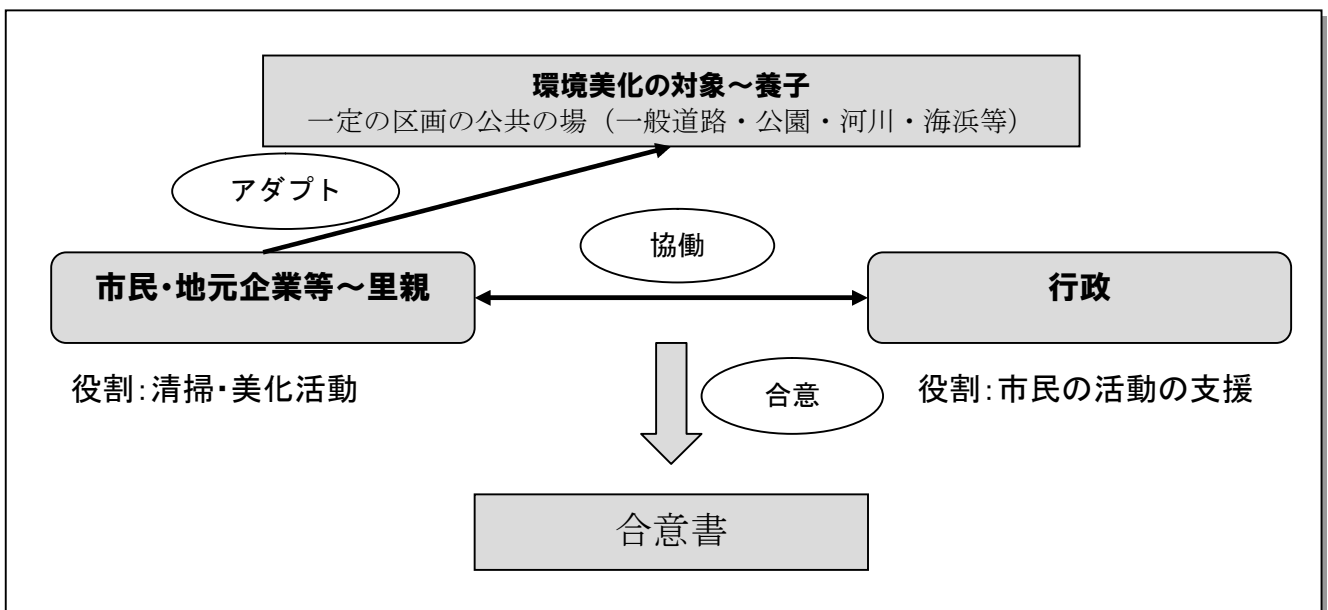
- ・ アンケート調査 (制度についての市民・事業者への調査)
- ・ 地元調査 (河川、道路等の管理を行っている自治会、事業者へのヒアリング)
- ・ 事例調査 (先進地調査)
- ・ その他 (庁内検討委員会及び有識者等による策定委員会の設置)



◎期待される事業効果

- ・ 市の良好な環境を守る
- ・ 市の地域コミュニティを創出する
- ・ 共生協働共助の街づくりにつながる
- ・ 市の行政経費の削減につながる

市民・事業者・行政が一体となった霧島市版アダプト制度のイメージ



3. 調査研究の項目

調査の目的を踏まえ、調査項目として次の8項目を掲げた。報告書の各章は本項目にしたがい、取りまとめている。

- ① アダプト制度の定義と国内での導入状況
- ② 霧島市の概要と既存アダプト・ボランティア制度取り組み
- ③ 先進地におけるアダプト制度事例
- ④ 市民アンケート調査
- ⑤ 団体・事業所アンケート調査
- ⑥ 団体・事業所ヒアリング調査
- ⑦ 霧島市におけるアダプト対象施設等の範囲と活動の範囲
- ⑧ 霧島市のアダプト制度拡充に向けて

報告書の各項目（章）の概要は次のとおりとなっている。

①アダプト制度の定義と国内での導入状況（第1章）

一般的なアダプト制度の定義と国内での導入状況についてとりまとめた。

②霧島市の概要と既存アダプト・ボランティア制度取り組み（第2章）

霧島市のアダプト制度に係る市施策、取組状況等について整理した。

③先進地におけるアダプト制度事例（第3章）

12 地方公共団体（4 県、7 市、1 特別区）の 16 事例を対象として、アダプト・プログラムの導入事例調査結果を取りまとめた。特に、広島県と徳島県については、視察調査結果を取りまとめた。

④市民アンケート調査（第4章）

平成 23 年 7 月に実施した市民アンケート調査結果から、環境に対する認識、美化清掃に関するボランティア活動への参加・取り組み状況、その理由、鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト（里親）制度に対する認識について整理した。

⑤団体・事業所アンケート調査（第5章）

平成 23 年 7 月に実施した団体・事業所アンケート調査結果から、環境に対する認識、美化清掃に関するボランティア活動への参加・取り組み状況、その理由、鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト（里親）制度に対する認識について整理した。

⑥団体・事業所ヒアリング調査（第6章）

アンケート調査結果を踏まえ、現在ボランティア・アダプト活動に取り組んでいる団体・事業所と本市の代表的な事業所等を対象にヒアリング調査を行い、現在の取り組みの内容と課題、アダプト制度の活用意向等を整理した。

⑦霧島市におけるアダプト対象施設等の範囲と活動の範囲（第7章）

①～⑥の検討結果から、霧島市におけるアダプト活動を定義して、その対象施設と活動の範囲を設定した。

⑧霧島市のアダプト制度拡充に向けて（第8章）

霧島市が、既に導入済の「霧島市河川景観保全アダプト（里親）制度推進事業」をはじめとするボランティア、アダプト制度を、拡充、拡張させていく方向性を検討し、取りまとめた。

4. 調査研究の方法

調査項目について明らかにするため、下記の調査を行った。

調査研究の方法

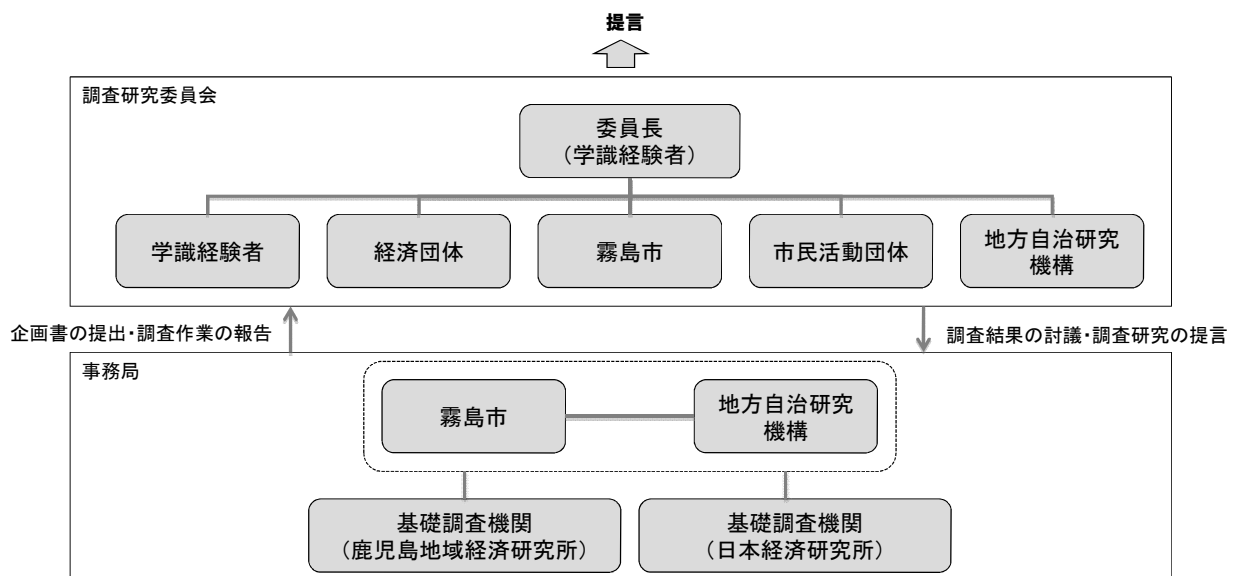
調査研究方法	調査方法	摘要
市民意識調査	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象：霧島市内に居住する20歳以上の世帯主の方から、無作為抽出(1,500サンプル)。 ●調査内容：回答者の属性、環境に関する認識、美化清掃活動に関するボランティア活動への参加・取組状況、鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト(里親)制度に対する認識、自由意見。 ●調査方法：郵送による配布、回収。返信用封筒による郵送。平成22年8月～9月実施。
各種団体調査	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象：団体200先(地区自治公民館89先、主要ボランティア団体から抽出40先、自治会・老人クラブから抽出40先、小・中・高等学校、大学・専門学校から抽出31先)、事業所300先(市内所在事業所から無作為抽出) ●調査内容：回答者の属性、環境に関する認識、美化清掃活動に関するボランティア活動への参加・取組状況、鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト(里親)制度に対する認識、自由意見。 ●調査方法：郵送による配布、回収。返信用封筒による郵送。平成22年8月～9月実施。
各種団体調査	ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象：霧島市内の団体・事業所。 ●調査内容：現在取り組んでいる美化清掃に関する活動、アダプト制度について、行政への要望、その他。 ●調査方法：基礎調査機関(鹿児島地域経済研究所)担当者による訪問聴取調査。平成22年9月～12月実施。
事例調査①	文献調査	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象：12地方公共団体(山形県、千葉県、広島県、徳島県、さいたま市、相模原市、日光市、東京都北区、稲城市、三条市、藤枝市、佐賀市)の16事例。 ●調査内容：導入の時期、対象施設、アダプト団体の要件、団体の活動内容、活動の種類・位置づけ、活動に対する支援、要綱等。 ●調査方法：文献、各団体HP等調査。
事例調査②	ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象：広島県、徳島県。 ●調査内容：事務局(霧島市、地方自治研究機構)担当者及び基礎調査機関(日本経済研究所)による視察調査。 ●調査方法：事務局(霧島市、地方自治研究機構)及び基礎調査機関(日本経済研究所)が訪問聴取調査。平成23年11月実施。

5. 調査研究の体制

学識経験者、経済団体、市民活動団体、行政関係者等で組織する「霧島市アダプト（里親）制度推進計画策定に関する調査研究委員会」（委員長：平田登基男氏 霧島市環境対策審議会会長・鹿児島工業高等専門学校名誉教授）を設置し、調査結果の分析及び調査研究結果の提案の検討を行った。委員会は、3回（6月、10月、1月）開催した。

事務局は、霧島市、地方自治研究機構で構成し、委員会での審議に必要な資料収集、調査研究の具体的な方法について検討を行った。調査研究の一部については、基礎調査機関・株式会社鹿児島地域経済研究所及び株式会社日本経済研究所に委託して実施した。

調査研究の体制



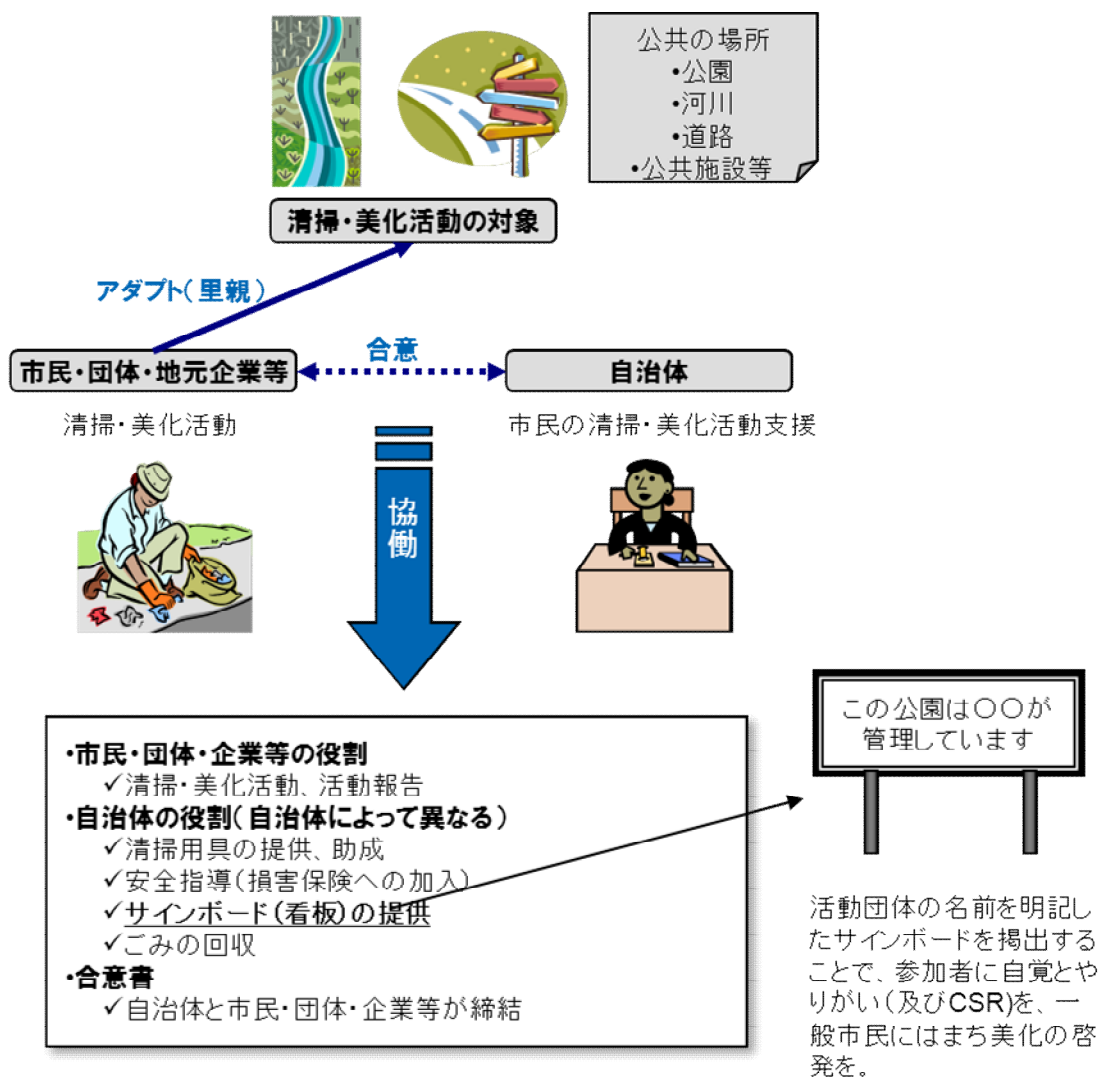
第1章 アダプト制度の定義と国内での導入状況

第1章 アダプト制度の定義と国内での導入状況

1. アダプト制度の定義

アダプト制度とは、一定の公共の場所を養子に見立てて（アダプト＝養子縁組）、市民等がわが子のように愛情を持って面倒をみて清掃・美化を行い、これを行政が支援するものである。

図表1-1 アダプト制度について

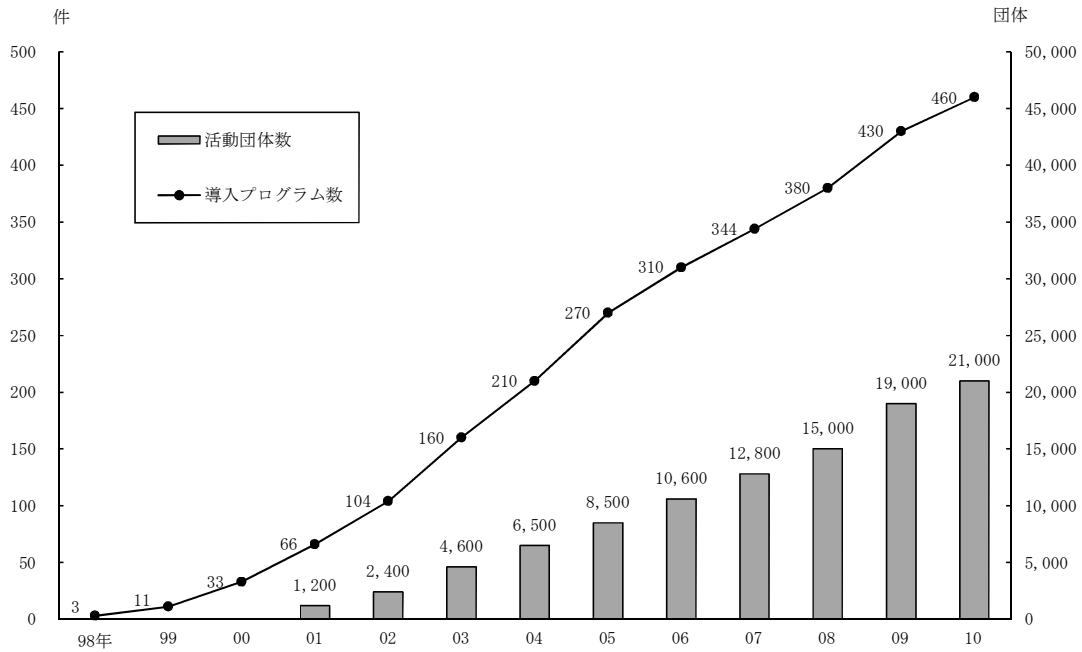


2. アダプト制度の国内での導入状況

(1) アダプト制度の国内での導入状況

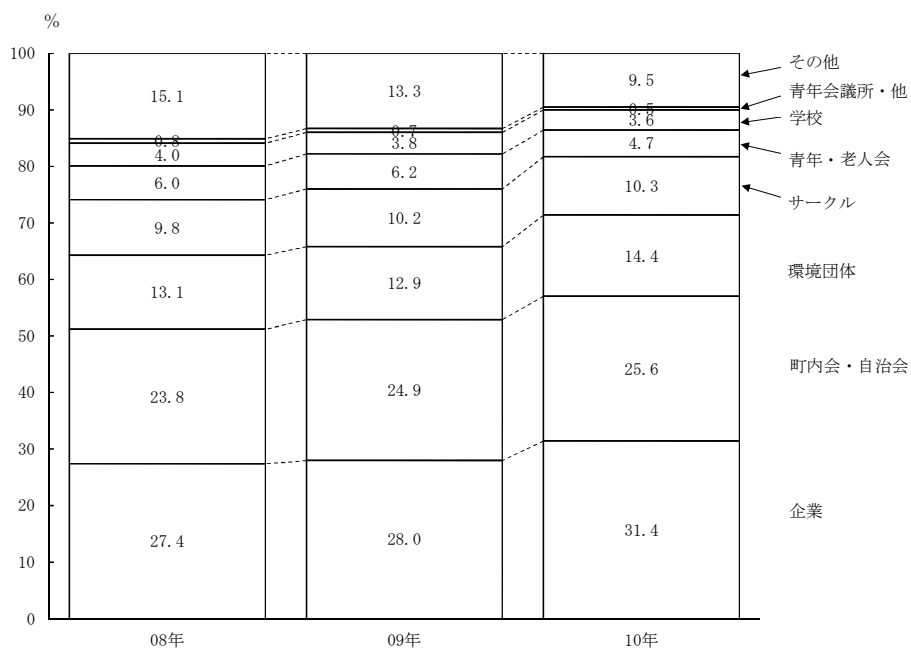
2010年度で2.1万団体がアダプト活動を行っている。活動団体で最も比率が高いのは企業であり、その比率は徐々に上昇しているが、未だ1/3以下である。

図表1-2 導入プログラム数と活動団体数の推移



資料：公益社団法人 食品容器環境美化協会 アダプト・プログラム導入自治体アンケート（定例年次調査）
回収数：254 自治体

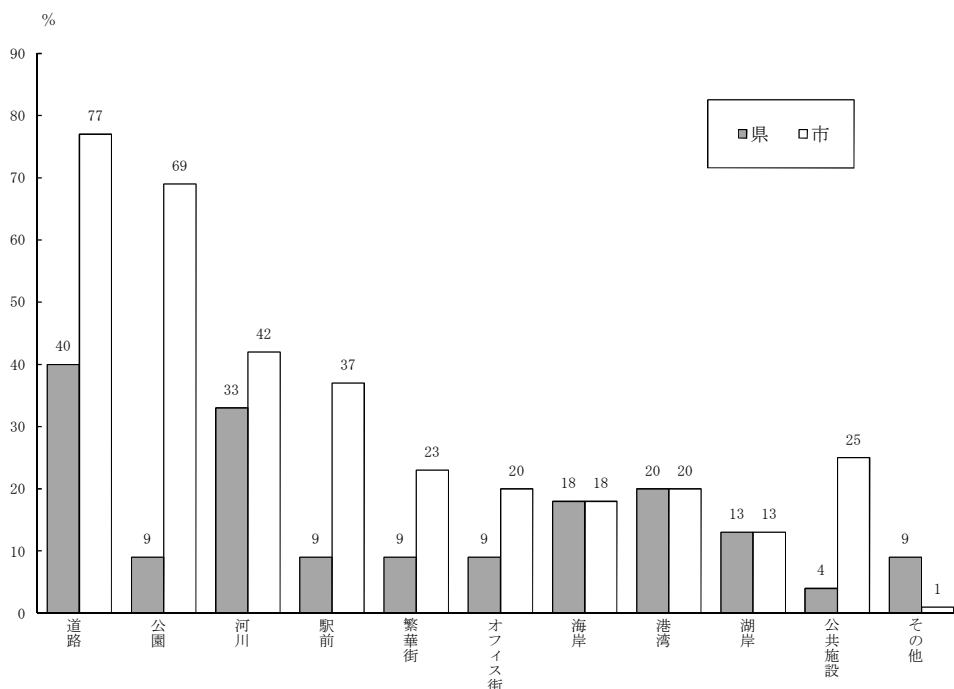
図表1-3 アダプト・プログラムに参加している団体の構成比



資料：公益社団法人 食品容器環境美化協会 アダプト・プログラム導入自治体アンケート（定例年次調査）
回収数：254 自治体

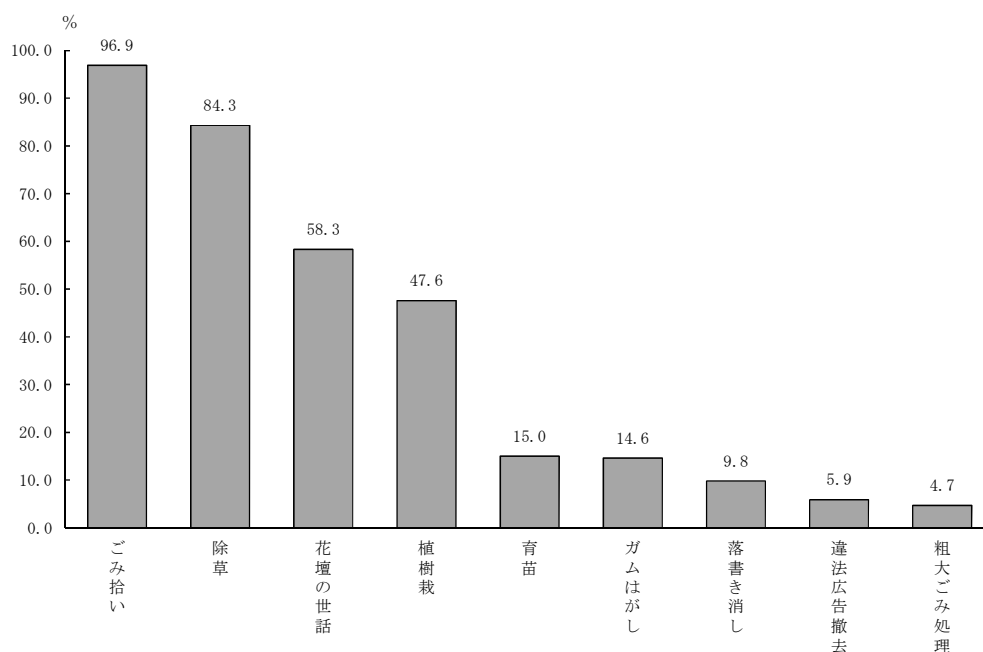
アダプト・プログラムが導入されている場所・施設としては、道路・河川・公園が多い。活動内容は、ごみ拾い、除草、花壇の世話等が多くビバー（刈払機）を用いるような草払い作業は必ずしも含まれていない。

図表1-4 アダプト・プログラムが導入されている場所・施設



資料：公益社団法人 食品容器環境美化協会 アダプト・プログラム導入自治体アンケート（定例年次調査）
回収数：254自治体

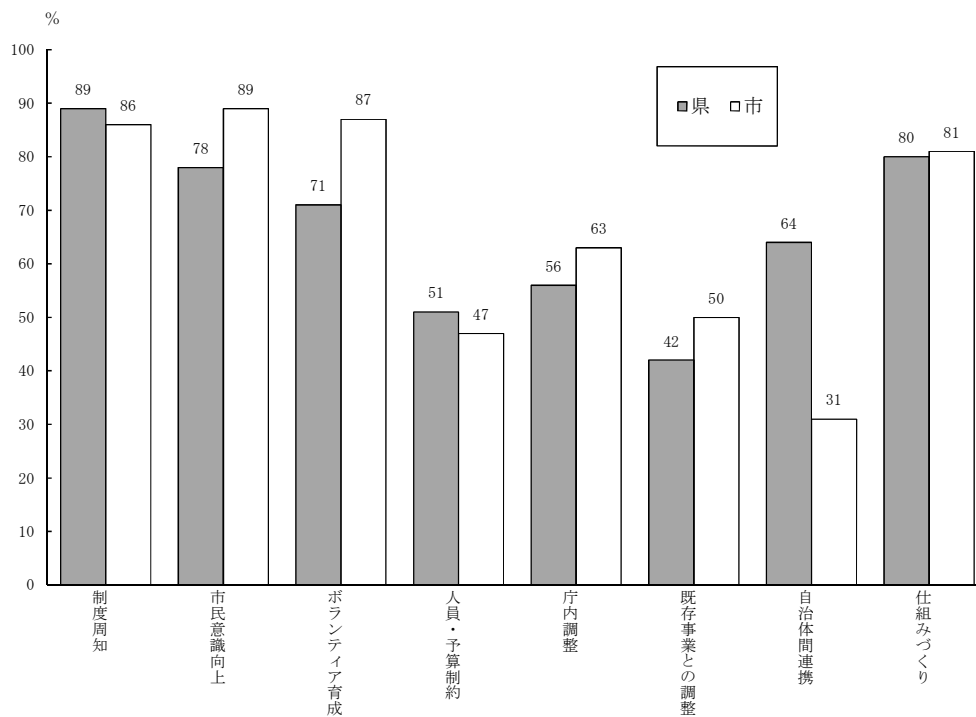
図表1-5 アダプト・プログラムにおける市民の活動内容



資料：公益社団法人 食品容器環境美化協会 アダプト・プログラム導入自治体アンケート（定例年次調査）
回収数：254自治体

課題としては、「制度周知」や「仕組みづくり」等が多く挙げられている。

図表 1-6 アダプト・プログラムの問題点と課題



資料：公益社団法人 食品容器環境美化協会 アダプト・プログラム導入自治体アンケート(定例年次調査)
回収数：254 自治体

(2) 鹿児島県のアダプト・プログラム

鹿児島県でも、河川、道路、港湾についてのアダプト・プログラムが導入されており、霧島市内の団体・事業所なども参加している。

図表1-7 鹿児島県のアダプト・プログラム

	みんなの水辺サポート 推進事業	みんなの港サポート事業	ふるさとの道サポート 推進事業	ふるさとの道サポート・ タイアップ事業
所管	県土木部河川課管理係	県土木部港湾空港課	県土木部道路管理維持課	県土木部道路維持課
支援対象	県管理河川または海岸（*）の一定区間（100m以上）において、年2回以上、定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃美化活動等を行う団体 * 海岸については、県河川課（国土交通省河川局）が所管する海岸での活動を対象とします。	県管理港湾又は海岸の相当程度の一定区間において、年2回以上、定期的なゴミ拾いや草刈り等の活動を行う団体や個人	県管理道路の一定区間（100m以上）において、日常的な管理を行うとともに、年2回以上の定期的な草刈りや花壇・植栽帯の手入れ等を行う団体や個人	県内で行なわれている道路美化活動を、積極的に支援したいという県内外の企業や個人
支援内容	1. 団体名を示したサインボードの設置 2. 清掃作業用品（軍手・ゴミ袋及び混合油）の支給 3. 活動中の事故に備えた損害保険の加入	1. 団体名を示したサインボードの設置 2. 清掃・美化活動用品（軍手・ゴミ袋及び混合油）の支給 3. 活動中の事故に備えた損害保険の助成	1. 団体名を示したサインボードの設置 2. 活動中の事故に備えた損害保険料の助成 3. 美化活動用品（ゴミ袋、花苗、混合油）の支給	県が承認した「ふるさとの道サポーター」の活動に協賛する企業等を募集し、協賛企業等から提供いただいた協賛金をサポーターへ活動経費として配分
手続き	(1) 参加申込（参加申込書・活動実施予定表等・美化活動用品支給申込書） (2) 協定の締結 (3) 認定書の交付 (4) 活動報告書の提出（年度末）			(1) 参加申込 (2) 協定の締結 (3) 認定書の交付
認定団体	104 団体(H23.3.30)	N.A.	362 団体(H23.2.22)	10 団体(H23.12.31)
参加している霧島市団体	<ul style="list-style-type: none"> 水の会 津田和建設ボランティア隊 南生測量設計ボランティア会 赤水自治会 重宏組海辺クリーンサポート隊 ヤマグチ株式会社さんわ会 株式会社丸野組ボランティアグループ 福地株式会社ボランティア会 	N.A.	<ul style="list-style-type: none"> きりしま路 うつたと会 株式会社新町組同志会 株式会社川原建設同志会 南建設道路愛護会 (株)山一建設 ボランティアクラブ 植村今村地区自治公民館 淵脇建設株式会社ボランティア隊 (株)山藤建設ボランティア隊 鶴丸建設(株) 道美会 道サポートクラブ・上之段 犬飼滝・和気公園未来会議 福地建設株式会社道の会 赤水自治会 株式会社丸野組ボランティアグループ 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島空港ビルディング(株) 国分電機(株) (株)信栄製作所鹿児島工場

資料：鹿児島県 HP

第2章 霧島市の概要と 既存アダプト・ボランティア制度の取り組み

第2章 霧島市の概要と既存アダプト・ボランティア制度の取り組み

1. 霧島市の概況

(1) 位置・地勢

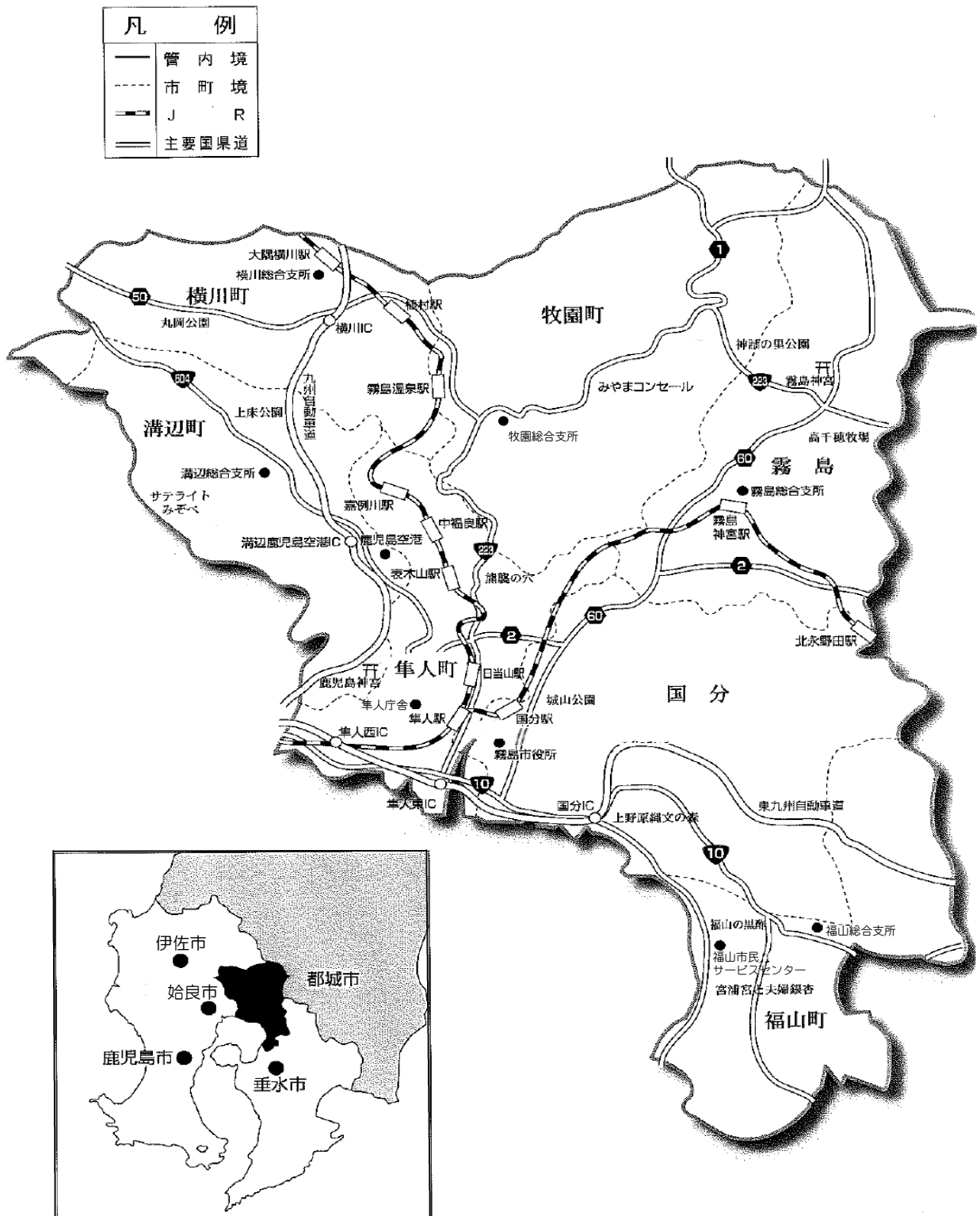
霧島市は鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、人口約12万7千人、面積603.68km²で、鹿児島県の総面積の6.6%占めており、人口・面積ともに県下第2の都市である。また、本市は、南九州3県の交通の要衝であるとともに、豊かな自然、悠久の歴史を誇る地域でもあり、北部は日本最初の国立公園である風光明媚な霧島連山、南部は豊かで広大な平野部波静かな錦江湾奥に接し、湾に浮かぶ雄大な桜島を望むところにあり、霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く豊かな天降川、山麓から平野部まで温泉郡等も有しており、海、山、川、温泉等、多彩で豊かな地域である。

図表2-1 霧島市の位置



資料：霧島市資料から抜粋

図表 2-2 霧島市の位置 (2)



資料：霧島市資料から抜粋

(2)沿革

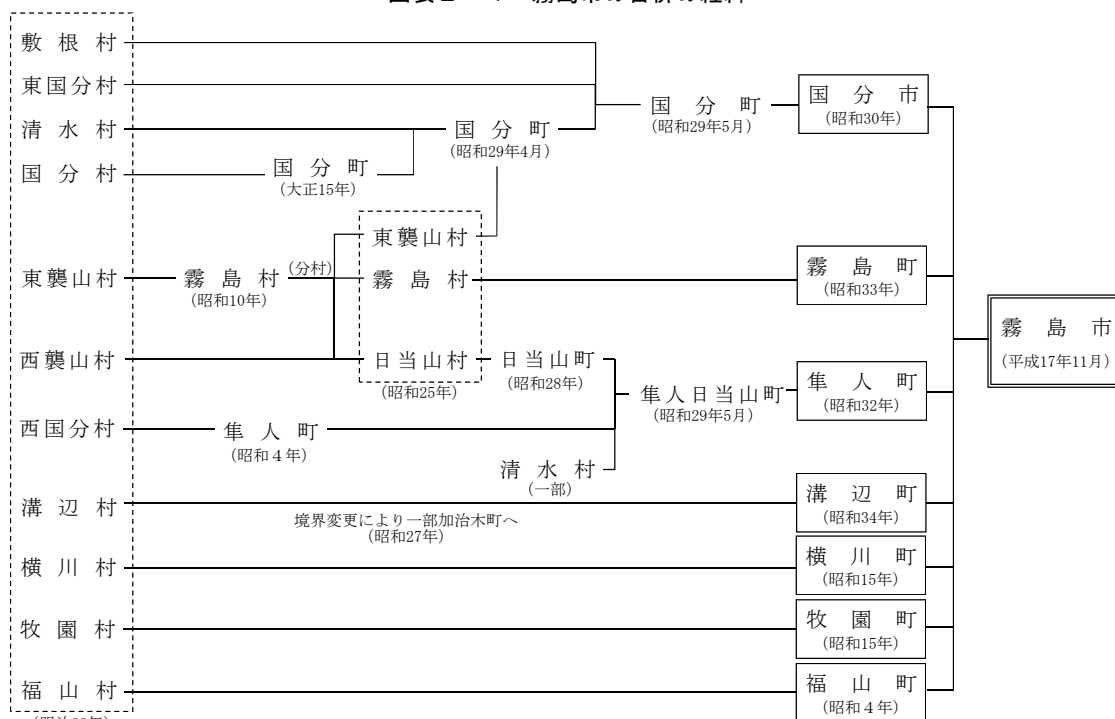
平成17年11月、国分市・溝辺町・横川町・牧園町・霧島町・隼人町・福山町の1市6町が合併して誕生した県内第2の都市である。

図表2-3 霧島市の沿革

区分	沿革
国分市	○昭和29年に1町4村が合併し、国分町となる ○昭和30年に市制を施行
霧島町	○昭和9年に霧島国立公園に指定 ○昭和10年に霧島村と改称 ○昭和33年に町制を施行
隼人町	○昭和29年の合併で隼人日当山町となる ○昭和32年に隼人町と改称
溝辺町	○昭和23年に当時の溝辺村から崎森の一部、長谷地区が分村 ○昭和27年には迫地区が分村して、加治木町に編入 ○昭和34年に町制を施行
横川町	○明治22年に上ノ村、中ノ村、下ノ村が合併して、横川村となる ○昭和15年町制が施行
牧園町	○昭和15年に町制が施行 ○昭和22年には、従来の6大字から7大字となる
福山町	○藩政時代から昭和初期まで、大隅半島の物資の集散地として大いに栄えた ○昭和4年に町制施行により福山村から福山町となる

資料：始良中央地区合併協議会「新市まちづくり計画」を基に作成

図表2-4 霧島市の合併の経緯



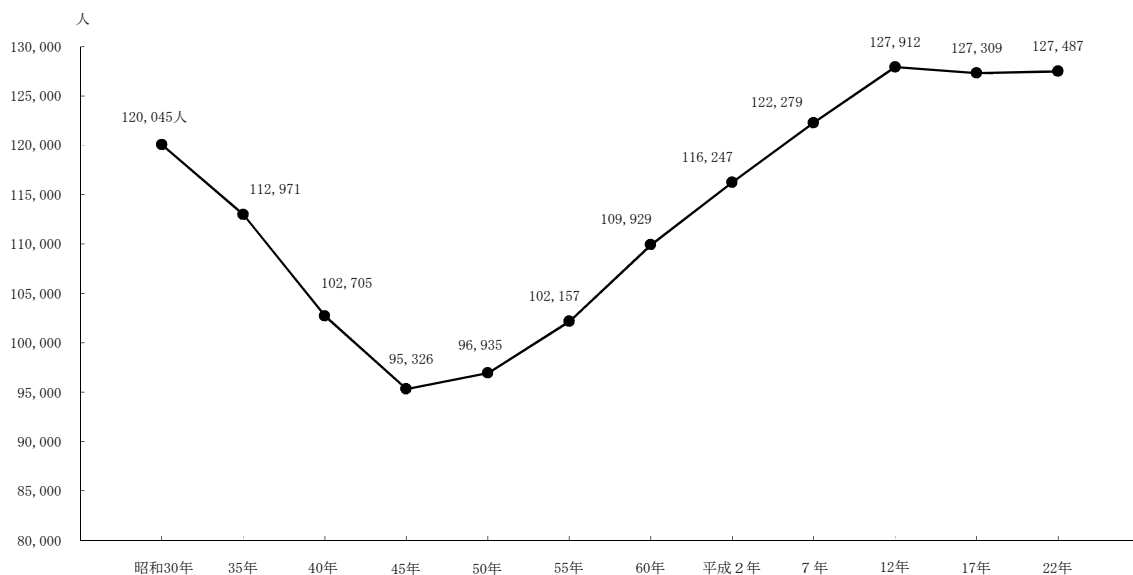
資料：霧島市統計書を基に作成

(3)人口・世帯

①人口・世帯の推移

平成 22 年の国勢調査によると、霧島市の総人口は 127,487 人、世帯数は 53,836 世帯、世帯当たり人員は 2.37 人/世帯となっており、昭和 45 年以降の人口推移を見ると、平成 12 年までは増加傾向となっていたが、近年においては、横ばい傾向となっている。世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより人口と同様に増加傾向を示してきたものの、平成 17 年からその増加も鈍り、53,836 世帯となっている。

図表 2-5 霧島市の人口の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」(各年分)を基に作成

図表 2-6 霧島市の人口・世帯・1世帯当たり人員の推移

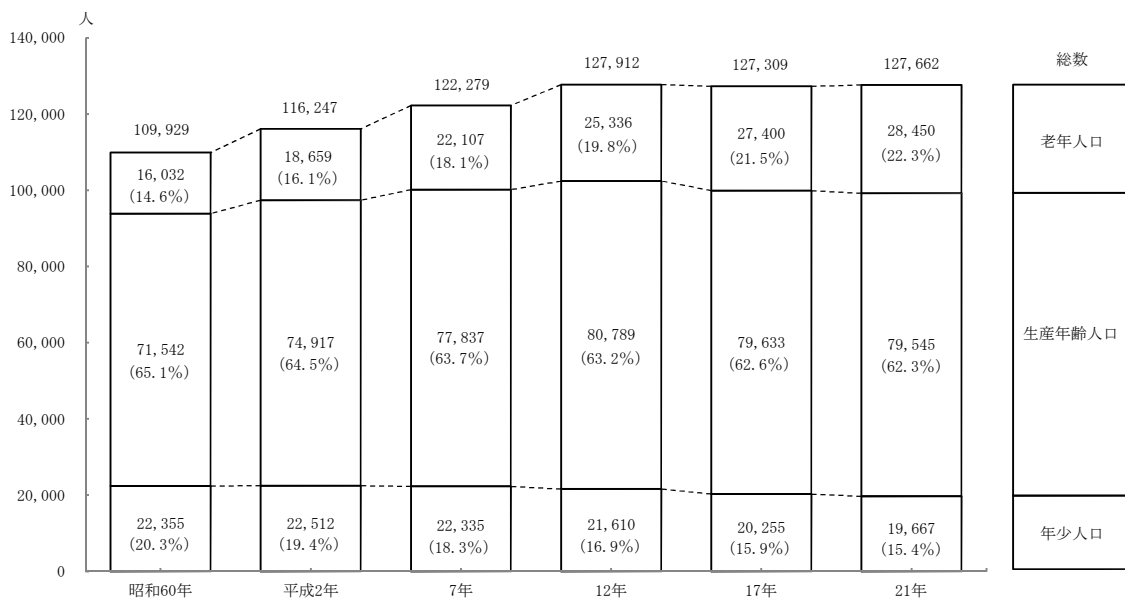
区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人)
昭和 60 年	109,929	40,336	2.73
平成 2 年	116,247	43,780	2.66
平成 7 年	122,279	47,504	2.57
平成 12 年	127,912	51,672	2.48
平成 17 年	127,309	52,395	2.43
平成 22 年	127,487	53,836	2.37

資料：総務省統計局「国勢調査」(各年分)を基に作成

②人口構造

年齢階層別人口の構成比の推移をみると、昭和60年から平成17年の20年間で15歳未満の人口割合が4.4ポイント減少する一方、65歳以上の人口の割合は6.9ポイント増加しており、少子高齢化が進行している。

図表2-7 霧島市の人口構造の推移



(注) 年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

年齢不詳分があるため、各階層の合計と総数は一致しない

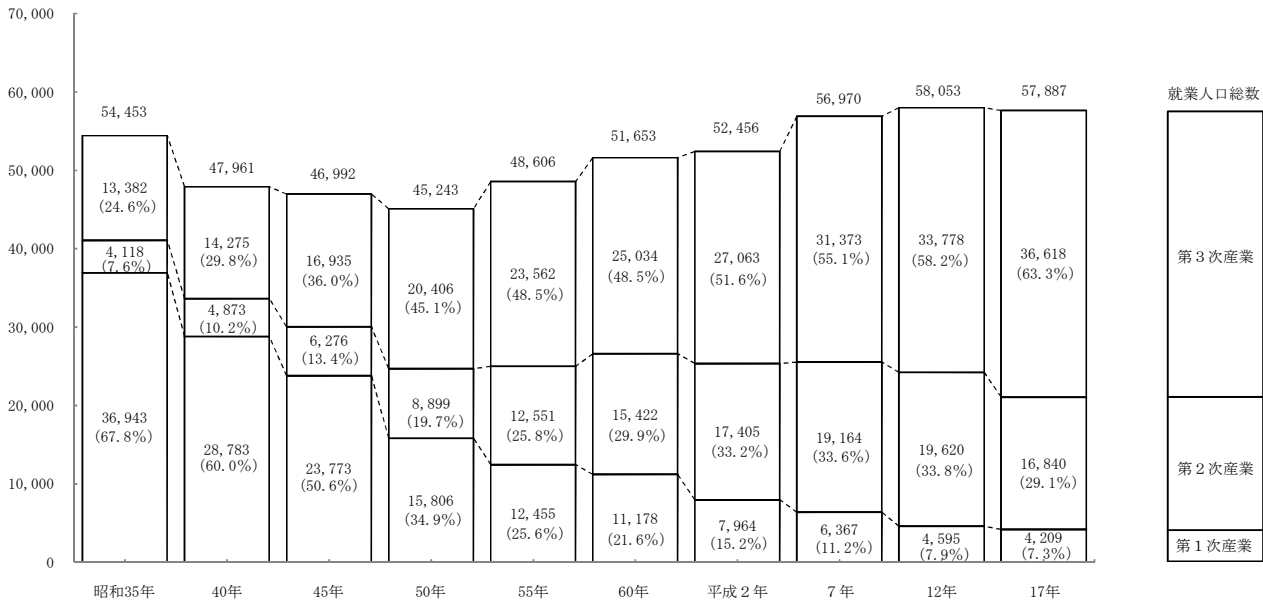
資料：平成17年までは総務省統計局「国勢調査」平成21年は鹿児島県推計人口を基に作成

(4) 産業

平成17年の霧島市の就業人口総数(15歳以上)は57,887人。産業別では第1次産業4,209人(7.3%)、第2次産業16,840人(29.1%)、第3次産業36,618人(63.3%)となっている。

昭和60年と比較すると、第1次産業の割合は14.3ポイント減少している。一方、第3次産業は14.8ポイントの増加となっており、第1次産業から第3次産業へと就業人口構成比の移行が見られる。

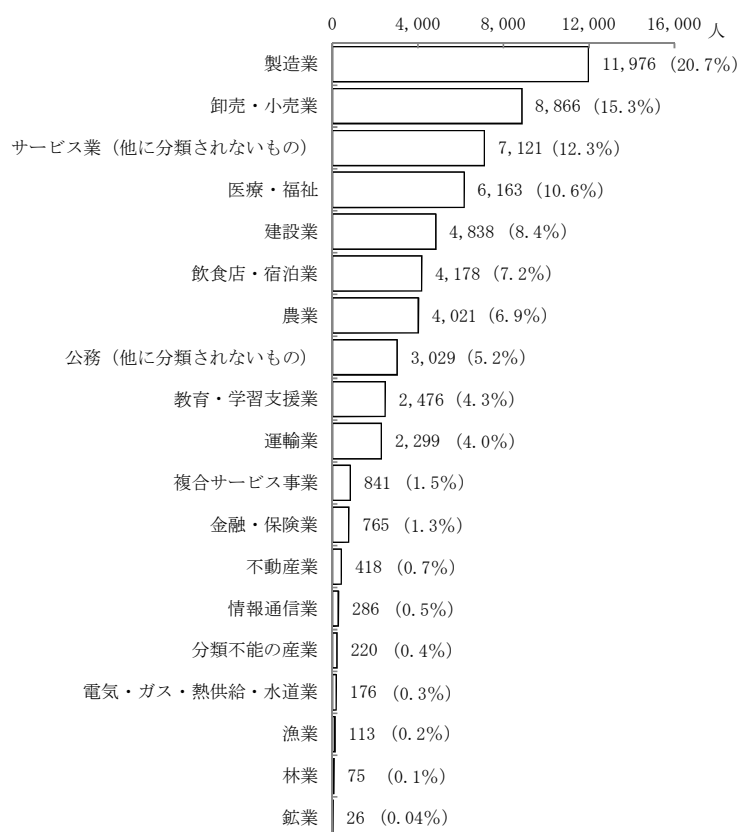
図表2-8 霧島市の産業3部門別就業人口の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」(各年分)を基に作成(就業人口総数には、分類不能の就業者を含む)

霧島市の産業別就業人口についてみると、製造業が11,976人(20.7%)が最も多くなっており、以下、卸売・小売業が8,866人(15.3%)、サービス業(他に分類されないもの)が7,121人(12.3%)と続く。また、霧島市の事業所数についてみると、平成21年現在で5,242事業所が立地しており、第1次産業は91事業所(1.7%)、第2次産業は818事業所(15.6%)、第3次産業は4,333事業所となっている。

図表2-9 霧島市の産業別就業人口



資料：総務省統計局「平成17年国勢調査」を基に作成

図表2-10 霧島市の事業所数の状況

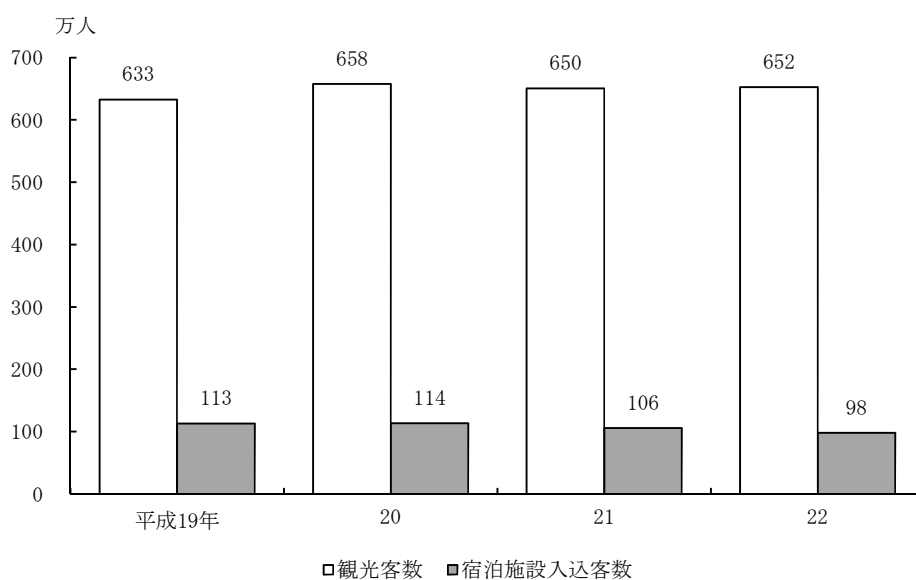
区分	平成21年	
	事業所	割合
事業所総数	5,242	100.0
第一次産業	91	1.7
農林漁業	91	1.7
第二次産業	818	15.6
鉱業	3	0.1
建設業	504	9.6
製造業	311	5.9
第三次産業	4,333	82.7
卸売・小売業・飲食店	2,170	41.4
金融・保険業・不動産	274	5.2
運輸・通信業	139	2.7
電気・ガス・水道	16	0.3
サービス業	1,676	32.0
公務・その他	58	1.1

資料：平成21年は経済センサス基礎調査を基に作成

(5) 観光

霧島市の観光客数の推移をみると、平成 22 年の観光客数は 652 万人、宿泊施設入込客数は 98 万人となっている。平成 19 年以降の推移をみると、観光客数と宿泊施設入込客数は、共に横ばいの状態で推移している。

図表 2-11 霧島市の観光客数



資料：霧島市観光課資料を基に作成

(6) 都市公園と道路

平成 22 年度の都市公園は、総数が 53 箇所、総面積は 107.13ha となっている。また、道路の現況をみると、路線数は 1,810 本、延長は 1,938,094m となっている。

図表 2-12 霧島市の都市公園と道路の現況

年度	計		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園	
	数	面積 (ha)	数	面積 (ha)	数	面積 (ha)	数	面積 (ha)	数	面積 (ha)	数	面積 (ha)
H20 年度	52	104.60	39	18.26	7	12.55	3	16.02	2	43.06	1	14.70
H21 年度	52	104.60	39	18.26	7	12.55	3	16.02	2	43.06	1	14.70
H22 年度	53	107.13	40	19.28	7	12.57	3	16.02	2	43.06	1	14.70

(注) 各年 4 月 1 日現在

四捨五入の為、合計と内訳は一致しない。

資料：霧島市統計書を基に作成

区分		路線数 (本)	延長 (m)	舗装 (m)	舗装率 (%)
総数		1,810	1,938,094	204,502	89
国道		4	109,737	-	100
県道		30	251,567	-	100
市道	一級	87	215,812	13,179	94
	二級	93	217,312	20,483	91
	その他	1,596	1,143,666	170,840	85
	小計	1,776	1,576,790	204,502	87

(注) 平成 22 年 4 月 1 日現在

資料：霧島市統計書を基に作成

2. 霧島市の既存アダプト・ボランティア制度

(1) 霧島市の既存アダプト・ボランティア制度

霧島市では、既に複数のアダプトないしはボランティア活動に関連する制度が導入済みであり、この中でも「霧島市河川景観保全アダプト制度」が、所謂一般的なアダプト制度としてモデル事業的に導入されたものである。

図表 2-13 霧島市の既存アダプト・ボランティア制度

	霧島市環境美化活動事業委託	環境美化里親制度推進事業 (現在はモデル事業)	ふれあいボランティア霧島の日	地区活性化事業補助金	霧島市河川景観保全アダプト制度 (モデル的事业)
窓口	総務部総務課市民運動推進室	総務部総務課市民運動推進室	総務部総務課市民運動推進室	企画部共生協働推進課	生活環境部環境衛生課
内容	緑豊かな美しい環境づくりを支援する地域やボランティア団体の取り組みを支援	市道・公園・河川等で自発的に清掃や花の植栽などの環境美化を行う市民団体等を「環境美化里親」として認定し、市民と行政が協力して快適で美しいまちづくりを推進するモデル事業を実施し、市全体に広げていく	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の道路・河川掃除・空き缶拾い 公共施設の清掃・花壇の手入れ 墓地・神社等の清掃 独居老人宅訪問 その他地区自治公民館の現状に照らして 	<ul style="list-style-type: none"> 公共の場(市道周辺等)を含む美化作業 ロードミラーの清掃、空き缶拾い、花いっぱい運動など 	<ul style="list-style-type: none"> 市/国・県の管理する河川 河川堤防等の草払い 河川堤防等のポイ捨てごみ等の収集・処分 河川堤防等の不法投棄ごみや堤防の破損等の情報提供
対象	環境美化活動推進団体(委託先)	ボランティアを推進する市民団体	89地区自治公民館単位	地区自治公民館及び自治会	企業等法人 地区自治公民館 市民活動団体
経費負担	予算の範囲内で事業に要する経費のうち原則として消耗品等事業推進に必要な経費について委託費として支出	里親として認定した団体に対し、看板設置費用や消耗品代を委託経費として支給している。	活動助成費(1万円)	補助金(事業主体が地区自治公民館の場合、1事業3万円以上とし、1地区自治公民館あたりの補助金の総額は20万円/年を限度)	事業の実績に応じた補助金

(2) 霧島市河川景観保全アダプト制度

平成 23 年度から開始した河川景観保全アダプト制度は、河川景観の保全に取り組む市民・団体等の地域美化活動をモデル的に推進しようとするものである。

本制度は、県管理河川及び市管理河川の堤防のり面の草払いなどの景観保全活動を継続的に実施する市民団体を登録し、活動経費の助成や看板設置などを行うものである。

第3章 先進地におけるアダプト制度事例

第3章 先進地におけるアダプト制度事例

1. 調査の概要

(1) 調査対象

本事例調査は、全国に436あるアダプト・プログラムのうち12地方公共団体（4県、7市、1特別区）の16事例を対象とした。

図表3-1 調査対象地域一覧

導入主体	アダプト・プログラム名称
山形県	山形県ふるさとの川アダプト事業
千葉県	千葉県道路アダプトプログラム 千葉県河川海岸アダプトプログラム
広島県（視察調査）	広島県アダプト制度
徳島県（視察調査）	徳島県OURロードアダプト事業 徳島県OURリバーアダプト事業 徳島県OURポートアダプト事業 徳島県OURパークアダプト事業
埼玉県さいたま市	さいたまロードサポート制度
神奈川県相模原市	街美化アダプト制度
栃木県日光市	日光市クリーンパートナー制度
東京都北区	東京都北区美化ボランティア制度
東京都稲城市	稲城市公共施設アダプト制度
新潟県三条市	三条市まち美化ボランティア制度
静岡県藤枝市	藤枝市まち美化里親制度
佐賀県佐賀市	さわやかマイタウンSAGA

(2) 調査方法

文献調査及び事務局（霧島市、地方自治研究機構）担当者による視察調査（広島県、徳島県）。

図表 3-2 調査対象地域



(3) 全国アダプト・プログラム事例まとめ

① 導入時期

対象事例の中では、徳島県神山町における取り組み事例を参考に平成11年7月に試行を開始した広島県アダプト制度が最も早い。平成11年10月には、徳島県ロードアダプト事業及び徳島県OURパークアダプト事業が導入された。本格導入時期は、新潟県三条市が平成14年4月、栃木県日光市及び東京都稲城市が平成14年8月、神奈川県相模原市が平成15年4月、静岡県藤枝市が平成15年5月、佐賀県佐賀市が平成15年10月であり、平成15年頃に本格導入された事例が多い。山形県、広島県、東京都北区、佐賀県佐賀市は、試行を経て本格導入した。

図表3-3 先進地におけるアダプト制度導入時期

アダプト・プログラム名称	導入主体	導入時期	
		試行開始	本格導入
山形県ふるさとの川アダプト事業	山形県	平成14年4月	平成17年4月
千葉県道路アダプトプログラム	千葉県		平成20年4月
千葉県河川海岸アダプトプログラム	千葉県		平成20年4月
広島県アダプト制度	広島県	平成11年7月	平成12年4月
徳島県OURロードアダプト事業	徳島県		平成11年10月
徳島県OURリバーアダプト事業	徳島県		平成13年4月
徳島県OURボートアダプト事業	徳島県		平成13年4月
徳島県OURパークアダプト事業	徳島県		平成11年10月
さいたまロードサポート制度	埼玉県さいたま市		平成17年4月
街美化アダプト制度	神奈川県相模原市		平成15年4月
日光市クリーンパートナー制度	栃木県日光市		平成14年8月
東京都北区美化ボランティア制度	東京都北区	平成16年2月	平成17年10月
稲城市公共施設アダプト制度	東京都稲城市		平成14年8月
三条市まち美化ボランティア制度	新潟県三条市		平成14年4月
藤枝市まち美化里親制度	静岡県藤枝市		平成15年5月
さわやかマイタウンSAGA	佐賀県佐賀市	平成15年2月	平成15年10月

② 対象とする場所

対象とする場所は、道路、公園、河川及び海岸が多い。徳島県は港湾、栃木県日光市は駐車場、佐賀県佐賀市は湖岸も対象としている。

図表 3-4 先進地のアダプト制度が対象とする場所

アダプト・プログラム名称	導入主体	対象とする場所						
		道路	公園	河川	海岸	港湾	湖岸	駐車場
山形県ふるさとの川アダプト事業	山形県			○	○			
千葉県道路アダプトプログラム	千葉県	○						
千葉県河川海岸アダプトプログラム	千葉県			○	○			
広島県アダプト制度	広島県	○		○				
徳島県OURロードアダプト事業	徳島県	○						
徳島県OURリバーアダプト事業	徳島県			○				
徳島県OURボートアダプト事業	徳島県				○	○		
徳島県OURパークアダプト事業	徳島県		○					
さいたまロードサポート制度	埼玉県さいたま市	○						
街美化アダプト制度	神奈川県相模原市	○	○	○				
日光市クリーンパートナー制度	栃木県日光市	○	○					○
東京都北区美化ボランティア制度	東京都北区	○	○	○				
稲城市公共施設アダプト制度	東京都稲城市	○	○	○				
三条市まち美化ボランティア制度	新潟県三条市	○	○	○				
藤枝市まち美化里親制度	静岡県藤枝市	○	○	○				
さわやかマイタウンSAGA	佐賀県佐賀市	○	○	○	○		○	

③アダプト団体の要件

個人参加を認めているのは千葉県、広島県、東京都稲城市、新潟県三条市及び佐賀県佐賀市。ただし、広島県は奨励金を受給できるのは5人以上の団体に限定している。活動回数に要件を設けている地方公共団体もある。

図表 3-5 先進地におけるアダプト団体の要件

アダプト・プログラム名称	導入主体	要件	
		人数	活動回数
山形県ふるさとの川アダプト事業	山形県	2人以上	
千葉県道路アダプトプログラム	千葉県	1人以上	
千葉県河川海岸アダプトプログラム	千葉県	1人以上	
広島県アダプト制度	広島県	1人以上	年3回以上
徳島県OURロードアダプト事業	徳島県	2人以上	年3回以上
徳島県OURリバーアダプト事業	徳島県	2人以上	年3回以上
徳島県OURボートアダプト事業	徳島県	2人以上	年3回以上
徳島県OURパークアダプト事業	徳島県	2人以上	年3回以上
さいたまロードサポート制度	埼玉県さいたま市	10人以上	月1回以上
街美化アダプト制度	神奈川県相模原市	5人以上	
日光市クリーンパートナー制度	栃木県日光市	10人以上	年6回以上
東京都北区美化ボランティア制度	東京都北区	2人以上	
稲城市公共施設アダプト制度	東京都稲城市	1人以上	
三条市まち美化ボランティア制度	新潟県三条市	1人以上	
藤枝市まち美化里親制度	静岡県藤枝市	5人以上	
さわやかマイタウンSAGA	佐賀県佐賀市	1人以上	年6回以上

④アダプト団体の活動内容

ほとんどの事例で、清掃、ごみ収集、草払い、植栽・花壇の手入れ、不法投棄ごみや破損等の情報提供をアダプト団体が担当している。千葉県道路アダプトプログラムでは快適な道路環境の維持に係る簡易な作業も対象としている。徳島県は草払い、栃木県日光市は植栽・花壇の手入れ、埼玉県さいたま市は不法投棄ごみや破損等の情報提供は地方公共団体が担当している。

図表3-6 先進地におけるアダプト団体の活動内容

アダプト・プログラム名称	導入主体	活動内容					
		清掃	ごみ収集	草払い	植栽・花壇 の手入れ	不法投棄ご みや破損等 の情報提供	補修等
山形県ふるさとの川アダプト事業	山形県	○	○	○	○	○	
千葉県道路アダプトプログラム	千葉県	○	○	○	○	○	○
千葉県河川海岸アダプトプログラム	千葉県	○	○	○	○	○	
広島県アダプト制度	広島県	○	○	○	○	○	
徳島県OURロードアダプト事業	徳島県	○	○		○	○	
徳島県OURリバーアダプト事業	徳島県	○	○		○	○	
徳島県OURポートアダプト事業	徳島県	○	○		○	○	
徳島県OURパークアダプト事業	徳島県	○	○		○	○	
さいたまロードサポート制度	埼玉県さいたま市	○	○	○	○		
街美化アダプト制度	神奈川県相模原市	○	○	○	○	○	
日光市クリーンパートナー制度	栃木県日光市	○	○	○		○	
東京都北区美化ボランティア制度	東京都北区	○	○	○	○	○	
稲城市公共施設アダプト制度	東京都稲城市	○	○	○	○	○	
三条市まち美化ボランティア制度	新潟県三条市	○	○	○	○	○	
藤枝市まち美化里親制度	静岡県藤枝市	○	○	○	○	○	
さわやかマイタウンSAGA	佐賀県佐賀市	○	○	○	○	○	

⑤アダプト団体の活動の種類・位置づけ

アダプト団体の活動を「行政サービスのアウトソーシング」、アダプト団体と地方公共団体が協定書等を取り交わし、それに基づき活動を実施する「契約に基づくサービス」に分類すると、いずれの事例においても、アダプト団体と地方公共団体は、協定書、合意書、覚書等形式は様々であるが文書を取り交わし、それぞれの役割分担を定めているものの、ほとんどが「ボランティア活動」である。

神奈川県相模原市は、「市民とのパートナーシップに基づくまちづくり」を合意書に基づき行う「契約に基づくサービス」としている。

栃木県日光市は、クリーンパートナー制度を「市民がクリーンパートナーとして市に代わり公共施設をボランティアで管理する」制度、東京都稲城市はアダプト活動を「協働管理者として自発的に緑化・美化・清掃等を行う」活動としているが、アダプト団体の活動は無償なので「ボランティア活動」と位置づけている。

図表 3-7 先進地におけるアダプト団体の活動の類型・位置づけ

アダプト・プログラム名称	導入主体	類型・位置づけ		
		行政サービスの アウトソーシング	契約に基づく サービス	ボランティア活動
山形県ふるさとの川アダプト事業	山形県			○
千葉県道路アダプトプログラム	千葉県			○
千葉県河川海岸アダプトプログラム	千葉県			○
広島県アダプト制度	広島県			○
徳島県OURロードアダプト事業	徳島県			○
徳島県OURリバーアダプト事業	徳島県			○
徳島県OURポートアダプト事業	徳島県			○
徳島県OURパークアダプト事業	徳島県			○
さいたまロードサポート制度	埼玉県さいたま市			○
街美化アダプト制度	神奈川県相模原市		○	
日光市クリーンパートナー制度	栃木県日光市			○
東京都北区美化ボランティア制度	東京都北区			○
稲城市公共施設アダプト制度	東京都稲城市			○
三条市まち美化ボランティア制度	新潟県三条市			○
藤枝市まち美化里親制度	静岡県藤枝市			○
さわやかマイタウンSAGA	佐賀県佐賀市			○

⑥アダプト活動に対する支援

補助金等は、山形県、広島県及び神奈川県相模原市が支給しており、保険に関しては、地方公共団体が加入しているところが多く、地方公共団体が加入していない場合も、加入費用を負担する、市の市民活動サポート補償制度で対応する、全国市長会が加入する市民総合賠償補償保険で対応するなどして、事故が発生した際の補償に備えている。

清掃用具等は、補助金等を支給していない地方公共団体は貸与等をしている。補助金等を支給している山形県、広島県及び神奈川県相模原市は、補助金等で清掃用具等をアダプト団体が調達するとの考えに基づき、清掃用具等の貸与等を行っていない。

看板については、全ての地方公共団体がアダプト団体の希望に応じて設置している。

また、山形県、広島県、徳島県、埼玉県さいたま市及び栃木県日光市は、参加企業に入札参加資格審査における加算措置をとっている。

図表3-8 先進地におけるアダプト活動に対する支援

アダプト・プログラム名称	導入主体	支援				
		補助金等	保険	清掃用具等の貸与等	看板の設置	入札参加資格審査での加点
山形県ふるさとの川アダプト事業	山形県	○	加入費用を負担		○	○
千葉県道路アダプトプログラム	千葉県		加入	○	○	
千葉県河川海岸アダプトプログラム	千葉県		加入	○	○	
広島県アダプト制度	広島県	○	加入		○	○
徳島県OURロードアダプト事業	徳島県		加入	○	○	○
徳島県OURリバーアダプト事業	徳島県		加入	○	○	○
徳島県OURポートアダプト事業	徳島県		加入	○	○	○
徳島県OURパークアダプト事業	徳島県		加入	○	○	○
さいたまロードサポート制度	埼玉県さいたま市		加入	○	○	○
街美化アダプト制度	神奈川県相模原市	○	市の市民活動サポート補償制度で対応		○	
日光市クリーンパートナー制度	栃木県日光市		加入	○	○	○
東京都北区美化ボランティア制度	東京都北区		加入費用を負担	○	○	
稲城市公共施設アダプト制度	東京都稲城市		加入	○	○	
三条市まち美化ボランティア制度	新潟県三条市		加入	○	○	
藤枝市まち美化里親制度	静岡県藤枝市		加入	○	○	
さわやかマイタウンSAGA	佐賀県佐賀市		全国市長会が加入する市民総合賠償補償保険で対応	○	○	

⑦要綱等

アダプト・プログラムの導入に当たり、各地方公共団体は図表3-9のとおり要綱等を整備している。補助金等を交付している山形県、広島県及び神奈川県相模原市は、アダプト・プログラム自体の実施要綱等と別に、補助金等の交付に係る要綱等を定めている。

複数のアダプト・プログラムを有する地方公共団体のうち、千葉県はプログラム毎に実施要領を整備しているのみであるが、徳島県は、各アダプト事業を統括する徳島県土木施設アダプト支援事業運営要綱を定めている。

図表3-9 先進地におけるアダプト制度要綱等

アダプト・プログラム名称	導入主体	要綱等	
山形県ふるさとの川アダプト事業	山形県	山形県ふるさとの川アダプト事業実施要領	山形県ふるさとの川アダプト事業助成金交付要綱
千葉県道路アダプトプログラム	千葉県	千葉県道路アダプトプログラム実施要領	
千葉県河川海岸アダプトプログラム	千葉県	千葉県河川海岸アダプトプログラム実施要領	
広島県アダプト制度	広島県	広島県アダプト制度実施要領	広島県河川道路美化活動保険制度要綱 広島県河川道路美化活動保険事務取扱要綱 ひろしまアダプト活動支援事業奨励金募集要項
徳島県OURロードアダプト事業	徳島県	徳島県土木施設アダプト支援事業運営要綱	徳島県OURロードアダプト事業実施要領
徳島県OURリバーアダプト事業	徳島県		徳島県OURリバーアダプト事業実施要領
徳島県OURポートアダプト事業	徳島県		徳島県OURポートアダプト事業実施要領
徳島県OURパークアダプト事業	徳島県		徳島県OURパークアダプト事業実施要領
さいたまロードサポート制度	埼玉県さいたま市	さいたまロードサポート制度実施要綱	
街美化アダプト制度	神奈川県相模原市	街美化アダプト制度実施要綱	空き缶等散乱防止重点地区街美化アダプト制度実施要領 街美化アダプト制度(ふれあい広場管理)実施要領 街美化アダプト制度(緑地等管理)実施要領
日光市クリーンパートナー制度	栃木県日光市	日光市クリーンパートナー制度実施要綱	
東京都北区美化ボランティア制度	東京都北区	東京都北区美化ボランティア制度実施要綱	
稲城市公共施設アダプト制度	東京都稲城市	稲城市公共施設アダプト制度実施要綱	
三条市まち美化ボランティア制度	新潟県三条市	三条市まち美化ボランティア制度実施要綱	
藤枝市まち美化里親制度	静岡県藤枝市	藤枝市まち美化里親制度実施要綱	
さわやかマイタウンSAGA	佐賀県佐賀市	佐賀市環境美化推進事業実施要綱	環境美化活動に必要な清掃用具等の貸与又は支給に関する基準 標示板等の設置に関する基準

⑧アダプト団体が提出する書類

アダプト活動の申請時には、様式の種類に違いはあるものの、アダプト団体の概要、構成員名簿、活動計画を届け出るのが通常である。申請書類が2種類以上のところは、申請段階でアダプト団体の概要、構成員名簿を提出し、アダプト団体と地方公共団体が協定書等の文書を取り交わした後に、活動計画を提出する例が多い。

神奈川県相模原市は、申請段階で提出する書類の様式を定めていないが、事前に市と活動内容等について打ち合わせを行うほか、補助金等の申請時には活動内容等を記載した書類の提出を求めており、実態としては他の地方公共団体と同等のレベルの情報提供が必要になる。

アダプト活動の報告に関しては、静岡県藤枝市以外は報告を求めている。

補助金等を交付している山形県、広島県及び神奈川県相模原市のうち、山形県及び広島県では支出費用の明細の提出を要する。広島県の報告書類が多いのは、活動内容の報告をアダプト活動の報告と別に求めているためである。山形県では、活動内容についての改めての報告は必要ない。

図表3-10 先進地におけるアダプト団体が提出する資料

アダプト・プログラム名称	導入主体	活動		補助金等	
		申請	報告	申請	報告
山形県ふるさとの川アダプト事業	山形県	1種類	1種類	1種類	1種類
千葉県道路アダプトプログラム	千葉県	1種類	1種類	—	—
千葉県河川海岸アダプトプログラム	千葉県	1種類	1種類	—	—
広島県アダプト制度	広島県	1種類	1種類	1種類	4種類
徳島県OURロードアダプト事業	徳島県	2種類	1種類	—	—
徳島県OURリバーアダプト事業	徳島県	2種類	1種類	—	—
徳島県OURポートアダプト事業	徳島県	2種類	1種類	—	—
徳島県OURパークアダプト事業	徳島県	2種類	1種類	—	—
さいたまロードサポート制度	埼玉県さいたま市	2種類	1種類	—	—
街美化アダプト制度	神奈川県相模原市	0種類	1種類	1種類	1種類
日光市クリーンパートナー制度	栃木県日光市	3種類	1種類	—	—
東京都北区美化ボランティア制度	東京都北区	1種類	1種類	—	—
稲城市公共施設アダプト制度	東京都稲城市	3種類	1種類	—	—
三条市まち美化ボランティア制度	新潟県三条市	1種類	1種類	—	—
藤枝市まち美化里親制度	静岡県藤枝市	2種類	0種類	—	—
さわやかマイタウンSAGA	佐賀県佐賀市	1種類	1種類	—	—

⑨プログラムの継続性の担保

全ての地方公共団体がホームページにおける広報を行っており、広島県、静岡県藤枝市は広報紙も発行している。山形県、広島県、東京都稲城市及び静岡県藤枝市は、交流会などを開催してアダプト団体間の情報交換を図っている。東京都北区、東京都稲城市においては、アダプト団体の表彰制度を設けている。

⑩助成金・補助金などの申請手続きにおける工夫

全ての地方公共団体が書類作成時に必要に応じて助言等を行っている。広島県は、特定非営利活動法人ひろしまアダプトを創設し、アダプト団体の活動を支援している。

2. 個別事例（広島県、徳島県）


12 地方公共団体（4 県、7 市、1 特別区）の 16 事例のうち、視察調査を行った広島県と徳島県の事例をまとめた。調査項目は、以下のとおりである。

図表 3-11 調査項目

調査項目
<input type="checkbox"/> 地域の概要
<input type="checkbox"/> アダプト条例等
<input type="checkbox"/> アダプト・里親制度の定義
<input type="checkbox"/> 実績及び主な参加団体等
<input type="checkbox"/> 要件・条件
<input type="checkbox"/> 活動内容
<input type="checkbox"/> 助成金及び参加団体のインセンティブの内容
<input type="checkbox"/> アダプト・プログラム・マトリックス
<input type="checkbox"/> 申請手続きと書類
<input type="checkbox"/> プログラムの継続性の担保について
<input type="checkbox"/> 助成金・補助金などの申請手続きにおける工夫
<input type="checkbox"/> 要綱等
<input type="checkbox"/> その他

広島県アダプト制度

地域の概要

自治体名 広島県	位置図 
国勢調査人口 (平成 22 年 10 月 1 日現在) 2,860,750 人	
面積 8,479.05km ²	

類型・位置づけ		支援の概要	
行政サービスのアウトソーシング		補助金等	有
契約に基づくサービス		保険	県が保険に加入
ボランティア活動	○	清掃用具等の貸与等	無

【主管部局】

- 広島県土木局道路河川管理課
電話：082-513-3885
FAX：082-223-3523
URL：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1201591144712/index.html>

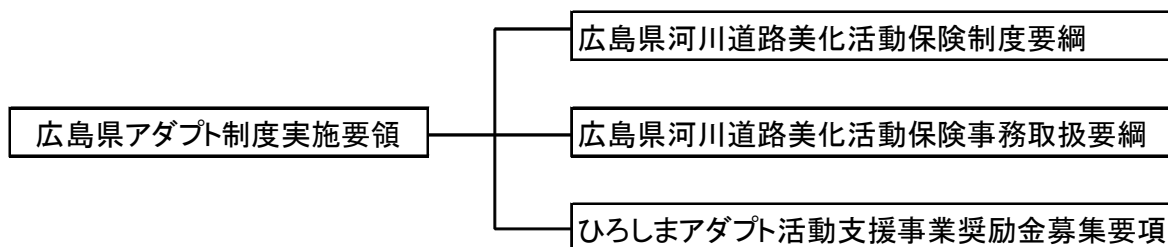
【窓口】

- 特定非営利活動法人ひろしまアダプト
電話：082-240-0768
FAX：082-248-7565
URL：<http://www.hiroshima-adopt.com/>

【背景・経緯等】

- 平成 11 年 7 月にマイロードシステム（広島県道路里親制度）の試行を開始した後、平成 12 年 4 月よりマイロードシステムを本格導入し、その後平成 14 年 4 月にラブリバー制度を導入した。

アダプト条例等



アダプト・里親制度の定義

- ▶ アダプトシステム (Adopt-program) とは養子縁組の意味で、住民が道路などで散乱ごみの清掃や植栽等を行い、言わば「里親」として活躍するというプログラムである。
- ▶ 広島県では、現在、道路に関して、「マイロードシステム (道の里親制度)」が、河川に関して「ラブリバー制度」がある。
- ▶ 広島県は、ボランティア活動に意欲を持つ企業や団体・個人を活動団体 (道の里親及びラブリバー団体) に認定し、活動団体、施設管理者 (県) 及び地元市町の三者で活動に関する契約を締結したうえで、奨励金交付等の支援を行っている。

実績及び主な参加団体等

- ▶ 平成 23 年 3 月現在の活動団体数は下記の通り。

	活動団体数	うち企業
マイロードシステム	370	179
ラブリバー制度	191	不明

- ▶ 平成 21 年度の基本型 (清掃・緑化活動を対象として交付)、付加型 (草刈活動を対象として基本型に上乗せして交付) の奨励金交付実績は下記の通り。

	交付団体数	交付額
基本型	67	620,000 円
付加型	135	6,045,000 円
合計	202	6,665,000 円

- ▶ 法人は、株式会社山陽ホドス三次営業所、株式会社セトウチ、土地家屋調査士協会、株式会社和田組、株式会社玉川工務店、株式会社西風テクノ、井上建設株式会社、芸南建設有限会社等が参加。入札参加資格審査等における加点があるため建設業者が多い。
- ▶ 個人・任意団体は、里山クリーンの会、網引学区自治会連合会、柞磨中老人クラブ、美道守会、貞重区、西原・金剛丸集落、小田地域たんぽぽ、堂々川ホテル愛好会、あけぼの ひまわりの会等が参加。

要件・条件

- 団体の要件は1名以上（奨励金の交付対象は5名以上）。
- 対象となる施設の広さは、道路は100m以上、河川は50m以上。

活動内容

- 年間3回以上活動を実施するよう努める。
- 具体的な活動内容は下記の通り。
 - ◇ 清掃、緑化等。
 - ◇ モニター活動（監視、通報）。
 - ◇ メンテナンス活動（簡易な維持修繕）。
 - ◇ プロポーザル活動（提案）。

助成及び参加団体のインセンティブの内容

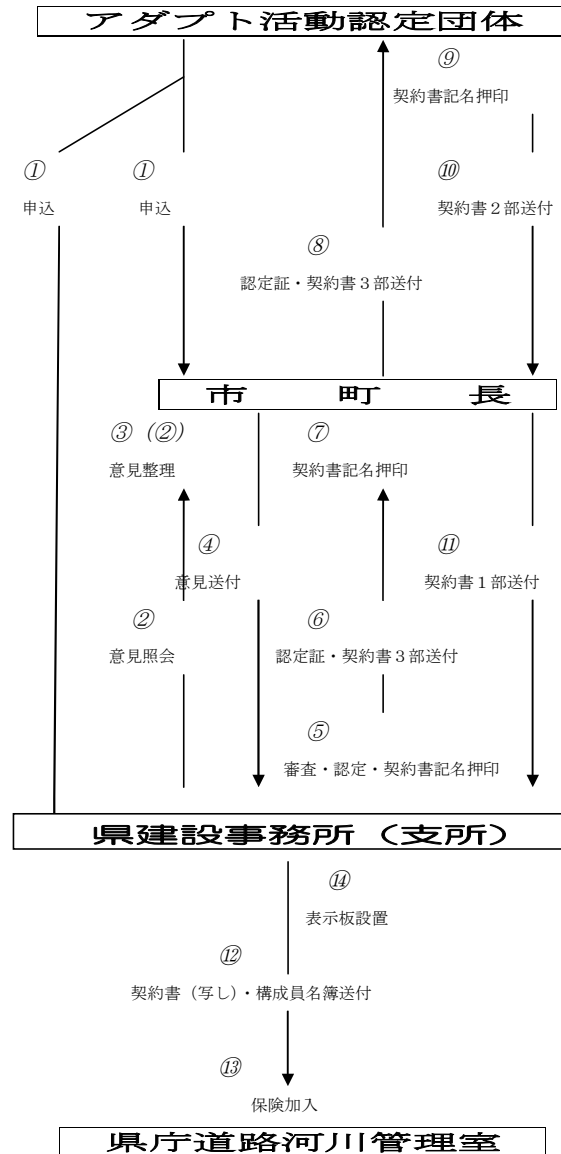
- 県は、希望する団体の団体名や企業名を記した表示板（アダプトサイン）を設置。
- 万が一の事故等に備え、県の保険料負担（設定も県）で傷害・賠償責任保険に加入。
- 県は、申請のあった一定の要件を満たす団体に活動内容に応じて奨励金を交付。
- 県は、アダプト活動を行う企業に対し入札参加資格審査や総合評価方式で加点。

アダプト・プログラム・マトリックス

		プログラム対象施設	
		県管理道路 (国道、県道)	県管理河川 (一級河川、二級河川)
活動の 範囲	清掃	アダプト団体	アダプト団体
	ごみ収集	アダプト団体	アダプト団体
	草払い	アダプト団体	アダプト団体
	植栽・花壇の 手入れ	アダプト団体	アダプト団体
	不法投棄ごみ や破損等の情 報提供	アダプト団体	アダプト団体
	補修等	県、アダプト団体	県、アダプト団体

申請手続きと書類

- 申請手続きの流れは以下のようになっている。



※アダプト活動団体の申込は県建設事務所、市町担当課のどちらにも提出できる。

- 申請書類は、広島県アダプト制度実施要領の様式参照。

プログラムの継続性の担保について

- 県は、表示板の設置などによりアダプト団体を支援している。
- 県及び特定非営利活動法人ひろしまアダプトのホームページにて広報を行っている。
- 特定非営利活動法人ひろしまアダプトは、『アダプト通信』を発行し、活動団体の紹介等を行っている。
- 市町は、ごみ処理の協力や、アダプト団体認定申請の申し込みの受け付けにより支援している。
- マスコットキャラクター「アダピィ」をつくり、普及・PRに努めている。
- アダプト制度を周知するためのポスターを作成し、県庁、市役所、町役場などに掲示している。
- 平成 19 年度は、社団法人食品容器包装環境美化協会の資金的な協力を得て、アダプト・プログラム・フォーラム in ひろしまを開催し、優れた活動を行っているアダプト団体を表彰した。
- 平成 23 年度からは、奨励金の事業説明会の後に交流会を開催し、アダプト団体に活動内容を発表してもらっている。発表すると参加者からほめられる、話を聞いてもらえるなどの体験ができ、さらに 1 年間頑張ろうという意欲が出るようである。
- 株式会社セトウチは、「公共事業を生業としている者としての地域への貢献」を目的に活動している。
- 梨和川と県道 59 号線で活動する特定非営利活動法人森のおさるさんは、ごみ拾いや草刈りは単純作業で 1 ～ 2 回参加すれば飽きてしまうため、草刈りに参加できない人も楽しめるよう、川辺で竹細工やバームクーヘン作りに挑戦してもらおうイベント「ふれあい水辺づくり」を実施している。
- 半川の清掃活動やサルビヤ公園の管理を手掛ける志和掘の里づくり推進協議会は、大きな活動の後には必ず、個人負担で反省会を兼ねた慰労会を実施しており、慰労会が事業を長く続ける原動力になっていると考えている。
- 県道 278 号線及びその周辺で活動する里山クリーンの会は、活動を継続していくには子どもたちにも里山の美しさを伝えていく必要があると考え、子どもたちの植樹活動を行っている。
- ひまわりや芝桜などの美しい花を植え、楽しく活動できるよう工夫している団体もある。
- 川をきれいにしてホタルを育ててホタル祭りを開催したり、そばを植えて収穫したそばを使ってそば祭りを開催するなど、イベントを開催して若者や子どもを取り込んでいる団体もある。

助成金・補助金などの申請手続きにおける工夫

- 県土木事務所や市町村が窓口となって相談に対応している。
- 県内の道路・河川等あらゆる土木公共施設を対象としたアダプト活動を支援し、行政機関との連携を図りながら、行政と住民・民間団体の協働による公共施設の適切な保全・活用及び環境保全並びに公共施設の愛護機運の促進等を図るとともに、その活動を通して地域の活性化に寄与することを目的として特定非営利活動法人ひろしまアダプトが平成 19 年 4 月に設立され、環境の保全を図る活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動、書類作成の支援等を行っている。
- 特定非営利活動法人ひろしまアダプトは県や市町と比べ問い合わせの敷居が低いためか、本来であれば県や市町に問い合わせるべきことの照会にも対応している。

要綱等

広島県アダプト制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島県が管理する道路及び河川（以下「県管理道路・河川」という。）におけるボランティア活動（以下「アダプト活動」という。）を支援し、もってアダプト活動の活性化及び道路・河川に関する環境及びその機能の維持向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における道路に関するアダプト活動はマイロード活動、河川に関するアダプト活動はラブリバー活動という。

2 この要綱におけるアダプト制度はマイロード活動に関する「マイロードシステム」及びラブリバー活動に関する「ラブリバー制度」をいう。

(市町との協力)

第3条 当該道路・河川区間を管理する建設事務所長（以下「所長」という。）は、当該道路・河川区間のある市・町長（以下「市・町長」という。）と協力してアダプト活動を運営するものとし、アダプト活動の実施に当たっては、市・町長とアダプト制度に関する覚書を締結するものとする。

(資格及び活動内容)

第4条 広島県が認定するアダプト活動団体（以下「アダプト活動認定団体」という。）となることを希望する者は、アダプト活動認定団体申込書（以下「認定申込書」という。）（別記様式1）を市・町長又は所長に提出するものとする。

2 認定申込書を提出できる者は、県管理道路・河川において清掃、緑化等のアダプト活動を行い又は行おうとする町内会、自治会、商工会等の地域住民団体並びに個人、NPO法人又は企業及びその従業員の団体とする。

(認定及び契約)

第5条 認定申込書を市・町長が受理した場合は、意見を付して当該申込書を所長に送付するものとし、また、認定申込書を所長が受理した場合は、当該申込書の副本を添付して、市・町長の意見を聞くものとする。

2 所長は、当該申込書の内容を審査し、市・町長の意見を斟酌の上、適当であると判断した場合は、アダプト活動認定団体として認定するものとする。

3 所長は、アダプト活動認定団体として認定するときは、アダプト活動認定団体及び市・町長と速やかに広島県アダプト制度に関する契約（以下「アダプト活動契約」という。）（別記様式2）を締結するものとする。

4 所長はアダプト活動契約が締結されたときは、アダプト活動認定団体に認定証（別記様式3）を交付するものとする。

5 知事は、当該アダプト活動認定団体に対する傷害保険及び賠償責任保険の設定を行う。

(契約対象区間)

第6条 アダプト活動契約の対象となる区間（以下「契約対象区間」という。）はマイロードシステムについては100m以上、ラブリバー制度については50m以上とする。ただし、契約対象区間は、原則として、マイロードシステムにあっては、改良済区間若しくは歩道設置済区間又は緑地帯のある区間とし、倒木等危険性の高い区間は除くものとし、ラブリバー制度にあっては、危険等の事由などにより県が河川管理上支障があると認める区間を除くものとする。

(別途定めて実施する活動)

第7条 第4条の活動内容に加え、県管理道路・河川において、モニター活動（監視、通報）又はメンテナンス活動（簡易な維持修繕）若しくはプロポーザル活動（提案）を行おうとする者は、広島県と別途定める契約を締結して、その活動を行うことができる。

2 認定団体が学校その他の団体等と連携したアダプト活動を実施しようとする場合は、広島県と十分協議し、別途その活動内容を定めて実施するものとする。

(表示板)

第8条 所長はアダプト活動認定団体の希望により、その氏名等を記載した表示板（別記様式4）を活動対象区間内の道路又は河川管理上支障のない位置に設置することができるものとする。

2 表示板は、活動対象区間が500m未満の場合は1基、500m以上1km以下の場合は2基とし、

以後1 km増える毎に1基ずつ増やすことができるものとする。

(助言と勧告)

第9条 市・町長及び所長は、アダプト活動認定団体の活動に対して必要な助言、勧告ができるものとする。

(契約の解除)

第10条 所長は、アダプト活動認定団体が契約の解除を申し出たとき、アダプト活動認定団体が契約の各条に規定する義務を果たしていないと認められるとき又はアダプト活動認定団体としてふさわしくないと認められるときは、市・町長の意見を聞いた上、認定を取消し契約を解除するものとする。

その場合、第8条に基づいて設置した表示板は撤去するものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 「広島県道路里親制度（マイロードシステム）実施要領（平成11年7月14日制定）」及び「広島県ラブリバー制度実施要領（平成14年10月21日制定）」（以下「旧要領」という。）は廃止する。

3 この要領施行の際、現に旧要領により認定された団体は、この要領により認定されたアダプト活動団体とみなす。

4 この要領施行の際、現に旧要領により締結されている覚書又は契約は、この要領により締結された覚書又は契約とみなす。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式 2

広島県アダプト制度に関する契約書

アダプト活動認定団体、〇〇市・町長及び道路・河川管理者 広島県△△建設事務所長は、県管理道路・河川の清掃・緑化等に関する契約を次のとおり締結した。

(対象区間)

第1条 この協定に基づく活動対象区間は次のとおりとする。

路線名	県道(一般国道)***線(号)	
河川名	一級河川指定区間・二級河川***水系***川	
区間	_____	から _____ まで(約 _____ m)

(アダプト活動認定団体の役割)

第2条 アダプト活動認定団体は、対象区間の清掃美化活動等を行い、常に当該道路・河川を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとする。

2 アダプト活動認定団体となることで、活動対象区間について、いかなる権利も発生するものではない。

(道路・河川管理者及び市・町長の役割)

第3条 道路・河川管理者及び市・町長は、アダプト活動認定団体の活動について綿密な連携を保ち、その活動に積極的に協力するものとする。

(作業の安全)

第4条 アダプト活動認定団体は、清掃・緑化等を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において活動を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとする。なお、15歳未満の者が参加する場合は、十分な保護者等の参加を必要とすることとする。

(ごみの処分)

第5条 アダプト活動認定団体は、市・町の分別方法にしたがって回収したごみ等を適正に処分するものとする。

(市・町の協力)

第6条 市・町長は、アダプト活動認定団体の回収したごみ等の処分等に協力するものとする。

(緑化活動等)

第7条 アダプト活動認定団体は、緑化活動等に伴い新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、道路・河川管理者と協議するものとする。

(道路・河川管理者の指示)

第8条 道路・河川管理上その他やむを得ない事情により、設置された花壇、フラワーポット又は植栽した樹木等を除去する必要がある生じた場合、アダプト活動認定団体は道路・河川管理者の指示に従うものとする。

(活動実施回数)

第9条 アダプト活動認定団体は、年間3回以上活動を実施するよう努めるものとする。

(表示板の設置)

第10条 道路・河川管理者は、アダプト活動認定団体の希望がある場合、その名称等を記載した表示板を活動対象区間に設置することができるものとする。

(活動実施計画)

第11条 アダプト活動認定団体は、毎年3月末日までに翌年度の活動実施計画を様式1により、市・町長を経由して道路・河川管理者に報告するものとする。ただし、初年度においては、アダプト活動認定団体申込書に添付された活動実施計画書を本条の活動実施計画書とみなす。

(活動実績報告)

第12条 アダプト活動認定団体は、毎年3月末日までにその年度分の活動実績を様式2により、市・町長を経由して道路・河川管理者に報告するものとする。

(保険)

第13条 アダプト活動認定団体は道路・河川管理者の指定する傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、保険料は道路・河川管理者が負担する。

(事故等の報告)

第 14 条 アダプト活動認定団体は、活動中に事故等が起こったときは、直ちに道路・河川管理者及び市・町長に連絡するとともに、様式 3 により市・町長を経由して道路・河川管理者に報告するものとする。

(異常の通報)

第 15 条 アダプト活動認定団体は、対象区間内の道路・河川施設の異常等を発見した場合は、道路・河川管理者に通報するものとする。

(契約の解除)

第 16 条 道路・河川管理者は、アダプト活動認定団体が契約の解除を申し出たとき、アダプト活動団体が各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき又はアダプト活動認定団体としてふさわしくないと認められるときは、認定を取消し契約を解除し、第 10 条に基づき設置した表示板を撤去するものとする。

(疑義の解決)

第 17 条 この契約について疑義が生じたときは、アダプト活動認定団体、市・町長及び道路・河川管理者が協議の上、解決するものとする。

平成 年 月 日

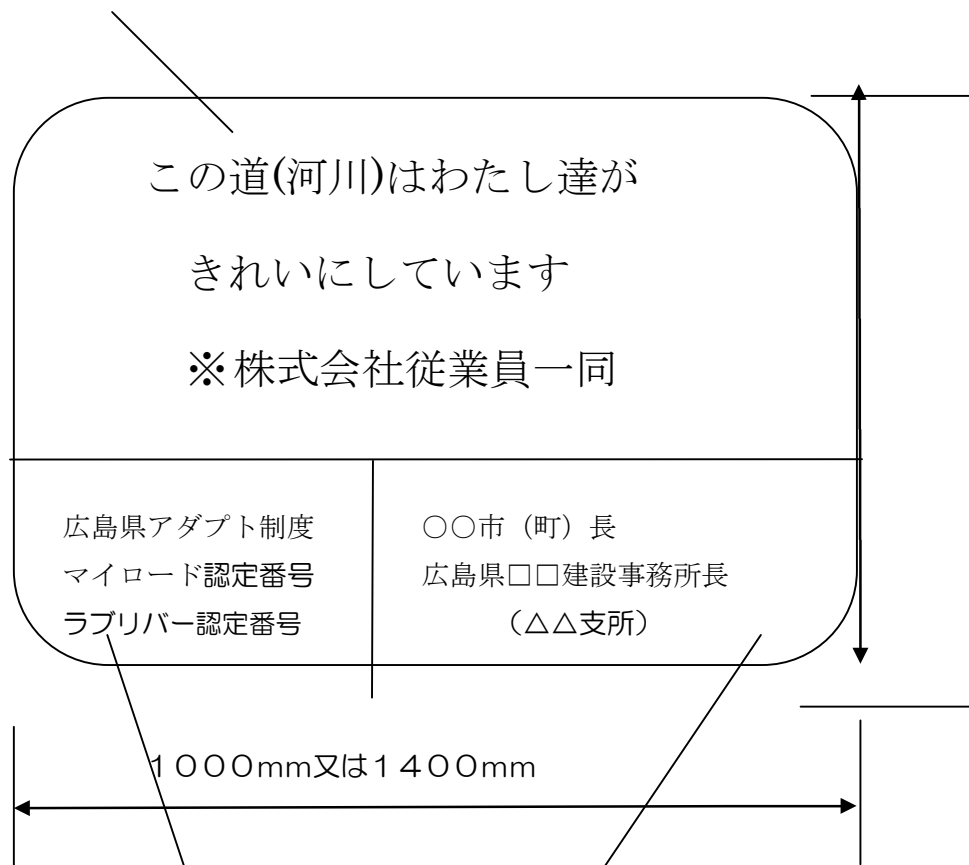
アダプト活動認定団体 団体名
代表者住所
代表者氏名 _____ 印

〇〇市・町長 ※ ※ ※ ※ 印

道路・河川管理者 広島県△△建設事務所長
※ ※ ※ ※ 印

別記様式 4

マイロード：白地 字体 黒
 ラブリバー：青地 字体白抜き



マイロード：緑地 字体白抜き
 ラブリバー：白地 字体 青

- (注1) 表示板のサイズは次の2種類
- 縦500mm×横1000mm
 - 縦700mm×横1400mm

- (注2) この様式を原則とするが、地域の実情に応じてサイズ、デザイン等変更する場合は道路河川管理室と協議すること。

広島県河川道路美化活動保険制度要綱

1 目的

この保険制度は、県内の河川又は道路において堆砂、汚泥などの除去又は除草(以下「美化活動」という。)に参加する者がその活動中に生じた事故によって傷害を受けた場合及び活動中に第三者に対して人的・物的被害を与えた場合の救済措置を講じることにより、安心して美化活動に参加できる条件を整備し、河川及び道路の愛護思想の普及と美化奉仕活動の助長に寄与することを目的とする。

2 保険契約者

この保険の契約者は広島県とし、保険料は広島県が負担する。

3 保険の対象者(被保険者)

この保険の対象者は、県内の河川又は道路において組織的かつ継続的に美化活動を行うことを目的とする団体(以下「美化団体」という。)で、第6項の規定により知事に届け出て認定を受けたもの(以下「認定団体」という。)の構成員とする。

4 保険金の支払対象となる事故

次の各号に該当するものに限り、保険金の支払対象とする。

- (1) 認定団体の管理下における美化活動中の事故により被った傷害
- (2) 認定団体の管理下における美化活動中の行為で、故意又は重大な過失なくして他人に与えた人身傷害又は財物損害

5 保険の内容

- (1) 保険の種類 普通傷害保険・賠償責任保険
- (2) 保険期間 毎年4月16日から翌年4月15日まで
- (3) 契約方法 無記名式年間包括契約
- (4) 保険金の額

傷 害

種 類	額
死亡保険金	傷害のため事故の日から180日以内に死亡したとき 100万円
後遺障害保険金	傷害のため事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき 障害の程度に応じ3万円から100万円
入院保険金	傷害のため入院したとき 事故の日から180日を限度とし入院日数1日につき1500円
通院保険金	傷害のため医師の治療を受けたとき 事故の日から180日以内において90日を限度とし 1日につき1000円

賠償

種類	額
人身賠償	美化活動中に第三者に対し傷害を与えた場合 傷害者1名につき3,000万円1事故につき3,000万円を 限度
対物賠償	美化活動によって第三者の財物を損傷させたとき 1事故につき200万円を限度

6 美化団体の届出

この保険制度の適用を受けようとする美化団体の代表者は、別に定めるところにより、知事に届け出て認定を受けなければならない。

7 構成員名簿の備付け

認定団体の代表者は、構成員の名簿を備え付け、その氏名及び住所を明らかにしておかなければならない。

8 変更の届出

認定団体の代表者は、認定された内容に変更があった場合は、別に定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。

9 届出の経由

この要綱による届出は、所轄の市町及び建設事務所（支所）を経由して行うものとする。

10 活動の実施状況等の報告

知事は、必要がある場合には、当該保険制度の運用上必要な範囲において、活動の実施状況及び実績について報告を求めることができるものとする。

附 則

- (1) この要綱は、平成13年4月16日から施行する。
- (2) この要綱の施行の際、広島県河川道路美化活動傷害保険制度要綱第7項により、届け出て認定を受けた美化団体は、この要綱第6項の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

広島県河川道路美化活動保険事務取扱要綱

1 趣旨

広島県河川道路美化活動保険事務の取扱については、別に定めるものを除き、この要綱に定めるところによる。

2 対象となる団体

- (1) 県の管理する河川・道路で活動する団体。
- (2) 市町の管理する河川・道路で活動する団体。ただし、県の管理する河川・道路においても活動する団体に限る。

3 美化団体の届出

- (1) 要綱第6項の規定による届出は、別記様式第1号による届出書（「新規」にチェック）を提出して行うものとする。
- (2) 市町長は、前号の届出書の提出を受けたときは、知事に送付するものとする。
- (3) 知事は、要綱第6項の規定により認定したときは、その旨を認定団体の代表者に通知するものとする。

4 変更の届出

- (1) 要綱第8項の規定による変更の届出は、次に該当する場合に、別記様式第1号による届出書（「変更」にチェック）を提出して行うものとする。
 - ア 団体名に変更があったとき
 - イ 代表者又は代表者の住所・連絡先に変更があったとき
 - ウ 県の管理する河川・道路における活動をすべて中止したとき。なお、この場合において、認定団体は活動を辞退したものとみなす。
- (2) 市町長は、前号の届出書の提出を受けたときは、知事に送付するものとする。

5 事故発生報告

- (1) 認定団体の代表者は、事故が発生したときは、直ちに市町長及び保険会社に電話で連絡するとともに、事故の日から30日以内に別記様式第2号による事故発生報告書を保険会社に送付しなければならない。
- (2) 認定団体の代表者は、前号により事故発生報告書を保険会社に送付したときは、その写しを、市町長を経由して知事に送付しなければならない。

6 保険金の請求及び支払

- (1) 認定団体の代表者は、請求のあった者等から次の書類を提出させ、保険会社へ送付するものとする。

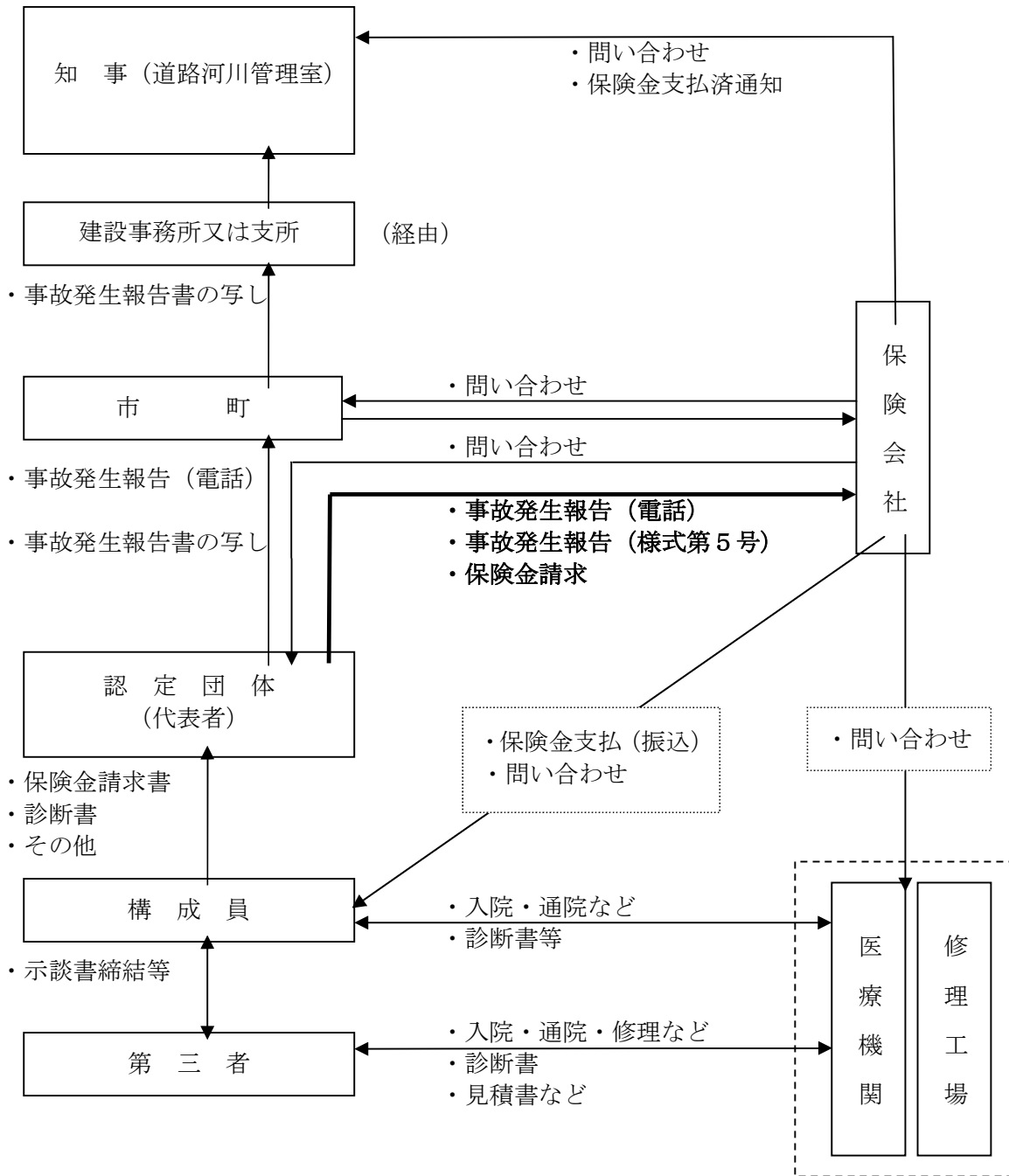
傷 害

- ア 保険金請求書
- イ 診断書
- ウ その他保険会社が必要とする書類

賠償責任

- ア 被害額を証する書類
 - イ その他保険会社が必要とする書類
- (2) 保険金は、原則として保険会社が、直接被害者(傷害保険金)又は加害者(賠償責任保険)の指定する金融機関の口座へ払い込むものとする。
 - (3) 保険会社は、保険金を支払ったときは、その旨を知事に通知するものとする。

保険金請求事務



平成23年度 ひろしまアダプト活動支援事業

奨励金募集要項



「広島県アダプト制度」のマスコットキャラクター
アダピィ

平成23年4月
広島県・NPO法人ひろしまアダプト



NPO法人 ひろしまアダプト

奨励金募集の概要

1 対象団体

次の2つの要件のすべてを満たす団体

- (1) 広島県が認定したマイロード認定団体又はラブリバー認定団体
- (2) 5人以上で構成されている団体

2 対象となる活動

マイロード団体又はラブリバー団体として認定を受けて行うアダプト活動

3 対象となる活動の期間

原則として平成23年4月1日（金）から平成24年1月31日（火）まで

4 奨励金の種類

- (1) 基本型：清掃・緑化活動を対象に活動参加人数により定額交付します。
- (2) 付加型：草刈実施団体へ草刈回数及び草刈延長により定額交付します。

（注）付加型は、基本型へ上乗せで加算します。

5 奨励金交付申請書受付期間

平成23年4月5日（火）～平成23年6月30日（木） ※当日消印有効

6 提出先

〒730-0031 広島市中区紙屋町1丁目1-17
 広島MIDビル4階（株）ガリバープロダクツ内
 特定非営利活動法人（NPO法人）ひろしまアダプト
 担当：大森
 TEL 082-240-0768（代）
 FAX 082-248-7565

7 提出方法

奨励金交付申請書を郵送又は持参により提出してください。

8 申請に必要な書類

ひろしまアダプト活動支援事業奨励金交付申請書（1枚）

9 奨励金交付決定

各団体へ交付決定通知書を送付します。

10 奨励金の支払い

提出された活動実績報告書等の内容を確認後、年度末までに支払います。

11 注意事項

- (1) 提出された書類に不備がある場合は、奨励金交付の対象外となる場合があります。
- (2) 同一の活動で、広島県から別の委託料や補助金等の支援を受ける場合は、対象外となる場合があります。
- (3) 奨励金の交付を希望する場合は、毎年度ごとに申請が必要となりますのでご注意ください。（一年度単位の事業であり、自動更新等の制度はありません）。

1 募集要項

ひろしまアダプト活動支援事業（奨励金交付事業）

- 1 この事業は、広島県が管理する道路・河川について、アダプト活動を実施しているマイロード認定又はラブリバー認定団体に対して、活動経費の一部を奨励金として交付し、道路・河川への愛着心の醸成等を図ることを目的とします。
- 2 この事業の業務については、広島県がアダプト活動団体の中間支援組織である特定非営利活動法人ひろしまアダプト(以下「NPO法人ひろしまアダプト」という。)に委託して実施します。

(注) アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈活動等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

対象となる団体

次の2つの要件のすべてを満たす団体

- ① 広島県が認定したマイロード認定団体又はラブリバー認定団体
- ② 5人以上で構成されている団体

対象となる活動

- 1 広島県からマイロード団体又はラブリバー団体として認定を受けて実施するアダプト活動
- 2 その活動が、広島県から他の委託料や補助金などの支援を受けていないこと
(※学校の授業として行った活動は、対象にはなりません。)

対象となる活動の期間

原則として、平成23年4月1日（金）から平成24年1月31日（火）まで

奨励金の種類等

1 奨励金の種類

- ① 基本型：清掃・緑化活動を実施する団体に交付
- ② 付加型：基本型に加えて草刈活動を実施する団体に交付
(※付加型は基本型に上乗せ加算して交付)

2 奨励金の額

次の額のとおりです。

ただし、団体の支出額を超える奨励金の交付は行いません。

- ① 基本型：積算表1の額には、実績報告書作成費を含みます。

奨励金額は、活動参加人数に応じて算定します。

[積算表1]

活動参加人数	奨励金額	備考
5人～14人	5,000円	
15人～29人	10,000円	
30人～99人	15,000円	
100人～	20,000円	上限額

※人数は、実質の参加人数であり、延べ人数ではありません。

- ② 付加型：積算表2の額を基本型の奨励金額に加算して交付します。

奨励金額は、草刈延長及び草刈実施回数に応じて算定します。

[積算表2]

草刈延長	奨励金額		備考
	草刈回数4回未満	草刈回数4回以上	
50m～249m	5,000円	10,000円	
250m～499m	10,000円	20,000円	
500m～999m	20,000円	40,000円	
1,000m～2,999m	30,000円	60,000円	
3,000m～	40,000円	80,000円	上限額

※草刈延長は、草刈を区間の両側で実施される場合は、片側延長ではなく両側延長でとらえてください。

※付加型の「草刈回数4回以上」で申請される場合は、実績報告時に4回分の活動写真（計4枚）が必要となります。

付加型の計算例

参加人数が18人で、草刈延長が600mの団体の場合

15～29人＝10,000円 500～999m＝20,000円 **合計 30,000円**

同上の団体が草刈を4回以上行う場合

15～29人＝10,000円 500～999m＝40,000円 **合計 50,000円**

対象となる経費

- 1 次の対象経費一覧表を参考に申請をしてください。
- 2 個別の事例で疑義が生じた場合は、「NPO法人ひろしまアダプト」が広島県と協議して対象経費としての可否を決定します。

[対象経費一覧表]

項目	費用の内訳（参考例示）	備考
基本型	<p>啓発・安全対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実績報告書作成費（写真，コピー代等） ○啓発事業実施経費（チラシ作成等） ○安全対策用品（旗，セーフティコーン等）○ ○その他啓発・安全対策等に必要なもの <p>清掃・美化等活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみバサミ ○ホーキ，ちりとり ○軍手 ○ごみ袋，雑巾 ○洗剤 ○帽子，ベスト，ワッペン ○飲料代 ○花の苗（種） ○バケツ，ジョウロ ○プランター（フラワーポット） ○腐葉土，肥料 ○剪定バサミ，鎌，クワ，のこぎり ○その他清掃・美化等活動に必要なもの 	<p>※ 実績報告書作成費は，一律 5,000 円の計上を認めるものとする。</p>
付加型	<p>草刈活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○草刈鎌 ○草刈機購入，またはリース料 ○草刈機用替刃，草刈機用燃料 ○一輪車購入 ○その他草刈活動に必要なもの 	<p>※ 必要があれば基本型の参考例示と重複しても構わない。</p>

奨励金交付申請書の提出

1 申請書の受付期間

平成23年4月5日（火）～平成23年6月30日（木）※当日消印有効

2 申請書の提出先

〒730-0031 広島市中区紙屋町1丁目1-17
広島MIDビル4階 ㈱ガリバープロダクツ内
特定非営利活動法人（NPO法人）ひろしまアダプト
担当：大森

TEL 082-240-0768（代）

FAX 082-248-7565

3 提出方法

- 持参又は郵送により提出してください。（※当日消印有効）
- 提出された書類等は、返却致しません。提出書類の写しは控えておくようお願いいたします。

奨励金の交付決定

- 1 「NPO法人ひろしまアダプト」において申請内容を審査した後、7月末までに同法人から申請内容に応じた交付決定通知を行います。
- 2 交付決定額について、原則として、活動実績にかかわらず増額の変更はできませんのでご注意ください。
なお、活動実績等により減額となる場合があります。
- 3 書類の審査に当たって疑義が生じる場合は、「NPO法人ひろしまアダプト」が広島県と協議して決定します。

活動実績報告等

1 提出期限

平成24年2月29日（水）まで

2 提出方法

- 「NPO法人ひろしまアダプト」へ持参又は郵送により提出してください。
(※当日消印有効)
- 提出された書類等は、返却しませんのでご了承ください。
また、提出された書類の内容等について「NPO法人ひろしまアダプト」から問合せする場合がありますので、提出書類の写しは控えておくようお願いします。
- 提出された書類等の内容等について、広島県又は「NPO法人ひろしまアダプト」のホームページ等で公表する場合がありますのでご了承ください。

3 活動の実施状況の報告

「NPO法人ひろしまアダプト」から、活動状況や活動実績について報告を求める場合がありますのでご協力をお願いします。

4 奨励金交付事業により活動実績報告書を提出した場合は、「広島県アダプト制度実施要領」に基づく活動実績報告書（広島県に提出する報告書）を提出したものとみなされます。

奨励金交付事業により活動実績報告書を提出した場合でも、「広島県アダプト制度実施要領」に基づく活動実施計画書（広島県に提出する計画書）は、別途関係する市町経由で広島県に提出する必要があります。

5 奨励金の交付を辞退される場合は、必ず「NPO法人ひろしまアダプト」までご連絡ください。

奨励金の支払い

1 支払い期限

平成24年3月末日まで

2 支払いの決定

奨励金の支払いに関して疑義が生じる場合は、「NPO法人ひろしまアダプト」が広島県と協議して支払いの取扱いを決定します。

その他

1 奨励金交付事業は、広島県の認定内容に基づき運用しますので、代表者や構成員の変更等があった場合は、別途、事前に関係する市町経由で広島県に変更届を提出しておいてください。

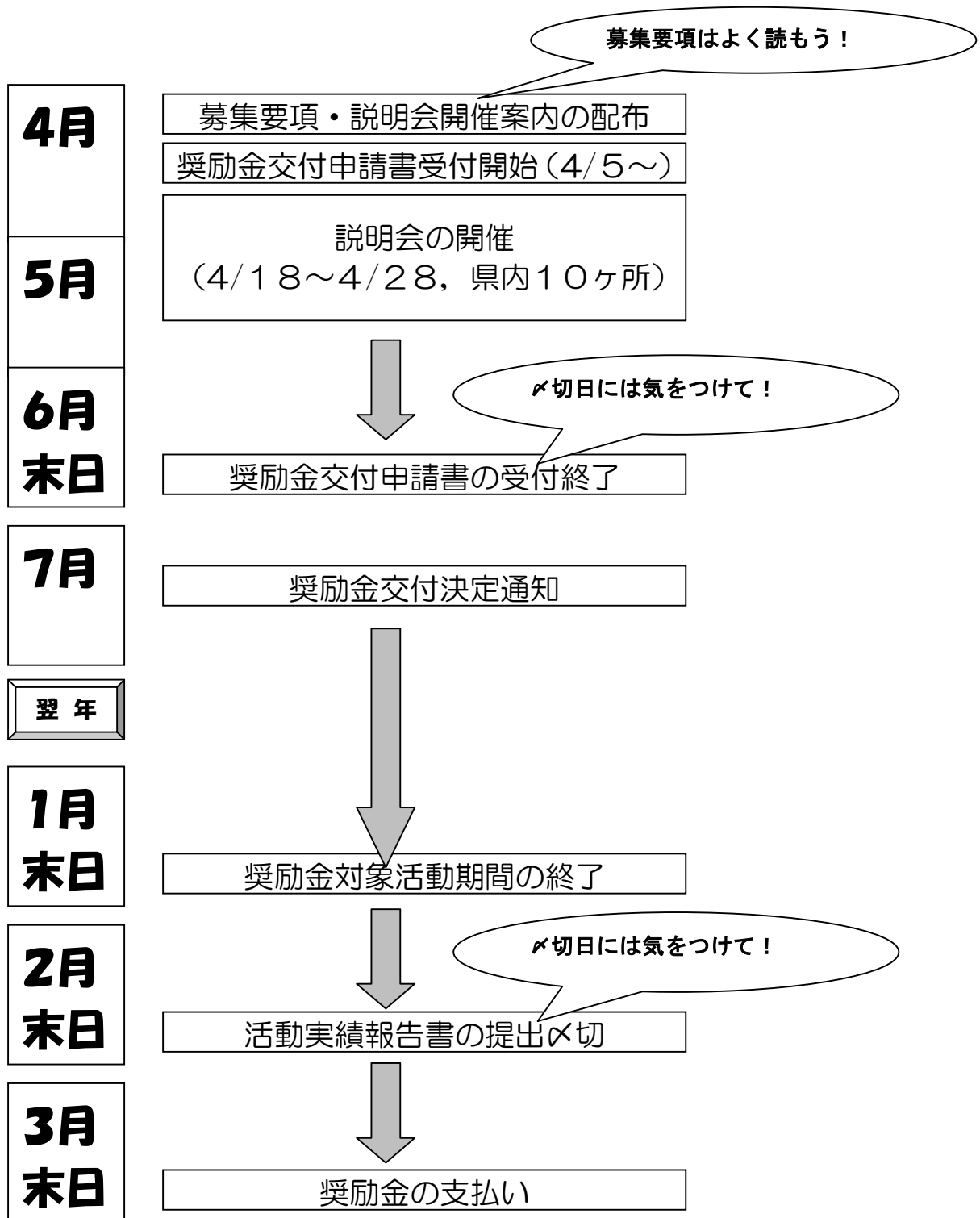
2 虚偽の申請や報告があった場合には、交付決定の取り消しや奨励金の返還を求められることがありますので、ご注意ください。

3 この募集要項に定めのない事項や疑義が生じた場合は、「NPO法人ひろしまアダプト」が広島県と協議して取扱いを決定します。

提出期限は
平成24年
2月29日
です。必ず
守ってね！



2 奨励金交付事業スケジュール



3 奨励金交付事業の手続きの流れ

奨励金には「基本型」と「付加型」の2種類があります。
 まず、自分たちの団体はどちらの型で申請するのか決めましょう。

基本型

ごみ拾いなどの清掃や花の植栽などの緑化活動を実施する場合（草刈は実施しない）

基本型

次の書類を提出してください。
 ○奨励金交付申請書
 →13ページ（様式1）
 提出はこの1枚のみです！

付加型

ごみ拾いなどの清掃や花の植栽などの緑化活動に加えて草刈も実施する場合

付加型

次の書類を提出してください。
 ○奨励金交付申請書
 →15ページ（様式2）
 提出はこの1枚のみです！

※切は 6/30
 (木) (消印有効) です！

平成24年1月31日（火） 奨励金交付の対象となる活動の終了
 ⇒2月29日（水）（消印有効）までに活動実績報告書を提出してください。

ご注意ください！

活動実績報告書の提出がない場合は奨励金を交付できませんので、必ず期限内に提出してください！

基本型

次の書類を提出してください。
 ○実績報告書
 →19ページ（様式4）
 ○収支決算書（活動写真添付）
 →21ページ（様式5）
 ○アダプト活動参加者名簿
 →27ページ（様式8）
 ○請求書
 →30ページ（様式10）

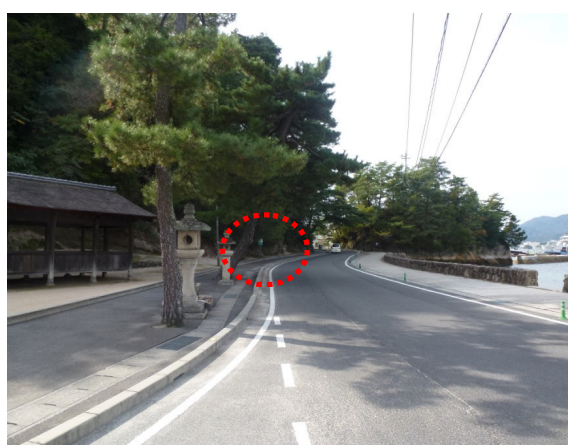
付加型

次の書類を提出してください。○実績報告書
 →23ページ（様式6）
 ○収支決算書（活動写真添付）
 →25ページ（様式7）
 →29ページ（様式9）※草刈4回以上で交付決定の団体のみ
 ○アダプト活動参加者名簿
 →27ページ（様式8）
 ○請求書
 →30ページ（様式10）

※切は 2/29（水）
 (消印有効) です！

報告された内容を確認した後、3月末日までに奨励金を支払います。

表示板（アダプトサイン）設置例




広島県内アダプトサイン（廿日市市）

徳島県土木施設アダプト支援事業

※徳島県では、adopt の発音に近いアダプトとしている

地域の概要

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">自治体名</td> <td style="text-align: center;">徳島県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国勢調査人口 (平成 22 年 10 月 1 日現在)</td> <td style="text-align: center;">785,491 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面積</td> <td style="text-align: center;">4,146.55km²</td> </tr> </table>	自治体名	徳島県	国勢調査人口 (平成 22 年 10 月 1 日現在)	785,491 人	面積	4,146.55km ²	<p>位置図</p> 
自治体名	徳島県						
国勢調査人口 (平成 22 年 10 月 1 日現在)	785,491 人						
面積	4,146.55km ²						

類型・位置づけ		支援の概要	
行政サービスのアウトソーシング		補助金等	無
契約に基づくサービス		保険	県が保険に加入
ボランティア活動	○	清掃用具等の貸与等	有

【主管部局】

- 徳島県県土整備部県土整備政策課（土木施設アダプト支援事業）
電話：088-621-2516
- 徳島県県土整備部道路総局道路整備課（OURロードアダプト事業）
電話：088-621-2548
- 徳島県県土整備部河川局河川整備課（OURリバーアダプト事業）
電話：088-621-2575
- 徳島県県土整備部運輸総局港湾空港課（OURポートアダプト事業）
電話：088-621-2659
- 徳島県県土整備部都市計画課（OURパークアダプト事業）
電話：088-621-2565
URL：<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2009082401161/>

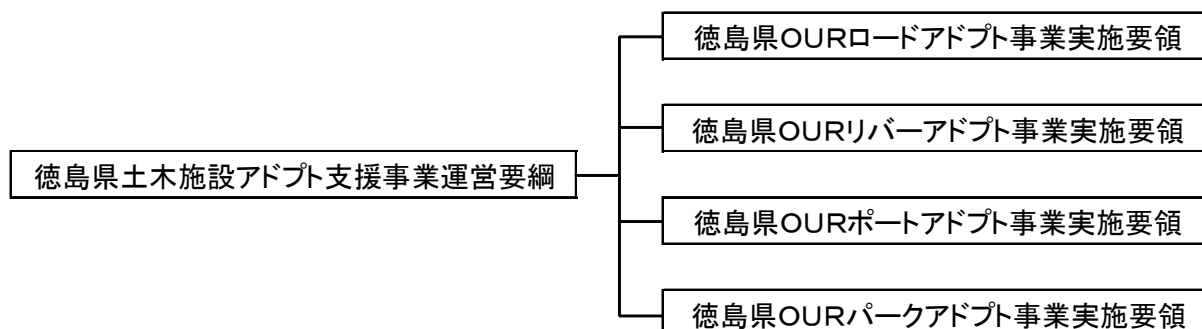
【窓口】

- 総合県民局及び東部県土整備局（OURロードアダプト事業）
- 土木事務所（OURリバーアダプト事業）
- 土木事務所または徳島小松島港開発事務所（OURポートアダプト事業）
- 土木事務所または総合県民局（OURパークアダプト事業）

【背景・経緯等】

- URロードアダプト事業は平成 11 年 10 月、OURパークアダプト事業は平成 13 年 7 月、OURリバーアダプト事業及びOURポートアダプト事業は平成 13 年 9 月に導入された。

アダプト条例等



アダプト・里親制度の定義

- 県が管理する道路、河川、公園、港湾等の土木施設に対するアダプト・プログラムに参加するボランティア団体を支援することで、県民と協働して土木施設の清掃美化に取り組み、もって美しい町づくり、それを誇りに思う郷土愛や土木施設への愛着心を醸成するとともに、コミュニティのつながりを深めることを目的としている。

実績及び主な参加団体等（平成 23 年 3 月 31 日現在）

- 地域貢献を目的に参加している企業も多いが、入札参加資格審査等における加点を目的に建設業者の参加も多い。

場所	参加団体数	うち企業	主な参加企業
県道	392	304	<ul style="list-style-type: none"> ● 四国電力株式会社神山お客様センター ● 神山郵便局 ● 神山町職員ボランティア ● 四国化工機株式会社阿南食品工場 ● 四国リコー株式会社西営業所
県管理河川	108	57	<ul style="list-style-type: none"> ● 四国化工機株式会社阿南食品工場 ● 大塚製薬株式会社徳島ワジキ工場 ● 株式会社阿波銀行海南支店 ● 株式会社四国銀行海部支店 ● 株式会社徳島銀行海部支店
港湾・海岸	26	10	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社ジョー・コーポレーション徳島支店 ● 長野建設株式会社
公園	9	6	<ul style="list-style-type: none"> ● 三菱電機グループ ● 有限会社奥野工務店 ● 株式会社ニシテック

要件・条件

- 参加資格は徳島県内に所在地を有する団体又は企業に限定されている。
- 里親の対象となる施設等の広さに関する規定は下記の通り。

事業名	施設等の広さに関する規定
OURロードアダプト事業	● 0.1km以上の区間
OURリバーアダプト事業	● 0.1km以上の区間
OURポートアダプト事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾区域は延長0.1km以上の区間 ● 港湾隣接区域は延長0.1km以上の区間 ● 臨港交通施設（道路）、外かく施設（防波堤、防砂堤、防潮堤、護岸、堤防、胸壁）は延長0.1km以上の区間 ● 緑地（公園）等は各緑地（公園）等が1区間。ただし、みなと公園については延長0.1km以上の区間 ● 海岸保全区域は延長0.1km以上の区間
OURパークアダプト事業	● 覚書第1条にて定める区間

活動内容

- 活動は年間3回以上行う。
- 具体的な活動内容は下記の通り。
 - ◇ 清掃美化活動。
 - ◇ 収集したごみの分別、処分。

助成及び参加団体のインセンティブの内容

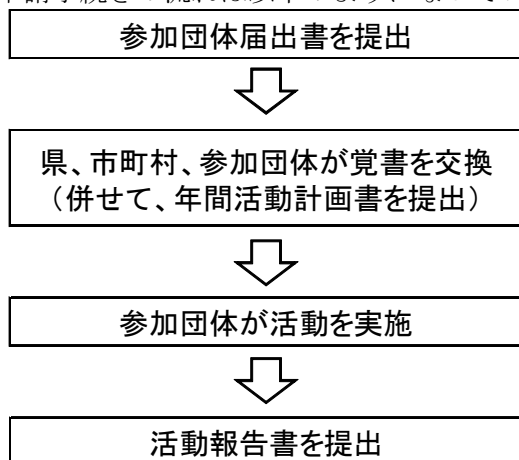
- 覚書に記載された活動区域等に、参加者の名称を示す共通ロゴマークの入った看板を設置。
- 参加者に対する傷害保険の加入。
- ごみ袋及簡易な清掃用具の提供（1団体当たり上限2万円が目安）。
- アダプト活動を行う企業に対する入札参加資格審査や総合評価方式における加点。

アダプト・プログラム・マトリックス

		プログラム対象施設			
		県管理道路 (国道、県道)	県管理河川 (一級河川、 二級河川)	県管理海岸	県管理公園
活動の 範囲	清掃	アダプト団体	アダプト団体	アダプト団体	アダプト団体
	ごみ収集	アダプト団体	アダプト団体	アダプト団体	アダプト団体
	草払い	県	県	県	県
	植栽・花壇等の 手入れ	アダプト団体	アダプト団体	アダプト団体	アダプト団体
	不法投棄ごみや 破損等の情報提 供	アダプト団体	アダプト団体	アダプト団体	アダプト団体
	補修等	県	県	県	県

申請手続きと書類

- 申請手続きの流れは以下のようになっている。



- 申請書類は、各事業実施要領の様式参照。

プログラムの継続性の担保について

- 県は、看板の設置、傷害保険への加入等の支援を行っている。
- 平成 16 年度までは、覚書を毎年度取り交わしていたが、平成 17 年度からは自動継続として手続きの負担を軽減した。
- 平成 17 年度には、ごみ袋に加え、軍手、ほうきなどの簡易な清掃用具を支給対象に追加したほか、企業向けに入札参加資格審査における加点制度を導入した。
- ごみの収集は、家庭ごみとして収集している市町村もあるほか、まとまった量のごみが出る場合には、事業用ごみとして定められた場所に出せば収集している市町村もある。
- 県ホームページにて広報を行っている。

助成金・補助金などの申請手続きにおける工夫

- 県事務所または市町村が窓口となって、なるべくアドプト団体の負担にならないように工夫しながら相談に対応しており、書類を一緒に目の前で書くこともある。
- 活動場所は、重複がないよう県事務所が調整しているが、団体間の調整まではしていない。
- 実施状況報告書への写真添付は、入札参加資格の加点対象となる企業以外は任意としている。

要綱等

徳島県土木施設アダプト支援事業運営要綱

(活動の目的)

第1 この事業は、徳島県が管理する道路、河川、公園、港湾等の土木施設に対するアダプト・プログラムに参加するボランティア団体を支援することで、県民と協働して土木施設の清掃美化に取り組み、もって美しい町づくり、それを誇りに思う郷土愛や土木施設への愛着心を醸成するとともに、コミュニティのつながりを深めることを目的とする。

(参加資格)

第2 このアダプト・プログラムに参加する者（以下「参加者」という。）は、徳島県内に所在地を有する団体又は企業とする。

(参加手続き)

第3 参加者は、別に定める届出書により、次の事項を県の土木施設管理者（以下「施設管理者」という。）に届出するものとし、変更があった場合も同様とする。

(1) 団体（企業）名、代表者及び構成者に関する事項

(2) 清掃美化活動を行う区域等

2 清掃美化活動を行う区域等は、施設管理者が定めた基準の範囲で、施設管理者と参加者において協議し決定する。

3 参加者は、確認事項等について、別に定めるアダプト・プログラムに関する覚書を施設管理者と交換するものとする。

4 参加者は、前項の覚書を更新しようとするときは、第1項の届出書を3月10日までに施設管理者に提出するものとする。

(参加者の活動)

第4 参加者は、施設管理者と協議し決定した区域等で、年間最低3回の清掃美化活動を行うものとする。

2 参加者の活動により回収したゴミは、活動する場所に応じた分別方法に従って処理する。

3 参加者は、清掃美化活動とあわせて、チラシ配布などのPR活動、イベント開催、その他の目的を持つ活動を行ってはならない。

4 参加者は、清掃美化活動を行う場合は、第6に掲げる安全基準の確認を行い、安全確保に努めるものとする。

(年間活動計画書及び実施状況報告書等)

第5 参加者は、施設管理者と覚書を交換した後、すみやかに年間活動計画書を施設管理者に提出するものとする。

2 参加者は、当該年度の活動状況を実施状況報告書により、毎年3月末までに施設管理者に報告するものとする。

(安全の確保)

第6 参加者は、安全確保について責任を持って対処することとし、活動に際しては安全対策、事故防止対策等を講じるものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合は、必ず成人の保護者又は監督者が参加しなければならない。

(県の支援内容)

第7 県は、参加者の活動に対し、次の支援措置を行う。

(1) 覚書に記載された活動区域等に、参加者の名称を示す共通ロゴマークの入った看板の設置

(2) 参加者に対する傷害保険の加入

(3) ゴミ袋及び簡易な清掃道具の提供

(覚書の解除)

第8 施設管理者は、参加者がこの要綱に従わないとき、他の参加者の活動に迷惑を及ぼす恐れがあるなどアダプト・プログラムの運営に支障をきたすときには、覚書を解除するものとする。

(事務局)

第9 この事業の運営に係る統括的事務は徳島県県土整備部県土整備政策課、その他の事務は土木施設を所管する徳島県県土整備部各課、徳島県土木事務所及び徳島小松島港開発事務所が行う。

(その他)

第10 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

徳島県OURロードアドプト事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、「徳島県土木施設アドプト支援事業運営要綱」(平成17.12.27.以下「運営要綱」という。)に基づき、徳島県(以下「県」という。)が管理する道路におけるボランティア活動を支援し、以てボランティア活動の活性化及び道路愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(参加資格)

第2条 この事業に参加する団体等(以下「参加団体」という。)は、県管理道路において清掃美化活動を行う町内会、商工会、青年会等の地域住民団体、教育・行政機関、法人及びその従業員の団体とする。

2 参加団体は、参加団体届出書(様式1)を事業実施区域の市町村(以下「市町村」という。)を經由して、又は直接、事業実施区域を管轄する徳島県総合県民局長及び東部県土整備局長(以下「総合県民局長等」という。)へ届け出なければならない。

なお、変更があった場合も同様とする。

(覚書の交換)

第3条 県、市町村及び参加団体は、この事業を実施するに際し、徳島県OURロードアドプト事業に関する覚書(以下「覚書」という。)を交換するものとする。

(活動内容)

第4条 参加団体は、覚書第1条に定める対象区域において覚書第2条に定める期間(最長1年間とする。)に、次の一または両方の活動を行うものとする。

(1) 原則として0.1km以上の区間において年間3回以上の清掃美化活動。

(2) 利用可能な植樹帯等を使った草花の植栽による美化活動。

ただし、その活動と併せて、営利を目的とした活動を行ってはならない。

2 参加者より継続の希望がなされた場合には、前項の覚書の期間にかかわらず、覚書を更新したものと見なす。

(活動計画及び報告等)

第5条 参加団体は、覚書締結及び参加継続の際、年間活動計画書(様式2)及び参加者届出書を市町村を經由して管轄する総合県民局長等へ提出しなければならない。

2 参加団体は、活動終了後に、速やかに活動報告書(様式3)を、市町村を經由して管轄する総合県民局長等へ届け出なければならない。

3 総合県民局長等は覚書を交換または更新し、参加団体から参加団体届出書及び活動計画書の届け出を受理した後、参加団体報告書(県様式1)を作成し、速やかに覚書、届出書の写し及び参加団体報告書を徳島県県土整備部道路総局道路整備課長(以下「道路整備課長」という。)に送付しなければならない。

なお、活動終了後の活動報告書についても同様とする。

4 参加団体は、活動中に事故が起こったときは、速やかに事故報告書(様式4)を市町村を經由して管轄する総合県民局長等へ届けなければならない。また、総合県民局長等は事故報告書を受理した後、報告書の写しを道路整備課長に送付しなければならない。

(安全の確保)

第6条 参加団体は、清掃美化活動を行う際には、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合は、必ず成人の保護者又は監督者をつけなければならない。

(保険)

第7条 参加団体は覚書が交換されたときは、県が契約した保険に加入するものとする。保険料は県が負担する。

(標識の設置)

第8条 管轄する総合県民局長等は、参加団体から標識設置の希望があった場合は、参加団体名及び協力市町村名を併記した標識を実施対象区間内に設置するものとする。

(市町村の協力)

第9条 県は、この事業の実施について、市町村に協力を要請するものとする。

(助言と勧告)

第10条 県及び市町村は、参加団体の活動に対して、必要な助言、勧告ができるものとする。

(覚書の解除)

第 11 条 県は、参加団体が覚書の解除を申し出たとき、参加団体が覚書各条に規定する義務を果たしていないと認められるとき、又は、道路美化清掃活動団体としてふさわしくないと認められるときは、市町村長の意見を聞いた上、覚書を解除するものとする。その場合、総合県民局長等は、第 8 条に基づく標識を撤去するものとする。

附則

この要領は、平成 17 年 12 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行前に旧要領に基づき覚書を締結している団体については、改正後の要領により覚書を締結したものと見なす。

徳島県OURリバーアダプト事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、「徳島県土木施設アダプト支援事業運営要綱」(平成13. 4. 16. 以下「運営要綱」という。)に基づき、徳島県が管理する河川に対するアダプト・プログラムの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(参加手続き)

第2 参加者は、参加者届出書(様式第1号)を事業実施区域が所在する市町村(以下「市町村」という。)を経由して、又は直接、事業実施区域を管轄する徳島県土木事務所長(以下「所長」という。)へ届け出るものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(覚書の交換)

第3 参加者は、この事業を実施するに際し、市町村長及び所長又は所長と徳島県OURリバーアダプト事業に関する覚書(様式第2号。以下「覚書」という。)を交換するものとする。

(実施対象区域等)

第4 覚書第1の実施対象区域の基準は、延長0.1km以上の区間とする。

2 参加者は、覚書第1の実施対象区域において、覚書第2の期間(最長1年間とする。)に、年間3回以上の清掃美化活動を行うものとする。

3 参加者より継続の希望がなされた場合には、前項の覚書の期間にかかわらず、覚書を更新したものとみなす。

(年間活動報告書等)

第5 運営要綱第5に定める年間活動計画書及び実施状況報告書は、それぞれ様式第3号及び様式第4号とする。

2 参加者は、覚書締結及び参加継続の際、年間活動計画書及び参加者届出書を提出する。

3 所長は、市町村又は参加者から年間活動計画書の提出を受けた後、県様式1により参加者報告書を作成し、速やかに覚書及び参加者届出書の写し並びに参加者報告書を河川課長に送付するものとする。また、活動終了後の実施状況報告書についても同様とする。

(看板の規格)

第6 運営要綱第7の(1)の看板の規格は、別紙1及び2のとおりとする。ただし、現地の状況その他の理由により、この規格により難いと所長が認めるときはこの限りでない(色を除く。)

(市町村への協力依頼)

第7 所長は、第2の参加者届出書の提出があったときは、市町村を経由して提出された場合を除き速やかに市町村に協力を要請するものとする。

(覚書の解除)

第8 所長は、参加団体が覚書の解除を申し出たとき、参加団体が覚書各条に規定する義務を果たしていないと認められるとき、又は、河川清掃美化団体としてふさわしくないと認められるときは、覚書を解除するものとする。その場合、所長は運営要綱第7の(1)にもとづき設置した看板を撤去するものとする。

附則

この要領は、平成16年3月15日から施行する。

2 この要領の施行前に旧要領にもとづき覚書を締結している団体については、改正後の要領により覚書を締結したものとみなす。

徳島県OURポータルアドプト事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、「徳島県土木施設アドプト支援事業運営要綱」(平成13. 4. 16. 以下「運営要綱」という。)に基づき、徳島県が管理する港湾・海岸(港湾管理者の長が管理するものに限る。以下同じ。)に対するアドプト・プログラムの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(参加手続き)

第2 参加者は、参加者届出書(様式第1号)を事業実施区域が所在する市町(以下「市町」という。)を経由して、又は直接、事業実施区域を管轄する徳島県土木事務所長若しくは徳島小松島港開発事務所長(以下「所長」という。)へ届け出るものとする。また、変更があった場合も同様とする。

(覚書の交換)

第3 参加者は、この事業を実施するに際し、市町の長及び所長又は所長と徳島県OURポータルアドプト事業に関する覚書(様式第2号。以下「覚書」という。)を交換するものとする。

(実施対象区域等)

第4 覚書第1の実施対象区域の基準は、次のとおりとする。

- (1) 港湾区域(河川区域と重複する部分)については、延長0. 1 km以上の区間とする。
- (2) 港湾隣接地域については、延長0. 1 km以上の区間とする。
- (3) 臨港交通施設(道路)、外かく施設(防波堤、防砂堤、防潮堤、護岸、堤防、胸壁)については、延長0. 1 km以上の区間とする。
- (4) 緑地(公園)等については、各緑地(公園)等を1区間とする。ただし、みなと公園については、延長0. 1 km以上の区間とする。
- (5) 海岸保全区域については、延長0. 1 km以上の区間とする。
- (6) (1)以外の港湾区域については、参加者と所長が協議して定める区域とする。

2 参加者は、覚書第1の実施対象区域において、覚書第2の期間(最長1年間とする。)に、年間3回以上の清掃美化活動を行うものとする。

(年間活動報告書等)

第5 運営要綱第5に定める年間活動計画書及び実施状況報告書は、それぞれ様式第3号及び様式第4号とする。

2 所長は、市町又は参加者から年間活動計画書の提出を受けた後、県様式1により参加者報告書を作成し、速やかに覚書及び参加者届出書の写し並びに参加者報告書を港湾課長に送付するものとする。また、活動終了後の実施状況報告書についても同様とする。

(看板の規格)

第6 運営要綱第7の(1)の看板の規格は、別紙1及び2のとおりとする。ただし、現地の状況その他の理由により、この規格により難しいと所長が認めるときはこの限りでない(色を除く。)

(市町への協力依頼)

第7 所長は、第2の参加者届出書の提出があったときは、市町を経由して提出された場合を除き速やかに市町に協力を要請するものとする。

附則

この要領は、平成13年9月1日から施行する。

徳島県OURパークアダプト事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、「徳島県土木施設アダプト支援事業運営要綱」(平成13.4.16.以下「運営要綱」という。)に基づき、徳島県が管理する都市公園におけるボランティア活動を支援し、以てボランティア活動の活性化及び公園愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(参加資格)

第2条 この事業に参加する団体等(以下「参加団体」という。)は、県管理都市公園において清掃美化活動を行う町内会、商工会、青年会等の地域住民、団体、教育・行政機関、法人及びその従業員の団体とする。

2 参加団体は、参加団体届出書(様式第1号)を事業実施区域を管轄する徳島県土木事務所長(以下「徳島県土木事務所長」という。)又は徳島県総合県民局長(以下「徳島県総合県民局長」)へ届け出なければならない。

なお、変更があった場合も同様とする。

(覚書の交換)

第3条 徳島県、参加団体は、この事業を実施するに際し、徳島県OURパークアダプト事業に関する覚書(様式第2号。以下「覚書」という。)を交換するものとする。

(活動内容)

第4条 参加団体は、覚書第1条に定める対象区域において覚書第2条に定める期間(最長1年間とする。)に、原則として年間3回以上清掃美化活動を行うものとする。

ただし、清掃美化活動と併せて、営利を目的とした活動を行ってはならない。

(活動計画及び報告等)

第5条 参加団体は、あらかじめ活動計画を立て、年間活動計画書(様式第3号)を徳島県土木事務所長又は徳島県総合県民局長へ提出しなければならない。

2 参加団体は、活動終了後に、速やかに実施状況報告書(様式第4号)を、徳島県土木事務所長又は徳島県総合県民局長へ届け出なければならない。

3 徳島県土木事務所長又は徳島県総合県民局長は覚書を交換または更新し、参加団体から参加団体届出書及び活動計画書の届け出を受理した後、参加団体報告書(県様式1)を作成し、速やかに覚書、届出書の写し及び参加団体報告書を徳島県都市計画課に送付しなければならない。

なお、活動終了後の活動報告書についても同様とする。

4 参加団体は、活動中に事故が起こったときは、速やかに事故報告書(別紙様式)を管轄する徳島県土木事務所長又は徳島県総合県民局長へ届けなければならない。また、土木事務所長又は総合県民局長は事故報告書を受理した後、報告書の写しを徳島県都市計画課に送付しなければならない。

(安全の確保)

第6条 参加団体は、清掃美化活動を行う際には、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合は、必ず成人の保護者又は監督者をつけなければならない。

(保険)

第7条 参加団体は覚書が交換されたときは、徳島県が契約した保険に加入するものとする。保険料は徳島県が負担する。

(標識の設置)

第8条 徳島県土木事務所長又は徳島県総合県民局長は、参加団体から標識設置の希望があった場合は、参加団体名を記した標識を実施対象区間に設置するものとする。

(助言と勧告)

第9条 徳島県は、参加団体の活動に対して、必要な助言、勧告ができるものとする。

(覚書の解除)

第10条 徳島県は、参加団体が覚書の解除を申し出たとき、参加団体が覚書各条に規定する義務を果たしていないと認められるとき、又は、公園美化清掃活動団体としてふさわしくないと認められるときは、覚書を解除するものとする。その場合、徳島県土木事務所長又は徳島県総合県民局長は、第8条に基づく標識を撤去するものとする。

附則

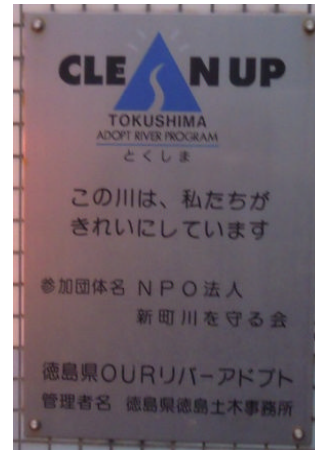
この要領は、平成13年7月27日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 1 月 13 日から施行する。

この要領の施行前に旧要領に基づき覚書を締結している団体については、改正後の要領により覚書を締結したものと見なす。

看板設置例



徳島県内アダプトサイン（徳島市）

第4章 市民アンケート調査結果

第4章 市民アンケート調査結果

1. アンケート実施の概要

(1) 目的

現在の美化清掃活動に関する課題認識とアダプト（里親）制度に関する意向を把握する。

(2) 調査対象

市民向け	市民 1,500 人 霧島市内に居住する 20 歳以上の世帯主の方から、無作為抽出
------	--

(3) 調査項目

- ① 回答者の属性（概要）
- ② 居住地の環境に対する認識
- ③ 美化清掃に関するボランティア活動への参加
- ④ 美化清掃に関するボランティア活動への参加理由と問題点
- ⑤ 鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト（里親）制度に対する認識
- ⑥ 自由意見

(4) 調査項目

郵送による配布、回収

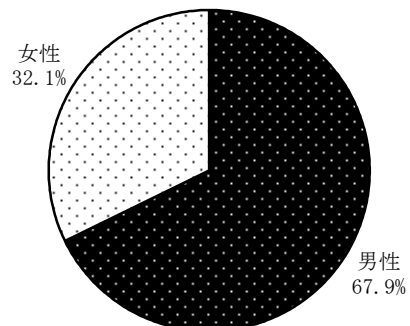
(5) 回収状況

対象	送付数	回収数	回収率
市民向け	1,500	477	31.8%

2. 回答者の属性

(1) 性別

図表 4-1 回答者の性別 (SA)

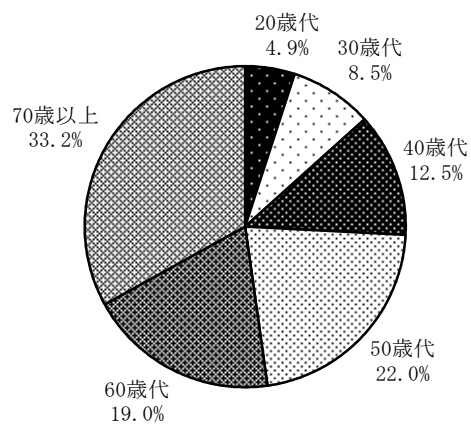


No.	カテゴリー名	N	%
1	男性	275	67.9
2	女性	130	32.1
	全体	405	100.0

※単純集計については不明分を除く。以下同様。

(2) 年代別

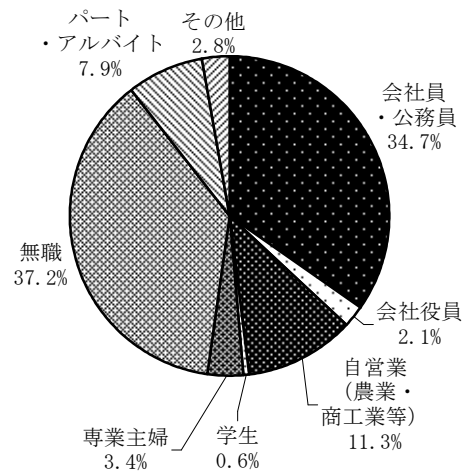
図表 4-2 回答者の年代別 (SA)



No.	カテゴリー名	N	%
1	20歳代	23	4.9
2	30歳代	40	8.5
3	40歳代	59	12.5
4	50歳代	104	22.0
5	60歳代	90	19.0
6	70歳以上	157	33.2
	全体	473	100.0

(3) 職業別

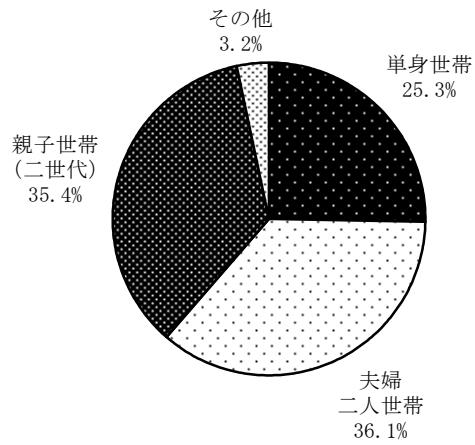
図表4-3 回答者の職業別 (SA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	会社員・公務員	163	34.7
2	会社役員	10	2.1
3	自営業 (農業・商工業等)	53	11.3
4	学生	3	0.6
5	専業主婦	16	3.4
6	無職	175	37.2
7	パート・アルバイト	37	7.9
8	その他	13	2.8
	全体	470	100.0

(4) 家族構成別

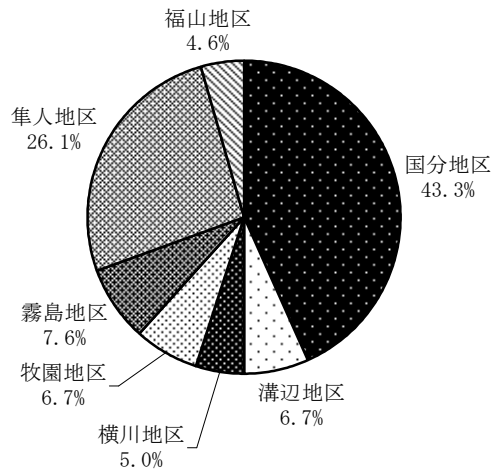
図表 4-4 回答者の家族構成別 (SA)



No.	カテゴリー名	N	%
1	単身世帯	120	25.3
2	夫婦二人世帯	171	36.1
3	親子世帯(二世代)	168	35.4
4	その他	15	3.2
	全体	474	100.0

(5) 居住地区別

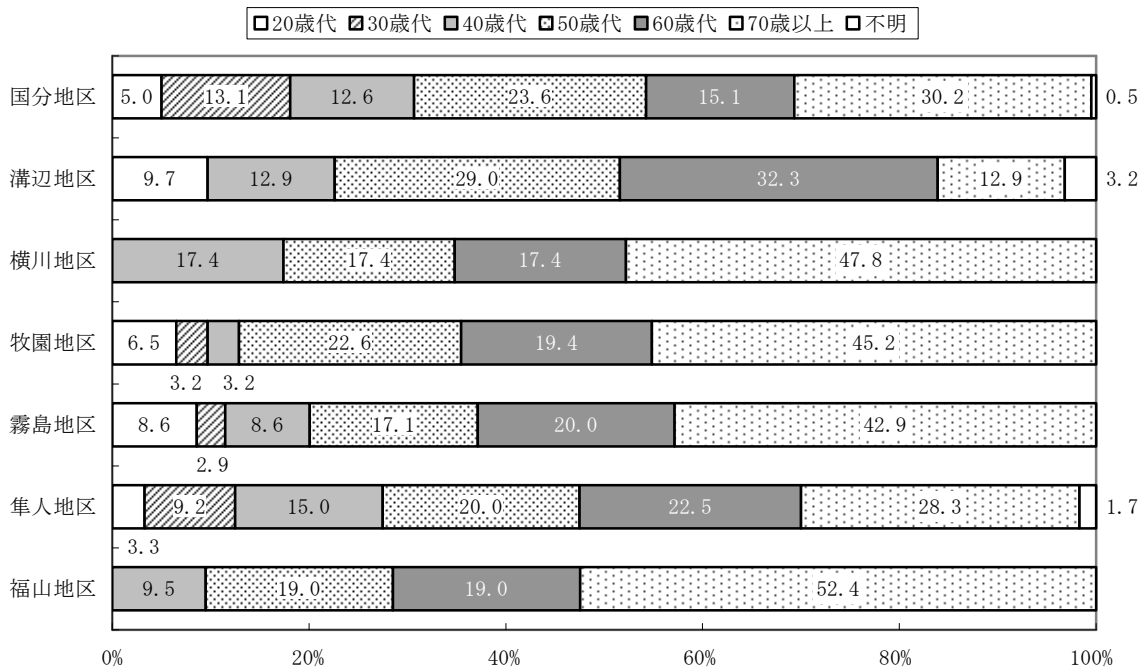
図表 4-5 回答者の居住地区別 (SA)



No.	カテゴリー名	N	%
1	国分地区	199	43.3
2	溝辺地区	31	6.7
3	横川地区	23	5.0
4	牧園地区	31	6.7
5	霧島地区	35	7.6
6	隼人地区	120	26.1
7	福山地区	21	4.6
	全体	460	100.0

(6) 居住地区別の年代別構成

図表4-6 回答者の居住地区別の年代別構成 (SA)



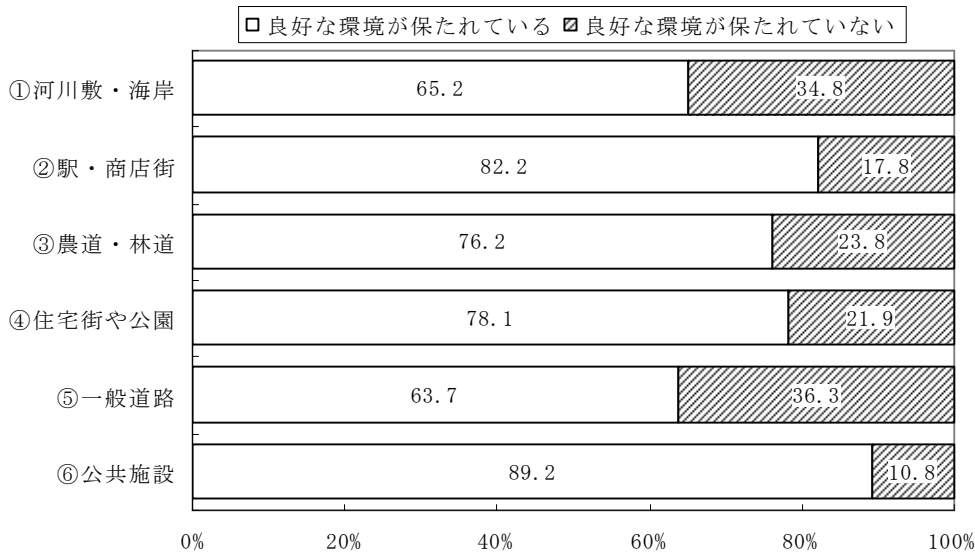
3. 居住地の環境に対する認識

2. お住まいの地域の環境について伺います。

お住まいの地域について、良好な環境が保たれていると思いますか？「2. 良好な環境が保たれていない」を選んだ方は、その内容を具体的にお書きください。

①河川敷・海岸、②駅・商店街、③農道・林道、④住宅街や公園、⑤一般道路、⑥公共施設に関する居住地の環境について、どの項目においても「良好な環境が保たれている」が「良好な環境が保たれていない」を上回っているが、項目によって、その割合に違いがみられる。⑥公共施設と②駅・商店街では「良好な環境が保たれている」が8割を超える一方で、⑤一般道路と①河川敷・海岸では60%台にとどまり、「良好な環境が保たれていない」が3割を超えている。

図表4-7 居住地の各場所・施設の環境に対する認識（SA）



カテゴリー名		良好な環境が保たれている	良好な環境が保たれていない	全体
①河川敷・海岸	N	245	131	376
	%	65.2	34.8	100.0
②駅・商店街	N	310	67	377
	%	82.2	17.8	100.0
③農道・林道	N	276	86	362
	%	76.2	23.8	100.0
④住宅街や公園	N	299	84	383
	%	78.1	21.9	100.0
⑤一般道路	N	258	147	405
	%	63.7	36.3	100.0
⑥公共施設	N	332	40	372
	%	89.2	10.8	100.0

「良好な環境が保たれていない」と思う内容については、「雑草が生い茂っている」「ポイ捨てが多い」といった回答が多い。

図表4-8 良好な環境が保たれていないと思う内容（FA）※主なものを抜粋

	居住地区	性別	年代	良好な環境が保たれていないと思う内容
①河川敷・海岸	国分地区	女性	30歳代	天降川沿いの草払いをもっと頻繁にして欲しい。
		男性	70歳以上	流木等放流、遊人の食べかす、犬の散歩（フン）、港の砂運搬後の置き去りが見られる。海岸線日陰の木が欲しい。
		-	70歳以上	一歩敷の中に入ればごみの山（不法投棄）。
		男性	50歳代	釣り人のマナーが悪い。ごみの置きっぱなし。
	溝辺地区	男性	60歳代	川の中に雑草が茂り、ゴミ等が引っかかっている。
	横川地区	男性	70歳以上	川の幅が狭く草が茂って、大雨の時など田んぼの中に砂や木切れが入り、思うように稲作りもできず大変困っています。
	牧園地区	男性	70歳以上	川の水量が昔より減って洲になっているところに草がすごく茂っている。
	隼人地区	男性	20歳代	河川敷の木を切ってほしい。鳥のフンなどの臭いがし、衛生的ではない。
		男性	70歳以上	天降河川のテトラポットの中にごみが多い。隼人新港南側各吹きだまりはいつもごみの山。
		女性	50歳代	生活排水が流れ込み。海の色がもう少し美しくあってほしい。
女性		30歳代	夜中、街灯がないので真っ暗。	
②駅・商店街	国分地区	女性	40歳代	放置自転車がある。
	横川地区	女性	40歳代	屋根の落ちている家があり危ない。
	隼人地区	男性	50歳代	スーパーやコンビニの駐車場にタバコ等ポイ捨てが多い。
③農道・林道	国分地区	男性	60歳代	不法投棄（林道）、ゴミのポイ捨てが多い。
		女性	30歳代	アスファルトの舗装がたまに穴ぼこだらけ。
	牧園地区	-	50歳代	夏期には定期的な草払いが必要である。ごみ等が放置されている。
	隼人地区	男性	40歳代	道端の雑草が多く、治安の悪化を招きそう。
女性		50歳代	用水路の側溝が多いが、安全を守るための柵等が無い所が多い。	
④住宅街や公園	国分地区	女性	40歳代	掃除がされておらず子供達が遊べる環境でない。
	牧園地区	男性	70歳以上	公営住宅に住んでいる人たちが我が家と同様な環境に草取りをして欲しい。
	隼人地区	男性	20歳代	空地になっている部分に草が茂り、害虫が多い。
		-	60歳代	西瓜川原公園が自治会管理時に比べて、雑草が増えてきた。ポイ捨てが多くなってきた（タバコ、アキカン等）。
		男性	70歳以上	ゴミのポイ捨てを見ることがある。
		女性	50歳代	公園内のトイレがあまりにも汚い。
男性	60歳代	住宅・公園の側溝の蓋がされていない所がある。		
⑤一般道路	国分地区	男性	70歳以上	空き缶のポイ捨てが目立つ。私達の間にボランティアで毎日自転車でごみを拾って歩く人がいます。
		男性	50歳代	道路に穴、凹地があるところがある。将来の道路計画が一般に對しわかりにくい。
	牧園地区	男性	60歳代	今までも感じていたが、他県他市より幹線道路の夏場の草刈りが遅れ非常に見苦しいと思っていた。特に観光道路沿線の草、ごみは情けない。
		男性	70歳以上	道路脇のポイ捨てが、歩くと目に付く。特に家の少ないところ。
	霧島地区	男性	50歳代	草刈り等を頻繁に実施しないと、やぶが生い茂って通行の妨げになっている。（農道も生活道として供じているため。）自治会等で奉仕をしても、年の回数が限られている。
隼人地区	-	70歳以上	道路整備、側溝左右なし。道路路面補修でデコボコ。人、自転車は事故のもとです。	
⑥公共施設	国分地区	男性	70歳以上	ゴミのポイ捨てが多い。
	牧園地区	男性	60歳代	トイレが少し汚れている。
	隼人地区	男性	60歳代	雑草が目立つ。
	福山地区	男性	40歳代	牧之原市営体育館は雨漏りがひどく、ここ数年改善されていない。

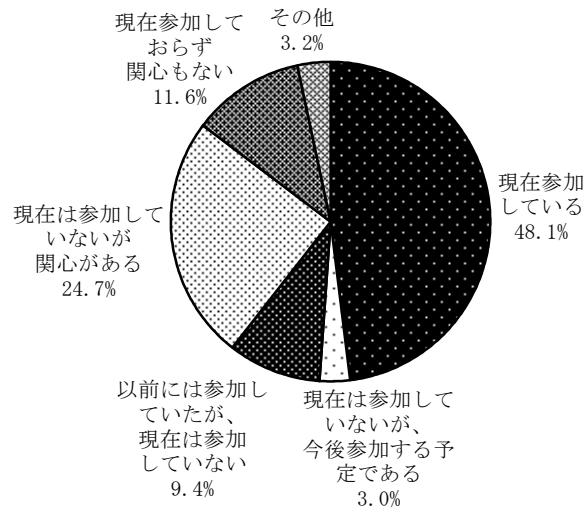
4. 美化清掃に関するボランティア活動への参加

(1) 美化清掃に関するボランティア活動への参加状況

3-1. あなた、あるいは、家族の方は、現在美化清掃に関するボランティア活動に参加していらっしゃいますか？

美化清掃に関するボランティア活動への参加状況は、「現在参加している」が 48.1%と約半数を占める。また、「現在は参加していないが、今後参加する予定である」(3.0%)、「現在は参加していないが関心がある」が 24.7%となっており、現在は参加していないが、美化清掃に関するボランティア活動を前向きに捉えている人が 27.7%を占めている。

図表 4-9 美化清掃に関するボランティア活動への参加状況 (S A)



No.	カテゴリー名	n	%
1	現在参加している	224	48.1
2	現在は参加していないが、今後参加する予定である	14	3.0
3	以前には参加していたが、現在は参加していない	44	9.4
4	現在は参加していないが関心がある	115	24.7
5	現在参加しておらず関心もない	54	11.6
6	その他	15	3.2
	全体	466	100.0

美化清掃に関するボランティア活動への参加状況を年代別にみると、40歳以上では「現在参加している」が最も多く、20～30歳代でも、「現在は参加していないが関心がある」が40%を超えている。

また、居住地区別にみると、全ての地区で「現在参加している」が最も多いが、特に溝辺地区では67.7%と、7割近くを占めている。

図表4-10 年代・居住地区別にみた美化清掃に関するボランティア活動への参加状況（S A）

区分		調査数	現在参加している	予定が、今は参加して いる	以前には参加して いたが、現在は参加 していない	現在参加している が関心がない	現在参加して おらず 関心もない	その他	不明
合計		477 100.0	224 47.0	14 2.9	44 9.2	115 24.1	54 11.3	15 3.1	11 2.3
年代	20歳代	23 100.0	2 8.7	3 13.0	2 8.7	11 47.8	5 21.7	-	-
	30歳代	40 100.0	12 30.0	-	1 2.5	16 40.0	10 25.0	1 2.5	-
	40歳代	59 100.0	27 45.8	3 5.1	5 8.5	14 23.7	7 11.9	3 5.1	-
	50歳代	104 100.0	58 55.8	4 3.8	8 7.7	24 23.1	9 8.7	-	1 1.0
	60歳代	90 100.0	50 55.6	2 2.2	8 8.9	18 20.0	7 7.8	3 3.3	2 2.2
	70歳以上	157 100.0	73 46.5	2 1.3	19 12.1	32 20.4	15 9.6	8 5.1	8 5.1
	不明	4 100.0	2 50.0	-	1 25.0	-	1 25.0	-	-
居住地区	国分地区	199 100.0	99 49.7	6 3.0	22 11.1	45 22.6	20 10.1	4 2.0	3 1.5
	溝辺地区	31 100.0	21 67.7	-	2 6.5	4 12.9	1 3.2	1 3.2	2 6.5
	横川地区	23 100.0	10 43.5	2 8.7	-	5 21.7	-	4 17.4	2 8.7
	牧園地区	31 100.0	14 45.2	-	3 9.7	6 19.4	7 22.6	-	1 3.2
	霧島地区	35 100.0	14 40.0	-	2 5.7	11 31.4	6 17.1	1 2.9	1 2.9
	隼人地区	120 100.0	49 40.8	3 2.5	13 10.8	38 31.7	14 11.7	1 0.8	2 1.7
	福山地区	21 100.0	11 52.4	2 9.5	-	1 4.8	4 19.0	3 14.3	-
	不明	17 100.0	6 35.3	1 5.9	2 11.8	5 29.4	2 11.8	1 5.9	-

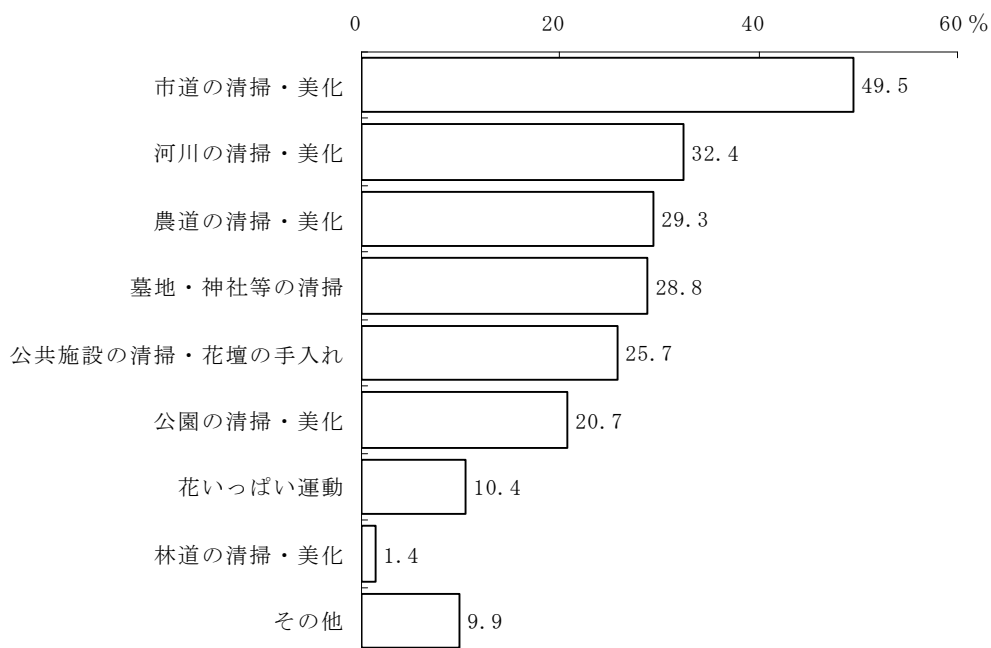
※クロス集計については不明分を含む。以下同様。

(2)現在参加している美化清掃に関するボランティア活動内容

3-2. 3-1. で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きします。
 現在参加している美化清掃に関するボランティア活動はどのようなものですか？

現在参加している美化清掃に関するボランティア活動の内容は、「市道の清掃・美化」(49.5%)が最も多く、次いで「河川の清掃・美化」(32.4%)、「農道の清掃・美化」(29.3%)、「墓地・神社等の清掃」(28.8%)などとなっている。

図表4-11 現在参加している美化清掃に関するボランティア活動内容 (MA)



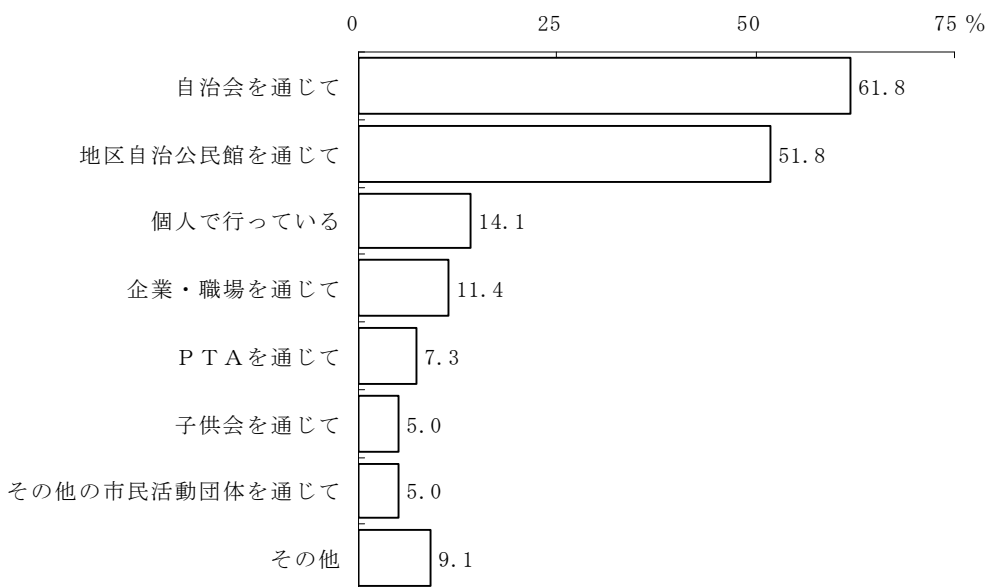
No.	カテゴリー名	n	%
1	河川の清掃・美化	72	32.4
2	市道の清掃・美化	110	49.5
3	農道の清掃・美化	65	29.3
4	林道の清掃・美化	3	1.4
5	公園の清掃・美化	46	20.7
6	公共施設の清掃・花壇の手入れ	57	25.7
7	墓地・神社等の清掃	64	28.8
8	花いっぱい運動	23	10.4
9	その他	22	9.9
	全体	222	100.0

(3) 美化清掃に関するボランティア活動への参加方法

3-3. 3-1. で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きします。
 どのような団体を通じて活動に参加されていますか？

美化清掃に関するボランティア活動への参加方法として、「自治会を通じて」(61.8%) が最も多く、次いで「地区自治公民館を通じて」(51.8%) となっており、多くの人が地域の団体を通じて参加している状況がうかがえる。

図表 4-12 美化清掃に関するボランティア活動への参加方法 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	個人で行っている	31	14.1
2	地区自治公民館を通じて	114	51.8
3	自治会を通じて	136	61.8
4	PTAを通じて	16	7.3
5	子供会を通じて	11	5.0
6	その他の市民活動団体を通じて	11	5.0
7	企業・職場を通じて	25	11.4
8	その他	20	9.1
	全体	220	100.0

美化清掃に関するボランティア活動への参加方法を年代別にみると、概ねどの年代でも「自治会を通じて」、「地区自治公民館を通じて」が多いが、30～40歳代は「PTAを通じて」も「地区自治公民館を通じて」と同率で多くなっている。

居住地区別にみると、概ねどの地区でも「自治会を通じて」、「地区自治公民館を通じて」が多いが、横川地区では「個人で行っている」と「企業・職場を通じて」が、牧園地区では「個人で行っている」も3割を超えている。

図表4-13 年代・居住地区別にみた美化清掃に関するボランティア活動への参加方法（MA）

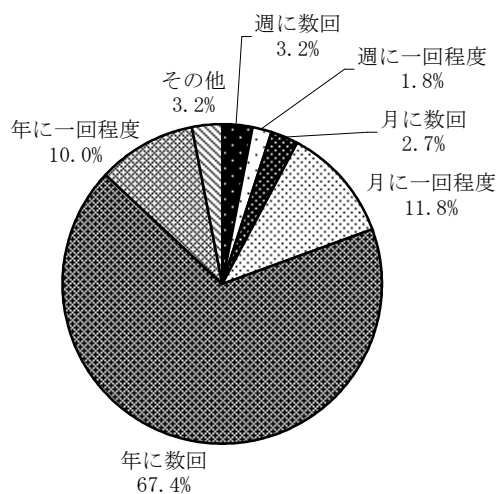
区分		調査数	個人で行っている	地区自治公民館を通じて	自治会を通じて	PTAを通じて	子供会を通じて	その他の市民活動団体を通じて	企業・職場を通じて	その他	不明
合計		224 100.0	31 13.8	114 50.9	136 60.7	16 7.1	11 4.9	11 4.9	25 11.2	20 8.9	4 1.8
年代	20歳代	2 100.0	-	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	-	-
	30歳代	12 100.0	2 16.7	4 33.3	6 50.0	4 33.3	2 16.7	-	3 25.0	-	-
	40歳代	27 100.0	1 3.7	8 29.6	21 77.8	8 29.6	6 22.2	-	7 25.9	1 3.7	-
	50歳代	58 100.0	6 10.3	28 48.3	34 58.6	3 5.2	2 3.4	3 5.2	8 13.8	3 5.2	1 1.7
	60歳代	50 100.0	8 16.0	25 50.0	33 66.0	-	1 2.0	3 6.0	5 10.0	6 12.0	1 2.0
	70歳以上	73 100.0	13 17.8	48 65.8	40 54.8	1 1.4	-	5 6.8	1 1.4	10 13.7	2 2.7
	不明	2 100.0	1 50.0	-	2 100.0	-	-	-	-	-	-
居住地区	国分地区	99 100.0	11 11.1	52 52.5	58 58.6	6 6.1	5 5.1	2 2.0	11 11.1	7 7.1	2 2.0
	溝辺地区	21 100.0	4 19.0	11 52.4	14 66.7	2 9.5	2 9.5	2 9.5	2 9.5	1 4.8	-
	横川地区	10 100.0	3 30.0	5 50.0	5 50.0	-	-	1 10.0	3 30.0	1 10.0	-
	牧園地区	14 100.0	5 35.7	10 71.4	6 42.9	-	-	-	-	1 7.1	-
	霧島地区	14 100.0	3 21.4	11 78.6	10 71.4	1 7.1	1 7.1	1 7.1	2 14.3	-	1 7.1
	隼人地区	49 100.0	4 8.2	17 34.7	29 59.2	3 6.1	1 2.0	4 8.2	6 12.2	8 16.3	1 2.0
	福山地区	11 100.0	1 9.1	5 45.5	9 81.8	2 18.2	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1	-
	不明	6 100.0	-	3 50.0	5 83.3	2 33.3	1 16.7	-	-	1 16.7	-

(4) 美化清掃に関するボランティア活動の活動頻度

3-4. 3-1. で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きします。
 あなた、あるいは、家族の方は、3-2. でご回答頂いた美化清掃に関するボランティア活動に、おおよそどれ位の頻度で参加されていますか？

美化清掃に関するボランティア活動の活動頻度は、「年に数回」(67.4%) が最も多く、次いで、「月に一回程度」(11.8%)、「年に一回程度」(10.0%) となっている。

図表 4-14 美化清掃に関するボランティア活動の活動頻度 (SA)



No.	カテゴリー名	N	%
1	週に数回	7	3.2
2	週に一回程度	4	1.8
3	月に数回	6	2.7
4	月に一回程度	26	11.8
5	年に数回	149	67.4
6	年に一回程度	22	10.0
7	その他	7	3.2
	全体	221	100.0

5. 美化清掃に関するボランティア活動への参加理由と問題点

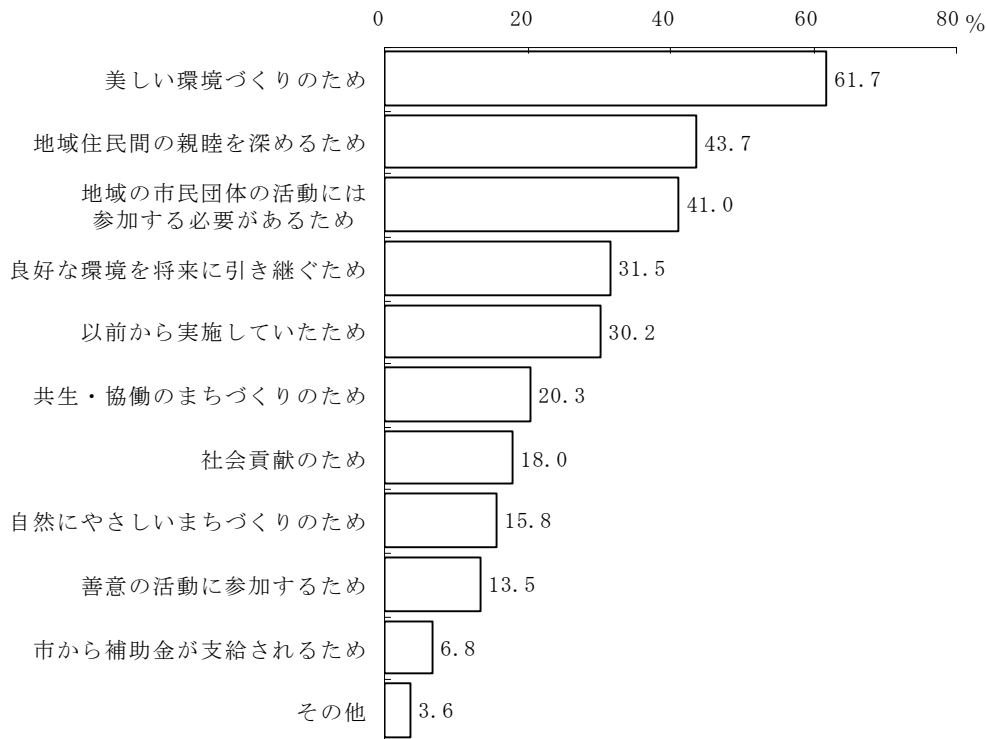
(1) 美化清掃に関するボランティア活動への参加の理由

4-1. 3-1. で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きします。

あなた、あるいは、家族の方が美化清掃に関するボランティア活動に参加している理由はどのようなものですか？

美化清掃に関するボランティア活動への参加の理由は、「美しい環境づくりのため」(61.7%) が最も多く、次いで、「地域住民間の親睦を深めるため」(43.7%)、「地域の市民団体の活動には参加する必要があるため」(41.0%) などとなっている。

図表 4-15 美化清掃に関するボランティア活動への参加の理由 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	美しい環境づくりのため	137	61.7
2	自然にやさしいまちづくりのため	35	15.8
3	共生・協働のまちづくりのため	45	20.3
4	良好な環境を将来に引き継ぐため	70	31.5
5	善意の活動に参加するため	30	13.5
6	社会貢献のため	40	18.0
7	地域の市民団体の活動には参加する必要があるため	91	41.0
8	市から補助金が支給されるため	15	6.8
9	地域住民間の親睦を深めるため	97	43.7
10	以前から実施していたため	67	30.2
11	その他	8	3.6
	全体	222	100.0

美化清掃に関するボランティア活動への参加の理由を年代別にみると、概ねどの年代でも「美しい環境づくりのため」、「地域住民間の親睦を深めるため」が多いが、20歳代では「社会貢献のため」も「地域住民間の親睦を深めるため」と同率で多く、30歳代では「美しい環境づくりのため」に次いで「良好な環境を将来に引き継ぐため」が多くなっている。

居住地区別にみると、概ねどの地区でも「美しい環境づくりのため」、「地域住民間の親睦を深めるため」、「地域の市民団体の活動には参加する必要があるため」が多い。

図表4-16 年代・居住地区別にみた美化清掃に関するボランティア活動への参加の理由（MA）

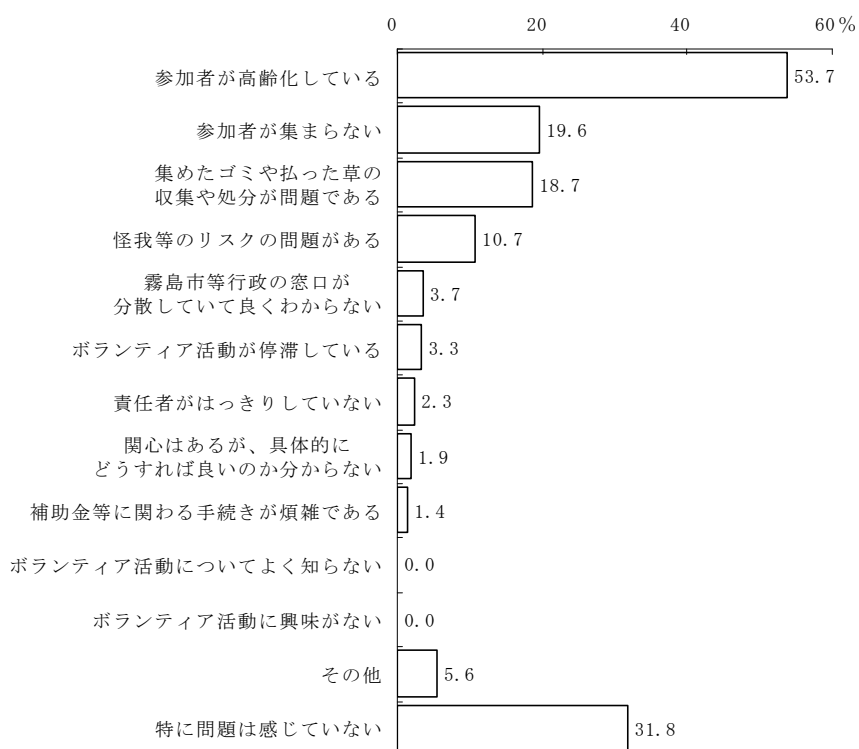
区分		調査数	た美しい環境づくりのため	自然にやさしいまちづくりのため	共生・協働のまちづくりのため	良好な環境を将来に引き継ぐため	善意の活動に参加するため	社会貢献のため	地域には市民団体の必要活動があるため	市から補助金が支給されるため	地域住民間の親睦を深めるため	以前から実施していたため	その他	不明
合計		224 100.0	137 61.2	35 15.6	45 20.1	70 31.3	30 13.4	40 17.9	91 40.6	15 6.7	97 43.3	67 29.9	8 3.6	2 0.9
年代	20歳代	2 100.0	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-
	30歳代	12 100.0	7 58.3	1 8.3	4 33.3	6 50.0	1 8.3	1 8.3	3 25.0	1 8.3	2 16.7	3 25.0	-	-
	40歳代	27 100.0	16 59.3	1 3.7	4 14.8	4 14.8	1 3.7	5 18.5	12 44.4	1 3.7	14 51.9	5 18.5	-	1 3.7
	50歳代	58 100.0	38 65.5	9 15.5	10 17.2	19 32.8	9 15.5	12 20.7	24 41.4	3 5.2	22 37.9	15 25.9	1 1.7	1 1.7
	60歳代	50 100.0	33 66.0	5 10.0	13 26.0	16 32.0	5 10.0	10 20.0	19 38.0	2 4.0	20 40.0	16 32.0	3 6.0	-
	70歳以上	73 100.0	41 56.2	17 23.3	12 16.4	23 31.5	12 16.4	9 12.3	32 43.8	7 9.6	36 49.3	27 37.0	3 4.1	-
	不明	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-
居住地区	国分地区	99 100.0	55 55.6	11 11.1	17 17.2	31 31.3	13 13.1	19 19.2	49 49.5	6 6.1	36 36.4	25 25.3	3 3.0	-
	溝辺地区	21 100.0	16 76.2	5 23.8	7 33.3	6 28.6	2 9.5	5 23.8	7 33.3	3 14.3	8 38.1	7 33.3	-	1 4.8
	横川地区	10 100.0	5 50.0	-	-	5 50.0	2 20.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0	3 30.0	6 60.0	-	-
	牧園地区	14 100.0	5 35.7	2 14.3	3 21.4	4 28.6	1 7.1	3 21.4	7 50.0	-	5 35.7	5 35.7	-	-
	霧島地区	14 100.0	9 64.3	4 28.6	4 28.6	5 35.7	4 28.6	-	6 42.9	2 14.3	5 35.7	4 28.6	1 7.1	1 7.1
	隼人地区	49 100.0	34 69.4	11 22.4	12 24.5	13 26.5	8 16.3	9 18.4	14 28.6	2 4.1	27 55.1	14 28.6	4 8.2	-
	福山地区	11 100.0	9 81.8	1 9.1	1 9.1	4 36.4	-	1 9.1	4 36.4	1 9.1	8 72.7	4 36.4	-	-
	不明	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7	2 33.3	-	-	3 50.0	-	5 83.3	2 33.3	-	-

(2) 美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点

4-2. 3-1. で「1. 現在参加している」と回答された方にお聞きします。
 あなた、あるいは、家族の方が美化清掃に関するボランティア活動をするうえで、困っていることは何ですか？

美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点としては、「参加者が高齢化している」(53.7%)が最も多く、「参加者が集まらない」(19.6%)、「集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である」(18.7%) などとなっている。その一方で、31.8%の人が「特に問題は感じていない」と回答している。

図表 4-17 美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	参加者が集まらない	42	19.6
2	参加者が高齢化している	115	53.7
3	怪我等のリスクの問題がある	23	10.7
4	責任者がはっきりしていない	5	2.3
5	集めたゴミや払った草の収集や処分が問題である	40	18.7
6	霧島市等行政の窓口が分散していて良くわからない	8	3.7
7	補助金等に関わる手続きが煩雑である	3	1.4
8	ボランティア活動が停滞している	7	3.3
9	関心はあるが、具体的にどうすれば良いのか分からない	4	1.9
10	特に問題は感じていない	68	31.8
11	ボランティア活動についてよく知らない	0	0.0
12	ボランティア活動に興味がない	0	0.0
13	その他	12	5.6
	全体	214	100.0

美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点を年代別にみると、40歳以上では「参加者が高齢化している」が最も多くなっており、特に60歳以上では6割に達している。

居住地区別でも、全ての地区で「参加者が高齢化している」が最も多くなっているおり、特に、牧園・霧島・横川地区では7割に達している。

図表4-18 年代・居住地区別にみた美化清掃に関するボランティア活動に関する問題点（MA）

区分	調査数	参加者が集まらない	参加者が高齢化している	怪我等のリスクの問題がある	責任者がはっきりしていない	集めたゴミや処分が問題である	霧島市等行政の窓口が分散していない	補助金等に関する手続きが煩雑である	ボランティア活動が停滞している	的に関心はあるが、具体的な活動が難しい	特に問題は感じていない	ボランティア活動についてよく知らない	ボランティア活動に興味がない	その他	不明	
合計	224 100.0	42 18.8	115 51.3	23 10.3	5 2.2	40 17.9	8 3.6	3 1.3	7 3.1	4 1.8	68 30.4	-	-	12 5.4	10 4.5	
年代	20歳代	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	
	30歳代	12 100.0	2 16.7	1 8.3	1 8.3	-	2 16.7	-	-	-	6 50.0	-	-	1 8.3	-	
	40歳代	27 100.0	4 14.8	13 48.1	2 7.4	-	7 25.9	-	-	-	8 29.6	-	-	1 3.7	2 7.4	
	50歳代	58 100.0	10 17.2	24 41.4	10 17.2	1 1.7	11 19.0	3 5.2	-	2 3.4	1 1.7	20 34.5	-	-	-	3 5.2
	60歳代	50 100.0	13 26.0	30 60.0	3 6.0	2 4.0	9 18.0	3 6.0	1 2.0	5 10.0	1 2.0	12 24.0	-	-	2 4.0	3 6.0
	70歳以上	73 100.0	12 16.4	46 63.0	7 9.6	2 2.7	9 12.3	2 2.7	2 2.7	-	1 1.4	20 27.4	-	-	7 9.6	2 2.7
	不明	2 100.0	-	1 50.0	-	-	2 100.0	-	-	-	1 50.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-
居住地区	国分地区	99 100.0	17 17.2	45 45.5	7 7.1	1 1.0	14 14.1	4 4.0	-	5 5.1	2 2.0	35 35.4	-	-	7 7.1	4 4.0
	溝辺地区	21 100.0	5 23.8	12 57.1	4 19.0	-	6 28.6	-	-	-	1 4.8	9 42.9	-	-	1 4.8	1 4.8
	横川地区	10 100.0	-	7 70.0	-	-	1 10.0	-	-	-	-	2 20.0	-	-	-	1 10.0
	牧園地区	14 100.0	2 14.3	11 78.6	1 7.1	1 7.1	5 35.7	1 7.1	1 7.1	1 7.1	-	1 7.1	-	-	1 7.1	1 7.1
	霧島地区	14 100.0	2 14.3	11 78.6	1 7.1	-	3 21.4	1 7.1	1 7.1	-	-	3 21.4	-	-	-	1 7.1
	隼人地区	49 100.0	12 24.5	21 42.9	8 16.3	2 4.1	10 20.4	2 4.1	1 2.0	1 2.0	1 2.0	11 22.4	-	-	3 6.1	2 4.1
	福山地区	11 100.0	1 9.1	6 54.5	1 9.1	1 9.1	1 9.1	-	-	-	-	4 36.4	-	-	-	-
	不明	6 100.0	3 50.0	2 33.3	1 16.7	-	-	-	-	-	-	3 50.0	-	-	-	-

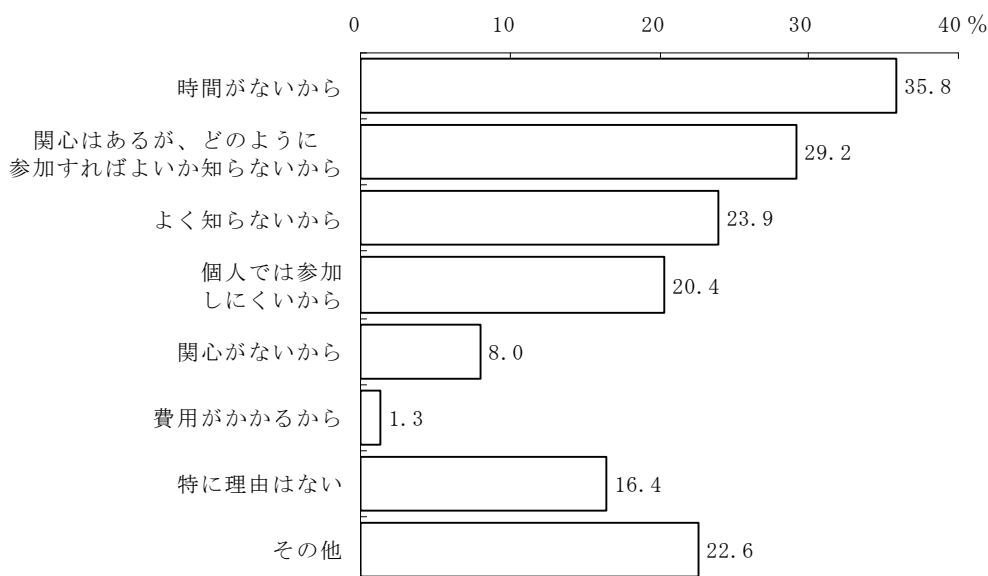
(3) 美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由

4-3. 3-1. で「2～6. 現在は参加してしない」と回答された方にお聞きします。
 あなた、あるいは、家族の方が美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由
 はどのようなものですか？

美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由は、「時間がないから」(35.8%) が最も多く、次いで、「関心はあるが、どのように参加すればよいか知らないから」(29.2%)、「よく知らないから」(23.9%)、「個人では参加しにくいから」(20.4%) などとなっている。

「その他」の理由としては、病気や高齢のためといった回答が多い。

図表 4-19 美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	関心がないから	18	8.0
2	よく知らないから	54	23.9
3	関心はあるが、どのように参加すればよいか知らないから	66	29.2
4	時間がないから	81	35.8
5	費用がかかるから	3	1.3
6	個人では参加しにくいから	46	20.4
7	特に理由はない	37	16.4
8	その他	51	22.6
	全体	226	100.0

美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由を年代別にみると、20歳代、60歳代では「関心はあるが、どのように参加すればよいか知らないから」がそれぞれ47.6%、35.0%と最も多く、30歳代では「時間がないから」(67.9%)に次いで、「よく知らないから」(42.9%)、「個人では参加しにくいから」(42.9%)も40%を超えている。

居住地区別にみると、霧島地区では「関心はあるが、どのように参加すればよいか知らないから」(23.8%)と同率で「個人では参加しにくいから」が多くなっている。

図表4-20 年代・居住地区別にみた美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由(MA)

区分		調査数	関心がないから	よく知らないから	いよ関 かこう か知に 知には ら参加 るが、 いす かれば よどの	時間がないから	費用がかかるから	い個人 からは 参加し にく	特に理由はない	その他	不明
合計		253 100.0	18 7.1	54 21.3	66 26.1	81 32.0	3 1.2	46 18.2	37 14.6	51 20.2	27 10.7
年代	20歳代	21 100.0	1 4.8	5 23.8	10 47.6	8 38.1	-	7 33.3	2 9.5	1 4.8	-
	30歳代	28 100.0	7 25.0	12 42.9	5 17.9	19 67.9	-	12 42.9	4 14.3	3 10.7	-
	40歳代	32 100.0	4 12.5	12 37.5	8 25.0	12 37.5	-	6 18.8	6 18.8	2 6.3	2 6.3
	50歳代	46 100.0	3 6.5	14 30.4	15 32.6	21 45.7	-	7 15.2	3 6.5	5 10.9	5 10.9
	60歳代	40 100.0	-	4 10.0	14 35.0	11 27.5	2 5.0	7 17.5	7 17.5	6 15.0	4 10.0
	70歳以上	84 100.0	3 3.6	7 8.3	14 16.7	8 9.5	-	7 8.3	15 17.9	34 40.5	16 19.0
	不明	2 100.0	-	-	-	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-
居住地区	国分地区	100 100.0	11 11.0	26 26.0	32 32.0	36 36.0	-	16 16.0	19 19.0	11 11.0	7 7.0
	溝辺地区	10 100.0	-	1 10.0	3 30.0	3 30.0	-	2 20.0	2 20.0	1 10.0	2 20.0
	横川地区	13 100.0	-	1 7.7	2 15.4	3 23.1	-	-	2 15.4	5 38.5	2 15.4
	牧園地区	17 100.0	1 5.9	2 11.8	2 11.8	6 35.3	-	2 11.8	2 11.8	5 29.4	3 17.6
	霧島地区	21 100.0	2 9.5	3 14.3	5 23.8	4 19.0	-	5 23.8	1 4.8	7 33.3	2 9.5
	隼人地区	71 100.0	3 4.2	18 25.4	19 26.8	23 32.4	3 4.2	17 23.9	8 11.3	15 21.1	7 9.9
	福山地区	10 100.0	1 10.0	2 20.0	1 10.0	2 20.0	-	1 10.0	2 20.0	4 40.0	2 20.0
	不明	11 100.0	-	1 9.1	2 18.2	4 36.4	-	3 27.3	1 9.1	3 27.3	2 18.2

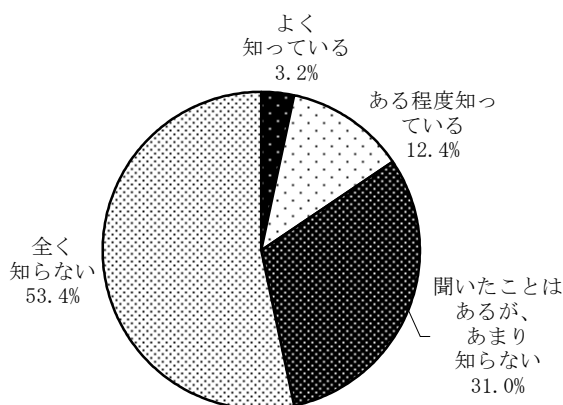
6. 鹿児島県及び霧島市のボランティア・アダプト（里親）制度に対する認識

(1) 美化清掃に関するボランティア活動に参加していない理由

5-1. アダプト制度についてご存知でしたか？

アダプト（里親）制度に対する認知度は、「全く知らない」（53.4%）と「聞いたことはあるが、あまり知らない」（31.0%）の合計が84.4%で、「ある程度知っている」（12.4%）と「よく知っている」（3.2%）の合計は15.6%にとどまっており、アダプト（里親）制度の認知度は低い。

図表4-21 アダプト（里親）制度に対する認知度（SA）



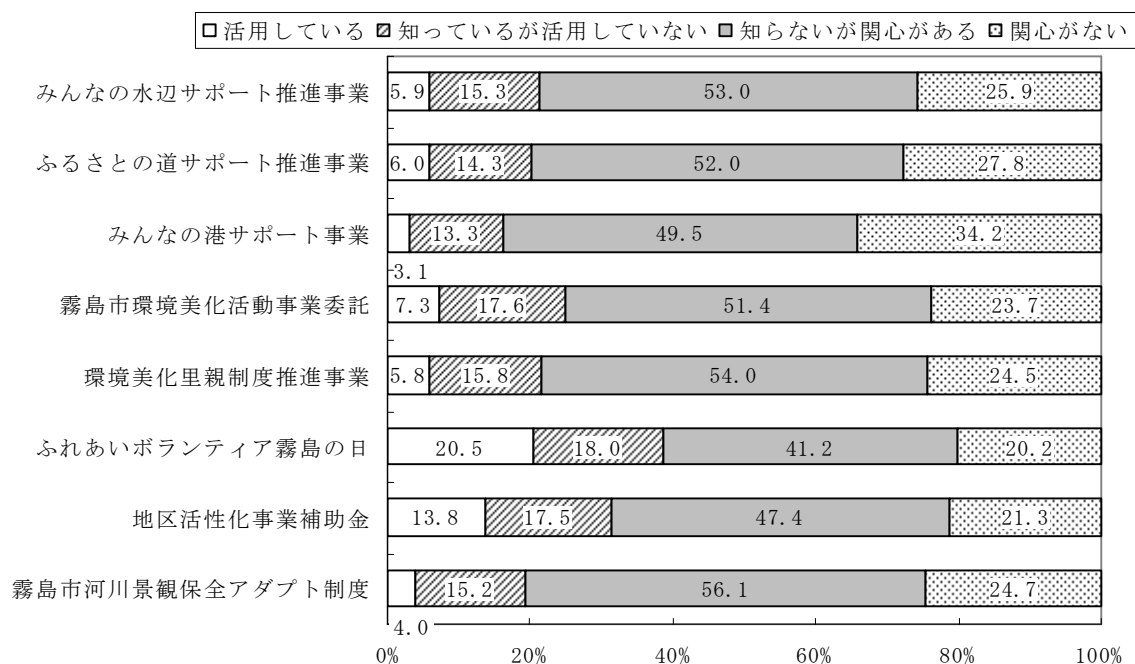
No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	15	3.2
2	ある程度知っている	58	12.4
3	聞いたことはあるが、あまり知らない	145	31.0
4	全く知らない	250	53.4
	全体	468	100.0

(2) 鹿児島県及び霧島市のアダプト（里親）制度・アダプト的取り組みに対する認知・活用度

5-2. 鹿児島県及び霧島市のアダプト（里親）制度・アダプト的取り組みをご存知でしたでしょうか？

鹿児島県及び霧島市のアダプト（里親）制度・アダプト的取り組みに対する認知・活用度は、全ての事業・制度で「知らないが関心がある」が最も多いが、『ふれあいボランティア霧島の日』と『地区活性化事業補助金』は「活用している」が、それぞれ20.5%、13.8%と、他事業・制度に比べ多くなっている。

図表4-22 鹿児島県及び霧島市のアダプト（里親）制度・アダプト的取り組みに対する認知・活用度（SA）



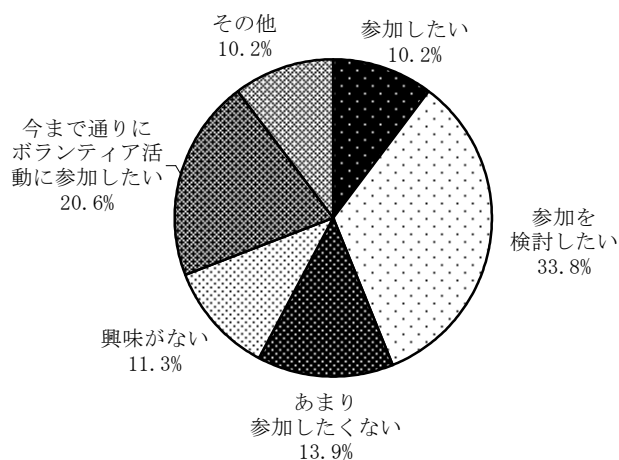
カテゴリー名		活用している	知っているが活用していない	知らないが関心がある	関心がない	全体
みんなの水辺サポート推進事業	n	24	62	215	105	406
	%	5.9	15.3	53.0	25.9	100.0
ふるさとの道サポート推進事業	n	24	57	208	111	400
	%	6.0	14.3	52.0	27.8	100.0
みんなの港サポート事業	n	12	52	194	134	392
	%	3.1	13.3	49.5	34.2	100.0
霧島市環境美化活動事業委託	n	29	70	204	94	397
	%	7.3	17.6	51.4	23.7	100.0
環境美化里親制度推進事業	n	23	63	216	98	400
	%	5.8	15.8	54.0	24.5	100.0
ふれあいボランティア霧島の日	n	83	73	167	82	405
	%	20.5	18.0	41.2	20.2	100.0
地区活性化事業補助金	n	55	70	189	85	399
	%	13.8	17.5	47.4	21.3	100.0
霧島市河川景観保全アダプト制度	n	16	60	222	98	396
	%	4.0	15.2	56.1	24.7	100.0

(3)アダプト（里親）制度への参加意向

5-3. 霧島市で、多様な施設や場（河川・道路等）を対象としたアダプト（里親）制度が導入された場合、あなた、あるいは、家族の方は参加されますか？

アダプト（里親）制度への参加意向は、「参加を検討したい」（33.8％）と「参加したい」（10.2％）の合計が44.0％で、40％以上の人がアダプト（里親）制度への参加意向がある。一方、20.6％の人が「今まで通りにボランティア活動に参加したい」と回答している。

図表4-23 アダプト（里親）制度への参加意向（SA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	参加したい	44	10.2
2	参加を検討したい	146	33.8
3	あまり参加したくない	60	13.9
4	興味がない	49	11.3
5	今まで通りにボランティア活動に参加したい	89	20.6
6	その他	44	10.2
	全体	432	100.0

アダプト（里親）制度への参加意向を年代・居住地区別にみると、概ね、どの年代・地区でも「参加を検討したい」が多くなっている。一方、居住地区別では溝辺地区で、「今まで通りにボランティア活動に参加したい」が30%を超えている。

図表4-24 年代・居住地区別にみたアダプト（里親）制度への参加意向（S A）

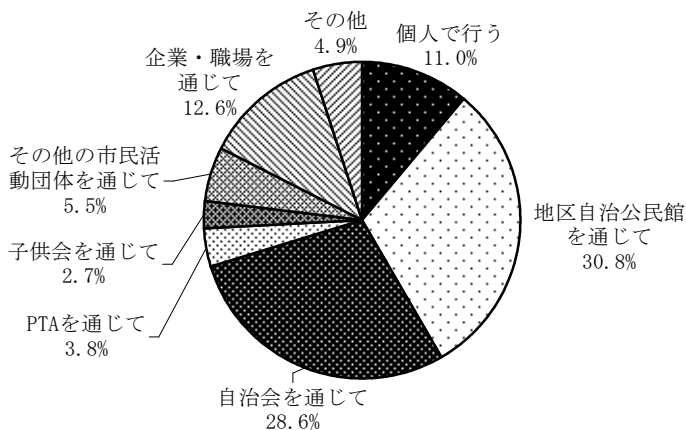
区分		調査数	参加したい	参加を検討したい	いあまり参加したくない	興味がない	た今 いま アで 活動 りに 参加 ラン	その他	不明
合計		477 100.0	44 9.2	146 30.6	60 12.6	49 10.3	89 18.7	44 9.2	45 9.4
年代	20歳代	23 100.0	1 4.3	12 52.2	3 13.0	5 21.7	1 4.3	1 4.3	-
	30歳代	40 100.0	-	12 30.0	12 30.0	6 15.0	6 15.0	3 7.5	1 2.5
	40歳代	59 100.0	6 10.2	25 42.4	6 10.2	10 16.9	5 8.5	6 10.2	1 1.7
	50歳代	104 100.0	12 11.5	40 38.5	12 11.5	11 10.6	23 22.1	3 2.9	3 2.9
	60歳代	90 100.0	14 15.6	26 28.9	14 15.6	4 4.4	20 22.2	5 5.6	7 7.8
	70歳以上	157 100.0	11 7.0	30 19.1	13 8.3	13 8.3	33 21.0	24 15.3	33 21.0
	不明	4 100.0	-	1 25.0	-	-	1 25.0	2 50.0	-
居住地区	国分地区	199 100.0	20 10.1	63 31.7	24 12.1	22 11.1	38 19.1	17 8.5	15 7.5
	溝辺地区	31 100.0	4 12.9	7 22.6	2 6.5	1 3.2	10 32.3	2 6.5	5 16.1
	横川地区	23 100.0	-	8 34.8	1 4.3	1 4.3	5 21.7	3 13.0	5 21.7
	牧園地区	31 100.0	5 16.1	11 35.5	1 3.2	5 16.1	5 16.1	2 6.5	2 6.5
	霧島地区	35 100.0	2 5.7	8 22.9	6 17.1	2 5.7	6 17.1	5 14.3	6 17.1
	隼人地区	120 100.0	10 8.3	35 29.2	20 16.7	13 10.8	19 15.8	14 11.7	9 7.5
	福山地区	21 100.0	2 9.5	7 33.3	3 14.3	3 14.3	5 23.8	-	1 4.8
	不明	17 100.0	1 5.9	7 41.2	3 17.6	2 11.8	1 5.9	1 5.9	2 11.8

(4) アダプト（里親）制度への参加方法

5-4. 5-3. で「1. 現在参加している」または「2. 参加を検討したい」と回答された方にお聞き
します。
 霧島市で、多様な施設や場（河川・道路等）を対象としたアダプト（里親）制度が導入さ
 れた場合、あなた、あるいは、家族の方はどのような形式で参加したいですか？

アダプト（里親）制度への参加方法は、「地区自治公民館を通じて」（30.8%）が最も多く、次いで、「自治会を通じて」（28.6%）、「企業・職場を通じて」（12.6%）、「個人で行う」（11.0%）となっている。

図表 4-25 アダプト（里親）制度への参加方法（SA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	個人で行う	20	11.0
2	地区自治公民館を通じて	56	30.8
3	自治会を通じて	52	28.6
4	P T Aを通じて	7	3.8
5	子供会を通じて	5	2.7
6	その他の市民活動団体を通じて	10	5.5
7	企業・職場を通じて	23	12.6
8	その他	9	4.9
	全体	182	100.0

アダプト（里親）制度への参加方法を年代・居住地区別にみると、概ねどの年代・地区でも「地区自治公民館を通じて」、「自治会を通じて」が多いが、年代別では20～30歳代で「企業・職場を通じて」がそれぞれ61.5%、41.7%と最も多くなっている。

図表4-26 年代・居住地区別にみたアダプト（里親）制度への参加方法（S A）

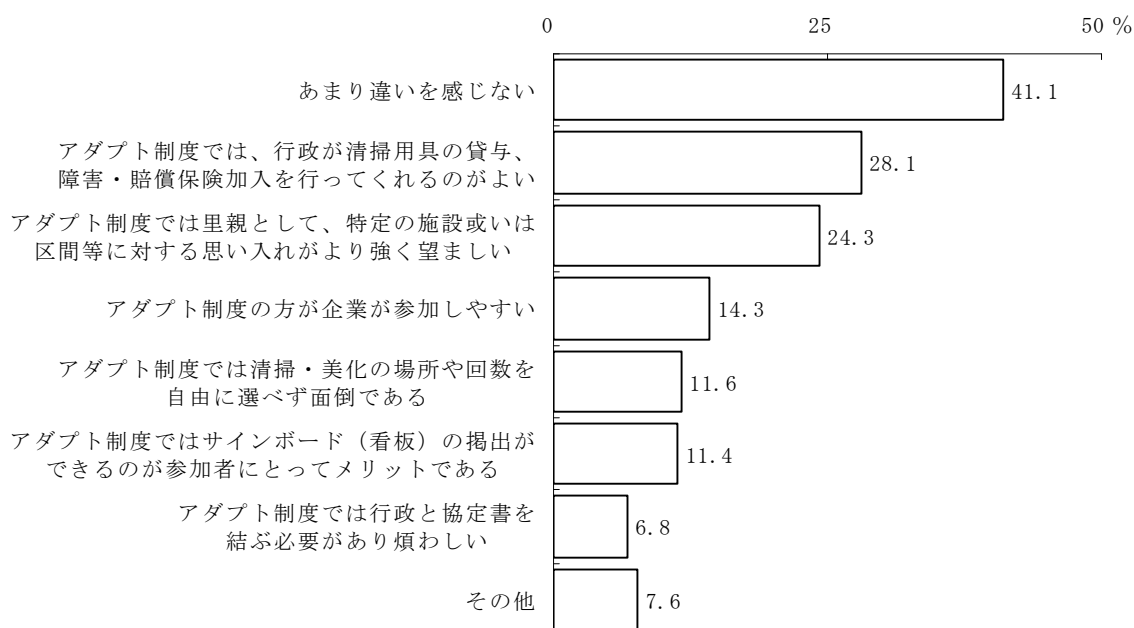
区分		調査数	個人で行う	地区自治公民館を通じて	自治会を通じて	P T Aを通じて	子供会を通じて	その他の市民活動団体を通じて	企業・職場を通じて	その他	不明
合計		190 100.0	20 10.5	56 29.5	52 27.4	7 3.7	5 2.6	10 5.3	23 12.1	9 4.7	8 4.2
年代	20歳代	13 100.0	1 7.7	1 7.7	2 15.4	-	-	1 7.7	8 61.5	-	-
	30歳代	12 100.0	2 16.7	-	1 8.3	1 8.3	1 8.3	-	5 41.7	2 16.7	-
	40歳代	31 100.0	2 6.5	10 32.3	6 19.4	5 16.1	2 6.5	1 3.2	1 3.2	2 6.5	2 6.5
	50歳代	52 100.0	7 13.5	14 26.9	16 30.8	1 1.9	2 3.8	1 1.9	6 11.5	3 5.8	2 3.8
	60歳代	40 100.0	4 10.0	13 32.5	14 35.0	-	-	4 10.0	2 5.0	2 5.0	1 2.5
	70歳以上	41 100.0	4 9.8	18 43.9	13 31.7	-	-	3 7.3	-	-	3 7.3
	不明	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-
居住地区	国分地区	83 100.0	11 13.3	23 27.7	22 26.5	4 4.8	-	3 3.6	15 18.1	1 1.2	4 4.8
	溝辺地区	11 100.0	1 9.1	6 54.5	1 9.1	-	1 9.1	-	1 9.1	1 9.1	-
	横川地区	8 100.0	1 12.5	1 12.5	3 37.5	1 12.5	-	-	-	2 25.0	-
	牧園地区	16 100.0	1 6.3	4 25.0	6 37.5	-	-	1 6.3	1 6.3	-	3 18.8
	霧島地区	10 100.0	2 20.0	3 30.0	3 30.0	-	-	-	1 10.0	1 10.0	-
	隼人地区	45 100.0	4 8.9	11 24.4	13 28.9	2 4.4	3 6.7	5 11.1	5 11.1	2 4.4	-
	福山地区	9 100.0	-	4 44.4	4 44.4	-	1 11.1	-	-	-	-
	不明	8 100.0	-	4 50.0	-	-	-	1 12.5	-	2 25.0	1 12.5

(5) アダプト（里親）制度と現在のボランティア活動の違い

5-5. アダプト（里親）制度とボランティア活動の違いについてどのようにお考えになりますか？

アダプト（里親）制度と現在のボランティア活動の違いについては、「あまり違いを感じない」（41.1%）が最も多く、次いで、「アダプト制度では、行政が清掃用具の貸与、障害・賠償保険加入を行ってくれるのがよい」（28.1%）、「アダプト制度では里親として、特定の施設或いは区間等に対する思い入れがより強く望ましい」（24.3%）などとなっている。

図表 4-27 アダプト（里親）制度と現在のボランティア活動の違い（MA）



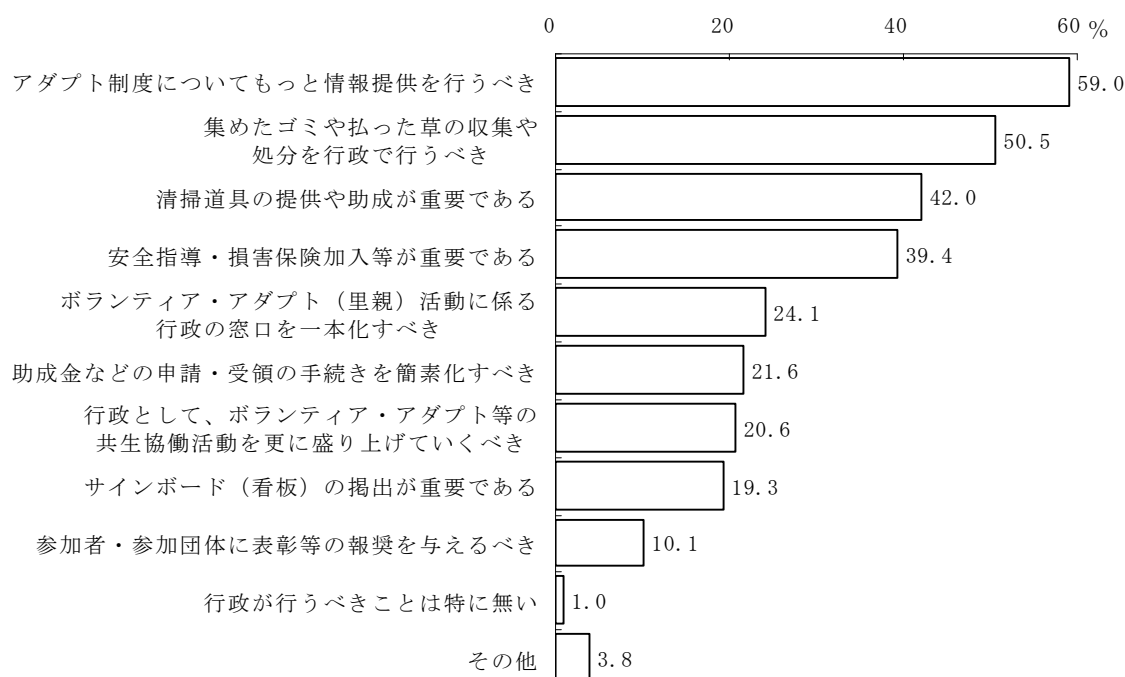
No.	カテゴリー名	n	%
1	あまり違いを感じない	152	41.1
2	アダプト制度では里親として、特定の施設或いは区間等に対する思い入れがより強く望ましい	90	24.3
3	アダプト制度では、行政が清掃用具の貸与、障害・賠償保険加入を行ってくれるのがよい	104	28.1
4	アダプト制度ではサインボード（看板）の掲出ができるのが参加者にとってメリットである	42	11.4
5	アダプト制度の方が企業が参加しやすい	53	14.3
6	アダプト制度では行政と協定書を結ぶ必要があり煩わしい	25	6.8
7	アダプト制度では清掃・美化の場所や回数を自由に選べず面倒である	43	11.6
8	その他	28	7.6
	全体	370	100.0

(6)アダプト（里親）制度制定時のポイント

5-6. 霧島市のアダプト（里親）制度を制定する際に重要だと思うことは何ですか？

アダプト（里親）制度を制定する際に重要だと思うことは、「アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき」（59.0%）が最も多く、次いで、「集めたゴミや払った草の収集や処分を行政で行うべき」（50.5%）、「清掃道具の提供や助成が重要である」（42.0%）、「安全指導・損害保険加入等が重要である」（39.4%）などとなっている。

図表4-28 アダプト（里親）制度制定時のポイント（MA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	サインボード（看板）の掲出が重要である	77	19.3
2	清掃道具の提供や助成が重要である	167	42.0
3	安全指導・損害保険加入等が重要である	157	39.4
4	アダプト制度についてもっと情報提供を行うべき	235	59.0
5	集めたゴミや払った草の収集や処分を行政で行うべき	201	50.5
6	助成金などの申請・受領の手続きを簡素化すべき	86	21.6
7	ボランティア・アダプト（里親）活動に係る行政の窓口を一本化すべき	96	24.1
8	参加者・参加団体に表彰等の報奨を与えるべき	40	10.1
9	行政として、ボランティア・アダプト等の共生協働活動を更に盛り上げていくべき	82	20.6
10	行政が行うべきことは特に無い	4	1.0
11	その他	15	3.8
	全体	398	100.0

7. 自由意見

(1) アダプト制度について (総論)

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	女性	40 歳代	大変よい活動だと思います。国分の美化意識と環境整備と自然を利用した河川娯楽の充実を計っていただければ、市民の意識も利用する側の立場も意識改革が必然的にでき、更には事故発生率も軽減されていくのではと考えます。応援いたします。霧島市の美しい街づくりが進化していくことを祈り、行政側の動く仕事を行って下さることを祈り願います。
	男性	60 歳代	河川の清掃は定期的に行わないとすぐに雑草が伸びて、何の役にも立たないので、継続が必要かと思えます。やはりアダプト的に責任を持って同じ場所を管理することが大事なのではないのでしょうか。
	男性	60 歳代	地域美化作業も高齢化している所もあると思うので、係の方も大変だと思います。できることは時間のある限り手伝いできればと思っています。
	女性	70 歳以上	私達は毎月自治会を二班に分けて社社の掃除を第二・第四日曜の朝、境内から神前まで男女一緒にきれいに掃除しています。こんな風習を代々続けていけたら本当にいいと思います。高齢化社会ですが、老人も一緒にボランティアに参加出来る事は気持ちのいいものです。続けられる間はずっと参加していきたいと思えます。地域がきれいな環境になる様に子供達を交えてのボランティア作業等もいいと思えます。アダプト制度に期待しています。
	女性	70 歳以上	アダプト (里親) について詳しく知りませんでした。ボランティア活動として自治会や老人クラブを通して公民館、墓の清掃、花いっぱい運動に参加していますが、後期高齢者となりまして、参加したい気持ちは充分あるのですが、身体が思うように動きません。でも出来る事は参加したいです。
溝辺地区	女性	60 歳代	今はまだ仕事をしていて思うように活動できませんが、仕事をやめたら自分が元気な限りボランティア活動とかに参加したいなと思っています。
隼人地区	女性	30 歳代	関心はないけど大事なことだと思います。子育てが少し落ち着いたらじっくり考えてみようと思えます。
	男性	40 歳代	自分が住んでいる隼人住吉地区の環境美化に取り組んでいきたいという気持ちは前々からあります。(河川敷や道端の雑草、カヤの除去) 海岸は整備が少しされてきていますが、道路 (凹凸道) の状況や、雑草・街灯をもっと整備し、さらに海岸の手前の無造作な空き地を整備しないとなんとなく治安が悪そうな雰囲気が出てしまうと思えます。整備すれば海岸沿いは、結構な view ポイントだと思うのですが…。
	女性	40 歳代	今回のアンケートで初めてアダプト制度の内容を知りました。自分達の住んでいる町を行政まかせではなく、自分達できれいにしていく事はとてもいい事だと思います。是非機会があったら参加したいと思えます。
	女性	70 歳以上	大変いいことだと思います。私自身若かったら、と思えますが、年齢を重ねていますので、自分が皆様のお世話になりませんように出来るだけ気をつけて行動しようと考えています。良い方に前に向かって進んでいきますよう祈っています。自分でも出来ることはなるべく手助け出来たらしようと思えます。
福山地区	男性	40 歳代	今回このアンケートを見て制度について初めて詳しく聞きました。日常では子供会、自治会、会社 (組合のボランティア活動) を通じて、会社、家族で行っております。行政側でこの様にバックアップしていただけるのは非常にありがたい制度と考えます。
-	女性	60 歳代	自分の町は自分たちの手でという取り組みがすばらしいと思えます。道路わきに何気に置かれた花壇に癒されます。今は難しいですが、参加できることがあれば町の美化の為、力になりたいと思えます。いつもありがとうございます。

(2) アダプト制度について (参加しやすい制度)

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	男性	30 歳代	土日祝日が必ず休みで余裕があれば考える事があるかもしれないが、日曜日だけが休みの人や休みがない人は休日まで労働する分不公平を感じる。しかし仕事で清掃活動に出席できない理由では理解が得られず、周囲の不満を感じる。現在の取り組み方は、土日が休みの方に合わせて予定が組まれている感じで、簡単な作業で数時間の為に仕事を休んで活動に参加しなくてはいけない場合が多々あり、仕事に支障が出る事がある。休みに余裕がある方がボランティアで参加できないなら、行政側の方で率先して地域別に交代でも作業して地域の住民にその姿を見せて手本を見せてはどうでしょうか。ボランティアで作業を行えば、行政の財政にも影響せず、おまけに街もきれいになり、行政に対する見方も変わり、一石二鳥だと思います。企業も霧島市が優遇している所は強制してでも、すべての活動に参加させる必要があると思えます。

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	女性	70歳以上	アダプト（里親）制度のあり方について初めて知りました。健康であれば参加したいのは山々ですが、要支援1のため思うように動けないのが残念でなりません。道路の陥没、道路周りの草刈の状態。どこが責任を持って計画を立てるか一般市民はよく知らないと思います。縦割り行政ですか、横との連携ですか。お互いに責任の所在をはっきりさせ、一般市民に知らせるべきだと思います。
	-	70歳以上	シルバー世代の方々が参加しやすい方法でどんどん募集してほしい。公民館活動、キリシマ広報等アピールしてもらおうと色々な面で応援できるのではないかと思います。シルバー世代の力も借りて下さい。
牧園地区	男性	60歳代	幹線道路の清掃活動は危険を感じるので、保障の確立が大事だと思う。美化清掃に対する考えは変わらないが、地域住民が公共道路に対する認識や感謝の気持ちを持っているか。当然のごとく利用しているだけか。新道改良も解るが、既存道路の管理が一番重要と考える。人口は減っているの、将来は車の数もおのずと減っていくため、今以上に清掃活動が困難となる。
隼人地区	男性	40歳代	市民が参加しやすい形に。ただ地域清掃や学校の奉仕作業もあつたりしてなかなかです。機会を見つけてやります。

(3) アダプト制度について（問題点）

居住地区	性別	年代	自由意見
隼人地区	男性	30歳代	ボランティアだと美化したいという思いから特に見返りが欲しいとは思いませんが、アダプト制度では責任を感じそうなので気が重いように感じます。
	男性	50歳代	看板を設置する場所や大きさも考慮してみても（看板だけ目立つ所も多い）。有益な活動には行政がある程度の支援をした方が継続されやすいと思います。特に子供たちの活動は未来のポイ捨てをなくす為にも支援してあげてください。
	男性	60歳代	今のボランティアや年に何回かの奉仕作業で市民参加の活動は十分だと思います。里親制度の名の下に行政が仕事を市民へ押し付けているような感じがして、私は関心があまり（まったく）ないです。里親制度は良い行政とは思わない県・市がやるべきことだと思います。

(4) アダプト制度について（情報発信）

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	男性	20歳代	このような制度があることを知りませんでした。行政はもっと周知・広報をするべきではないでしょうか。今回のアンケートにもどれくらいの費用がかかり、どんな効果があるのですか？民間意識をもって仕事してください。
	男性	50歳代	アダプト制度という「ことば」自体も知りませんでした。もっと公共に認識させる活動、働きかけが必要ではないでしょうか。
	男性	50歳代	・「霧島市河川景観保全アダプト制度」等は情報提供が必要。・「ふれあいボランティア霧島の日」も実施日を指定して、アピールする必要がある。・公道を毎日のようにごみ収集しておられる個人を何名か見かけるが、その輪を増やして、各地区で参加者を増やすアピール活動が必要。・自治会に加入しないままごみ収集の会費を支払わず、自治会指定のごみ置き場にごみを持ってくる集合住宅・借家の住民が非常に多い。集合住宅等は家主から徴収すべきである。
	女性	50歳代	団体や企業の参加も大事ですが、個人参加も大事。窓辺や家の道路側など美化も忘れてはいけないと思います。個人の意識を高める広報活動を市に望みます。
	女性	50歳代	「美化清掃とボランティア」と「アダプト（里親）」がイメージしにくい為、制度のネーミングは悪いと思う。擬人化して好感度を上げる目的とは思いますが、アダプト（里親）制度と言われてなぜ清掃・ボランティア？と感ずる為、分かりにくい。ひねらず、ストレートに表現した方が市民には理解されやすくなると思う。浸透しにくい原因の一つだと思う。
	男性	60歳代	まだアダプト（里親）制度についての広告等のチラシが少ないような気がします。それをもっと子供たちも参加させたり若い人にも促すようにしてもらいたい。これから多くの人々が社会に加わっていくような方法を考えてもらいたいです。
	男性	60歳代	アダプト制度？聞きなれない横文字が多く使われ、一般市民（高齢者）には良く理解できない。全市民が参加することが大事であるので、もっと理解しやすい言葉で推進する必要があるのでは？！
	女性	60歳代	美しい街づくりを各個人が意識を持って取り組むよう啓発する必要がある。
	男性	70歳以上	アダプト制度そのものについて市民にどの程度理解されているのか疑問である。市民への理解を深める説明が必要と思う。やたらと横文字を使い、いかにも新しいやり方、政治を展開しているように見えるが、肝心の説明が不足。当事者のみが分かっている自己満足している感あり。市民は他人事にしか思えない。ジオパークだって同じだ。

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	男性	70歳以上	アダプト（里親）制度なる横文字は初めて聞いた。日本語でもっとすっきり耳に入る言葉（概念を表すもの）、理解されやすい言葉はないのか。最初このアダプト（里親）制度という単語を見たとき、世間一般で言う里親＝他人の子を預かり、親代わりとなって養い育てる人をイメージしてしまい、何のこともわかりにくかった。このアンケートの意図するところがよく理解できない。市民不在の行政の自己満足を得るためのものになっていないか。
	-	70歳以上	アダプト制度のPR必要。行政として空家に対する実態把握をし、道路にはみ出した植木の伐採等督促する必要あり（シルバーさんの利用）。
	-	70歳以上	制度のPRを強化する必要があると思います。
溝辺地区	-	50歳代	アダプト制度を全市民にもっと知ってもらうようにするべきである。
横川地区	男性	40歳代	窓口がいくつもある理由がよくわかりません。
牧園地区	男性	70歳以上	地区自治公民館等を通じて、もっともっと情報提供すべきだと思います。それにより里親制度の意志が高まって来るものと思いますが如何でしょうか。
隼人地区	男性	20歳代	事業制度に関してボランティアで行うのか、行政が企業に依頼するのをはっきり分けるべきだと思う。各事業の団体へは助成金が払われているだろうが、企業に依頼をして行う方が失業率の低下のひとつにでもならないかと思う。市民全体に周知する方法を考えた方が良い。今回のアンケートで初めて気付いた事ばかりなので、多くの人に知ってもらう努力をすべき。
	男性	30歳代	アダプト制度についてもっと周知するべきであり、言葉すら知らない方がほとんどではないのか。事業・制度名や部署がいくつもあるようだが、中身はすべてボランティアによる清掃といった内容がほとんどで、やっていることは同じように思えるが、煩雑すぎるのではないのか。
	男性	40歳代	アダプト（里親）制度を恥ずかしながら初めて耳にしました。知っている方もそう多くはないのではないのでしょうか。今回知る機会をいただけたので、今後関心を寄せたいと思います。
	女性	40歳代	街がきれいと感じるのは、国道沿いの木の下に花がきれいに手入れされている街。他の地域から来るとまずそこに目が向くのではないかと思う。現状は自分の地域のみ、自分の家の前だけと手入れがバラバラで見た目も良くない。また、そこを勝手に手入れしているのか分からない。花の配布で花いっぱい運動などあったがどこに使われたのか分からない。都会のほうが街の花壇は見えて楽しいし、手入れされている。全て同じ種類で長持ち度合い、多年草、デザイン等よく考えて配布場所を決定し、その手入れはこの花で、この地域が担当、企業が担当など、明確にしたほうが良い。他の地域に住んでいたこともありますが、週2日NPOと区・マンションが一緒になってボランティアの清掃がありましたが、参加して街をきれいにしたい人がこんなに多くいるのかと感じました。霧島市もいやいやではなく、愛情をもって街全体が美しくなるように…。霧島市の市報で大きく取り上げるといいと思います。
	男性	50歳代	参加したいとは思いますが、やり方がまったく分からない。アダプトの意味がよく分からない。（霧島市らしいネーミングに変えた方が良い）
	男性	50歳代	アダプトの意味がわからない。日本語でわかりやすくしないとわからない。
	男性	50歳代	「里親」などという紛らわしい命名に疑問を感じる
	男性	60歳代	5-6の8にあるような事ではボランティアではない。表彰・報酬を見返りに求めるべきではないし、それに当てる経費があれば道具や草刈り機の燃料等有意義に使うべきでは、と思う。広報誌の中に活動紹介の欄を設けるのも一案では。
	男性	60歳代	自治会や参加団体に広報して呼びかけるべきである
	-	60歳代	アダプト制度と初めて耳にする言葉で、カタカナではなく、もっと分かりやすい表現はなかったのでしょうか？自治会の役を何年かさせていただいていましたが、まったく知らない事業もあり、勉強不足だったのでしょくか？
	男性	70歳以上	自分たちの住む環境づくりには街の美化運動は是非必要だと思います。行政側による美化についてのデモンストレーションがもっともっと必要だと思います。頑張ってください。
	男性	-	アダプトとボランティアの違いを説明して欲しい。区別する必要があるのか不明。養子・里親・愛情という抽象的言葉で中身が全く見えない。従来のボランティアと何が違うのか全く見えない。言葉とくくりをむやみに増やすよりも、従来の制度を充実、徹底すれば事足りるのですか？美化清掃の委託？一部業者にお金が不当に回りませんか？お金の管理を完全に透明化してください！お願いします。
-	男性	70歳以上	アダプト制度を老人クラブ等で説明する場合、理解が難しい。簡単に説明してほしい。現在この制度の推進により企業及び公園付近の美化が守られている。不参加者に対しペナルティ（罰金等）は科せない事。
	男性	70歳以上	国や県が決めた言葉でしょうが、やたらとカタカナが多い。「アダプト」新語辞典にも出て来ていない。もっと適語はないのでしょうか。里親？＝アダプティド＝養子。美化活動は良い事です。応援します。

(5) 美化清掃に関する行政への要望（まちづくり）

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	男性	50歳代	長島町の花（花壇）がきれいなのでよく見に行きますが、道路の花壇に個人・企業のネームプレートがあり、大変良い考えと以前より思っていました。霧島（国分）の道路は、草や木（せんだんの木？）があり、あまり良くないです。いくつかの企業（車会社）はきれいな所がありますが、観光にこられる方もいい思いはしないと思います。
	男性	50歳代	最近、国道や県道、主要道路の草木が伸びているのが目立つように思う。観光都市“霧島”の発展のためにも美しい道路環境を復活すべき。
	男性	60歳代	木漏れ日あふれる並木道が市民の憩う緑地いっぱいの公園に続く街。赤ちゃん連れ、子供連れの家族や、お年寄りがゆっくりと散歩できる並木道を求めています。こういった空間を人口の多い市街地に欲しい。公園づくりも市民の参加型で行えば、愛着が出て、大切にしてもらえると思います。目の前の成果ではなく、長いスパンで霧島市の街づくりを。
	男性	70歳以上	1. 高齢化により良い制度と思うが難しい感じ。2. 指導者の育成と部落の実況の把握。3. 先ずは自分自身が迷惑をかけない。4. 祖先が残した行事等を復活させ、ふれあいの場を多くする。
牧園地区	男性	70歳以上	ボランティア活動によって改善されたところが、フルに活用されるよう、活性化するよう地域の人々のためにもっと策をこうじてほしい。年寄りも若者も仲良く楽しく過ごせる仕事場や保養地が必要ではないでしょうか。今の世の中はともすると若い人中心に事が動き、年寄りは脇に置いてけぼりをくう。年寄りいじめの世の中の政策もひどいと思う。人は物事をやり遂げる達成感と、自分が何かに役に立っている、頼られているというこの二つが生きがいにつながるという。年寄りにもっとやれることがあると思います。邪魔者にしないでください。若い人がよそから帰ってきて働けるよう、また卒業した子供たちが残って仕事ができるよう、企業の誘致等を県内に考えてほしい。また、農業を推進するための勉強会等（農業大学がなくなったから）を考えてほしい。もう観光にばかりぶら下がっていてもダメだと思う。もっと町おこしに力をいれてほしい。年寄りにも働ける場所を作ってほしい。空家等の使わないものの有効活用を考えてほしい。年寄りばかり多い中で、ボランティアボランティアといってたくさん力を借りるというのは酷だと思う。若い人を呼び寄せる方法をこの地域に残す方法を考える必要があると思う。70代80代の人々がやっとの思いで守っている地域の現状をもっと深刻に考えてほしい。
霧島地区	男性	70歳以上	花の苗に変化がなく海岸地区、中間地区、山麓地区一通りでつまらない。もう少し工夫してほしい。グリーンアドバイザー等を活用すべきです。地区は個性を持つべきでしょう。
福山地区	男性	60歳代	限界集落に近い状況では、ボランティア活動や自治公民館活動も先細りです。人の住む活気ある町づくりも併せて実施しなければ活路はないような気がします。

(6) 美化清掃に関する行政への要望（行政のリーダーシップ）

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	男性	50歳代	本来行政がやるべきことを時間がないので市民に肩代わりしてもらっている。但し、市民も市内で生活しているので、ある程度の活動は必要と感じる。市民に負担をかけない方法（負担をかけると長続きしないので）で行政との一体感が必要。
	男性	70歳以上	（例）城山登山道路に草が茂って歩けないこともある。草刈機をもって行って、自主的に刈ったこともあった。利用者が一番知っているので、利用者が草を抜くようにすれば気持ちが良い。行政は定期的に周辺の清掃をやる。行政と利用者が善意を分かち合って自分の身になってそれぞれの分をやること。
溝辺地区	女性	60歳代	高齢者が多く美化作業など参加者が少なくなっているため、シルバー等を通して行政で行ってもらいたい。ポイ捨てがすごく多いので、町内を見て回り、行政も把握してもらいたい。ビン等草払いする時に危ない。合併前は町の車が道路等見て回り、補修作業をしていていましたが、この頃はそういうことが無いように思います。
	-	20歳代	行政の手がまわらない所を市民にまかせるって事ですか？
牧園地区	男性	60歳代	アダプトも良い制度ですけどね。個人的によく川や海に魚釣りに行きますが、川、海共に毎年汚くなっており、特に錦江湾は40年前と違って汚れの度合いは深刻です。観光地霧島に恥じない鹿児島でありたいものです。未来の子供たち、世界中の人から見た鹿児島のために、家族で外に出た時は必ずごみを見つけたら家に持って帰ります。桜島に恥じない錦江湾であるには、行政の長が動いて欲しいものです。上の親方が動かないとね。未来のために。
霧島地区	男性	50歳代	行政の職員も手本を見せるべき
隼人地区	男性	50歳代	役所に専門の部署をつくり、一般市民を頼るのではなく役所自ら推進していくべきではないでしょうか。なぜなら高い市民税を払っているからです。

居住地区	性別	年代	自由意見
隼人地区	男性	60 歳代	アダプト制度を制定するのも行政の一手法かもしれませんが、農道（市道）がぬかるみ穴だらけで、作業している人また、歩いている人も非常に不便を感じており、市の耕地課等に申請しても取り合ってもらえない状況がここ何年（10年以上）続いている。住民参画もよいが、互いに一致協力してことの改善に取り組んでいただけない行政にはうんざりしている。里親制度を取り入れるのもよいが、その前に住民の方々と話し合って改善すべきは改善して、それを維持するシステムを構築していかなければ、住民参加は得られることはないと思う。（隼人町内部部）
福山地区	男性	70 歳以上	美化について行政ができるだけ指導して下さいお願いします。

(7) 美化清掃に関する行政への要望（マナーアップについて）

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	男性	50 歳代	昔は、公園等公共の場所にごみ箱があり、たまに利用したものです。しかし、現代は、駅や公共の場所に行くと、ごみ箱を探すのに苦労するありさまです。人が見ていなければ、ごみを放置する一部の心無い行為に心を傷めることがあります。道を歩いていて空缶やごみを見つけても、ほとんどの人が拾わないのはどうしてなのでしょう！それは、自分がやったわけではないから、美化清掃する責任が無いと、見て見ぬ振りをしているのです。周りに全く無関心なんですね。どうしてこういう社会、日本人になってしまったのでしょうか。ボランティア活動やアダプト制度で美化清掃を奨励することは良いことだと思いますが、もっとその原因となる一部の悪質な行為（公共の場所等にごみを捨てる等）を積極的に取り締まった方が良いと思いませんか。法的な整備も含め、行政が、積極的なリーダーシップを図っていくべきだと思います。東京都等、一部の自治体では積極的に取り組んでいます。お役所仕事で終わらせないでほしいと思います。（アンケートだけの実績作りでは…）
	-	60 歳代	どちらの制度にしても捨てる人・汚す人がおり、その後始末の制度です（直近の制度）。捨てる人・汚す人を根絶することを考えた方が良い（長期的展望）。例えば、小中高生にゴミの処理の仕方、制度を教え、観光霧島はゴミのポイ捨ては絶対に許されない事を徹底させる。また、社会人に対しても会社・団体・法人にゴミの後始末を徹底させるよう教育する。あるいは、その為のオピニオンリーダーの育成・任命をする。
	-	70 歳以上	1. 環境の美化整備に対し、市民のモラルが低いと感じられ、家族・学校の教育が最も重要と感じる。2. 行政側が年に1~2回、公園や海岸をごみ一つないように清掃して見せ、住民がごみを散らすのが恥ずかしいくらいにクリーンアップ。3. 米国では、低所得層の町と、高所得層の町では、歴然と分かるくらい町環境が異なるが、これは行政の予算の差らしい。4. 住民に対するモラルアップ運動が重要効果的と思う。
横川地区	-	60 歳代	散歩する道（山道）ですが、年に何回かは草刈りを実施しています。空き缶も拾いましたが又同じで捨てる人が多いです。
霧島地区	男性	40 歳代	草木は別として、ゴミを捨てる人への取り締まりを強化したほうが良いと思います。
隼人地区	男性	70 歳以上	道路・海岸の清掃等は季節や天候の変わり具合により仕事量も変わってきます。特に海岸、港の清掃等は天候、風向き、その他諸々の条件により違ってきます。その都度心がけて清掃しないと常時きれいな環境を保つことはできないと思います。港に行った時、また釣りの後、各人の心掛が絶対必要だと思います。微力ながらそう思う方が一人でも増えることを念じながら行動したいと思っております。
-	男性	70 歳以上	現在市民は個々の生活をしている。もっと共同の生活をしてほしい。「隣の人は何をしている人ぞ」という現状である。

(8) 現在の仕組み（ボランティア・自治会他）について

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	男性	30 歳代	アダプトという仕組みはあってよいと思うが、まず各自治体自分たちが住んでいる場所・地域は自分たちで維持管理すべきで、もっと愛情を注ぐべきだと思います。ゆえに、公民会への加入及び自治会を通じてのボランティア活動が最も効率的で継続的だと思います。
	男性	30 歳代	自宅周辺は老人会の活動、公民館やふれあいボランティア霧島などの清掃によりとても良い環境が保たれています。特に老人会の方々は季節ごとに花を植え替えてくださり、町が明るくきれいです。河川の土手にも市により植樹がなされ、緑もきれいで満足しています。
	男性	50 歳代	その前に、市民が公民館に全員加入し、自分たちの地域は自分たちで守り、きれいにするという道義・教育・高揚を図る必要がある。
	男性	70 歳以上	現在のボランティア活動について、内容や分担について地区自治公民館で再検討し、地区民の連帯感を高めるようにしたい。
	-	70 歳以上	美しくするためにはボランティアも行うべきだと思う。

居住地区	性別	年代	自由意見
溝辺地区	男性	60歳代	毎年2回実施している美化清掃作業は、地域によっては、高齢化が進み、参加者が激減している。また、市道等の集落生活道を通ずるドライバーのマナーの悪さから空缶、ごみなどポイ捨てされ、地域環境を害されている。畑に多量の牛（酪農）のし尿をまき、すぐに耕運しない為、地域環境を最悪の状態にする者がいる。対策を検討されたい。
	-	60歳代	年令的にあとの位できるか心配。現在50代～60代の大人がしています。自分の所は自分でするという責任感から田作りも年をとった人がしています。霧島市でも60代～70代の大人がトラクターで準備しています。環境は守りたい。
	-	70歳以上	それぞれの自治公民館で年間を通じて計画的・定期的に行った方がよいと思う。
横川地区	男性	60歳代	美化活動はボランティアで実施したい
牧園地区	男性	50歳代	ボランティアも行政指導がないと行う人が少ない。
	男性	60歳代	国道の場合と農道の場合、年2回くらいやっているようですが、各地区の市道の場合は年1回だけです。1回だけでは春先と秋口では草木が大きくなって手間がかかる。個人的に家の周りの道路はしなければならぬ（が、出来ない人もいる）。高齢者が多くなって、思うように作業が出来ない地区の自治会を有効利用できないものかいつも考えております。
	女性	70歳以上	気持ちは十分ありますが、みな85歳を過ぎた人ばかりです。
隼人地区	女性	60歳代	私達、5人で活動しております。あれもこれも手をのばしすぎて疲れる事が多いです。うまくリードしてくれる人がいて、活動に参加して、どうすれば楽しい思いを出来るか、考えている所です。
	-	60歳代	隼人町政時代に西瓜川原公園は、西瓜川原自治会が清掃等の管理をしていました。その時は、自治会員の全員が公園を守り、きれいな状態に維持されてきました。霧島市政への移行によって、市の管理となり、手入れも不十分となり、雑草がはびこってきました。自治会に対し、助成をして公園の維持管理をした方が市の経費も少ないと思います。また、地元の公園を清掃・草刈りすることで、自治会員は公園に愛着が湧き、大事にします。
-	男性	40歳代	自治会にボランティア活動として任せればよいと思います。アダプト制度もめんどろな事にならないようにしっかり管理できるのであれば良いと思います。

(9) その他

居住地区	性別	年代	自由意見
国分地区	男性	30歳代	皆で協力して美しい町が出来たら最高ですね。東上に住まわせて頂いております。国分寺跡の桜木が茂って道路にさしかかっております。ここを訪れる方々をよく見かけます。なんとか剪定等お願いします。国分寺跡を見に訪れる方々の為にもきれいに切って頂きたいです。入り口の掃除はさせていただきますので、よろしくをお願いします。
	男性	50歳代	県や市で行う事を、私たちにしてほしい様なアンケートに思えてならない。今一番頭にきていることは、林道・農道の通行止めがあることです。早朝とPM5:00以降は、工事しないのだから、通してもいいのではないかと。林道・農道の工事にお金を使うより林道・農道の草刈りに金を使ってはどうですか。
	男性	50歳代	アダプトに力を入れすぎて財源はあるのですか。
	男性	60歳代	暑い季節には、涼しい時間帯に活動した方がよい。
	男性	60歳代	みんな少しは興味を持って行きたいものです
	男性	70歳以上	宇都墓地の樹木は根切りし、見晴らしを良くしてください。
	女性	70歳以上	80才以上なので、難しいことはわかりません。
	女性	70歳以上	特にない。
	女性	70歳以上	95才になる母の看護のため、3年前に移転しました。今は、その様な事を考える余裕がありません。
	-	70歳以上	当部落では老人会、自治会で月2回神社の清掃、部落内の草刈等の活動を行っている。
溝辺地区	-	70歳以上	昔に比べてとても良くなりました。田んぼのどぶ川で腰まで入り清掃していた事を忘れません。ありがとうございました。
	-	50歳代	道路公団やシルバーの方が公道沿いで草払いをされていますが、刈り取った草等、自分が欲しいと思った場合、作業されてる方々と相談できた場合いただいでよろしいのでしょうか。
横川地区	女性	70歳以上	年をとり過ぎてお役に立てず残念です。集落の清掃作業には長男が参加してくれています。こんな淋しい部落でも声をかけて下さり感謝致しています。
	-	70歳以上	道路や耕地に覆いかぶさる雑木竹の除去をしてほしい。
牧園地区	男性	20歳代	適切な資金運用を。
	女性	50歳代	女子寮にいる人にはあまり興味ありません
	男性	70歳以上	霧島市として統合されて中央では強化されたと思っていらっしゃるようですが、細部に入りましては市相談にも強力な人材がいないことを強く感じました（耕地道路）。もっと外に、弱い者に目を向けて（老人も）真に強い行政となって下さる様希望致します。

居住地区	性別	年代	自由意見
霧島地区	女性	70歳以上	老人のためあまり良くわかりません。
	女性	70歳以上	何年か前に土木課の方から（側溝の？）水が流れるようにしてもらいました。今回、役場の方と伐採している方と話をされたのですが、枝が今だに除かれていません。人の手ではだめでした。
隼人地区	男性	30歳代	今回初めてこの制度を知りました。あまり興味はないです。すみません。
	女性	50歳代	まったくわかりません
	男性	60歳代	知識がなくすみません。地域しか考えられませんでした。隼人地区全体を見ればよいのかも知れませんが。
	-	60歳代	霧島市に転入して5年になりますが、ボランティア活動など各団体の活動に絡まりがあって住みやすくっていい街だとありがたく思っています。少しずつ地域に馴染みを持つようにして協力したいと思います。
	男性	70歳以上	年齢のせいにはしたくありませんが、勉強不足で十分な回答ができませんことをお詫びします。霧島市が少しでも良くなることを祈る次第です。
	男性	70歳以上	自宅の近くは草払いや空き缶、チリなどは掃除をしています。
福山地区	-	70歳以上	高齢になり一人暮らしをしておりますので、申し訳ありませんが回答しかねます。
	男性	50歳代	上記以外の件で伺います。曾於市では、市内の子供が全日本等のスポーツ大会にいく時応援メッセージの垂れ幕が下がりますが、霧島市の場合はないのでしょうか？窓口は？残念です。
-	女性	70歳以上	アンケート調査に協力お願いときていますが、対象者をどのように考えていらっしゃるのか驚きです。80代後半の独居老人宛てにきたことに尚一層驚き。アダプト制度の意味すら分からず代筆を頼まれました。切手代高くなります。もう少し対象者を絞られては如何でしょう。ひどすぎます。誰にでもアンケートを頼めばいいというものではないです。
	-	70歳以上	身体障害者（1～2級）については、少しきつい作業になります。